

地域防災力の 充実強化と消防団

2016

～新時代に対応した消防団運営～



は し が き

全国の消防団員の皆様が、地域の安心・安全を守るため、日夜献身的なご尽力をされていることに対し、心から敬意を表し、深く感謝申し上げます。

消防団員の減少傾向が依然として続くなど厳しい状況にありますが、日本消防協会としても、消防団の活動環境の整備などに引き続き努力し、消防団を中心とする地域の総合防災力の一層の充実強化を推進してまいります。

近年最大の被害をもたらした6年前の東日本大震災後も、様々な自然災害が相次ぎ、住宅等の火災も後を絶ちません。この1年を振り返っても、2度の震度7を記録した昨年4月の熊本地震、これまでと異なる進路で上陸し北海道、岩手に大きな被害をもたらした8月の台風10号、10月の鳥取地震、昨年末の強風下での糸魚川市大規模火災、今冬の西日本各地での記録的な大雪など多くの災害が発生しています。そして、消防団の皆様には、各地の現場で懸命の消防活動をしていただいております。私たちは、全国、いつでも、どこでも、何でもある位の覚悟のもと、消防防災体制の強化を進めなければなりません。

一方、社会情勢も大きく変化し、人口減少、少子高齢化、被雇用者の増加、コミュニティ意識の希薄化等が進んでいます。これらは、消防団員の確保を一層困難にする等の影響がありますが、こうした背景とともに、東日本大震災などの反省と教訓をいかし、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が平成25年12月に制定されました。新法の趣旨実現のため、常備消防との連携のもと、地域にあっては消防団が中心になりながら住民のみなさんをリードし、その総力を結集して地域防災力の一層の充実強化を進めなければなりません。

我が国消防の大きな流れを振り返りますと、約120年前に今の消防団が全国的に設置され、消防の基盤づくりが進められました。その後、消防の常備化が進み、全国ほとんどの地域で常備消防が整備されました。その中で約20年前、阪神・淡路大震災を契機に緊急消防援助隊が創設され、これを中心に常備消防の装備などが格段に充実整備されました。これらが日本消防第一期及び第二期と考えられます。そして、今、新しい法律で幕が開き、日本消防は第三期、消防団が中核となる地域防災力充実強化時代に入ってまいりました。防災の原点は地域にあるとの認識のもと、消防団が中心になり、地域の状況に応じた的確に対応していくことがこれからますます大事になってまいります。

このテキストには、このように地域防災の要として活躍されている消防団の活動の充実強化のため、参考になる全国各地の消防団の活動事例を掲載しました。それぞれの消防団が地域特性に即した活動を充実させ、地域総合防災力の向上を進めるうえで、本書が活用されれば幸いです。また、幅広い皆様に地域の安全や消防防災に関心をもって頂く契機となるよう活用して頂くことも期待いたします。

終わりに、本テキストの作成にあたり、貴重なご意見をいただきました消防庁国民保護・防災部地域防災室をはじめ、ご協力いただきました各都道府県消防協会、各消防団及び消防団事務担当者の皆様に厚くお礼申し上げます。

平成29年3月

地域防災力の充実強化と消防団 ～新時代に対応した消防団運営～

目 次

はしがき	1
目 次	2
平成28年度中の日本消防協会等事業	4
第Ⅰ章【消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律】	
Ⅰ この法律がめざすもの	12
Ⅱ 基本的な考え方	13
Ⅲ 消防団の充実強化	16
Ⅳ 地域防災体制の強化	21
Ⅴ 消防団を中核とした地域防災力充実強化大会等	24
第Ⅱ章【消防団の現状と充実強化方策】	
Ⅰ 消防団の現状	
1 消防団の活動状況	28
2 消防団が抱える課題	29
Ⅱ 消防団の機能と役割	
1 多様な環境下にある消防団の機能と役割	31
2 「消防力の整備指針」における消防団の業務及び人員の総数	33
Ⅲ 消防団の活性化対策	
1 消防団組織・制度の多様化方策	34
2 消防団と事業所との連携体制の強化	34
3 総務省消防庁の取り組み	37
第Ⅲ章【消防団活動事例】	
Ⅰ 地域防災力の充実強化につながる事例	
訓練・災害活動	42
北海道 網走地区消防組合女満別消防団	関係機関との水防協同訓練を実施
北海道 網走地区消防組合東藻琴消防団	冬山救助合同訓練を実施（スノーモービル隊）
埼玉県 志木市消防団	救助艇運用訓練
茨城県 北茨城市消防団	新庁舎敷地内に消防操法訓練施設の整備
三重県 津市消防団	女性消防団員による救助資機材・小型動力ポンプ積載多機能車取扱い訓練
静岡県 掛川市消防団	自主防災会と連携した訓練について
兵庫県 三木市消防団	消防団機動隊の初動体制の確立及び自衛消防隊との連携強化訓練
広島県 坂町消防団	平成28年度坂町大雨土砂災害避難訓練
福岡県 北九州市小倉南消防団	南海トラフ巨大地震等から「住民を全力で守る」地域に精通した消防団の取り組み!!
愛媛県 東温市消防団	地域の実態に即した防災訓練の実施
防災教育	53
岐阜県 飛騨市消防団	ふるさと大運動会と消防団の参加
青森県 弘前市消防団	弘前市防災教育～消防団との連携～
大阪府 寝屋川市消防団	小学校区自主防災訓練
大分県 臼杵市連合消防団	ジュニア防災リーダーの育成
大分県 姫島村消防団	姫島中学校消防隊
地域住民等への広報・PR活動	59
秋田県 湯沢市消防団	地域劇団と連携した消防団PR動画制作
埼玉県 戸田市消防団	戸田市消防団機能別消防団員の活躍
群馬県 明和消防団	住民参加型の防災訓練&PR活動
千葉県 千葉市消防団	ラッピングモノレール等による消防団加入促進PR
山梨県 甲府市消防団	Jリーグ試合会場における消防団員確保PR事業
三重県 四日市市消防団	消防団はしご登り演技をダンスとコラボレーション（大四日市まつり）
愛知県 尾張旭市消防団	第31回市民消防ひろば
長崎県 壱岐市消防団	長崎県内初消防団主体の消防音楽隊結成!
長崎県 佐世保市消防団	佐世保市消防団第6中隊ファミリー交流会

II 消防団の強化事例

消防団員確保対策			6 8
青森県	むつ市消防団	工業高校で消防団出前授業を開催	
岩手県	遠野市消防団	消防団員の確保対策	
新潟県	新潟県防災局	ご当地女性タレントによる女性消防団員募集PR動画の作成及び「にいがた消防団員サポート制度」の導入	
秋田県	大館市消防団	学生消防団活動認証状を初交付	
山梨県	甲斐市消防団	甲斐市消防団における団員確保対策	
千葉県	浦安市消防団	女性消防団員による効果的な入団促進活動	
愛知県	豊田市消防団	大学生40人が学生機能別団員として入団	
富山県	射水市消防団	消防団員の確保に向けて	
滋賀県	大津市消防団	【一日体験入団】消防団員確保への新たな取り組み	
島根県	大田市消防団	為せば成る 為さねばならぬ何事も～消防団員確保の取り組み～	

組織・装備の強化			8 1
北海道	北海道消防協会札幌地方支部	札幌地方支部内の17消防団における相互応援協定締結について	
北海道	洞爺湖消防団	女性分団の発足について	
宮城県	仙台市青葉消防団 他	消防団強化緊急事業五ヶ年計画～平成28年度～	
秋田県	大館市消防団	消防団活性化委員会の立上げ	
岐阜県	岐阜県危機管理部	女性消防団員充実強化事業費補助金で消防団を応援	
福島県	南相馬市消防団	ドローン導入による新規消防団員の確保及び消防団員の負荷軽減	
茨城県	龍ヶ崎市消防団	待望の水槽車の導入！	
愛知県	安城市消防団	天空からのアプローチ！安城市消防団 機能別消防団員☆	
徳島県	阿南市消防団	消防団員安全装備品の充実強化	

消防団員に対する教育訓練			9 3
北海道	北留萌消防組合遠別町消防団	消防団防災学習・災害活動車両の活動事例	
北海道	美唄市消防団	大規模地震災害想定対応訓練	
埼玉県	入間市消防団	入間市消防団救助資器材技能検定	
滋賀県	大津市消防団	大津市消防団地域防災指導員制度	

消防団協力事業所・サポーター事業			9 7
新潟県	新潟県消防協会	新潟県「にいがた消防団員サポート制度」を活用した「全国消防団応援の店」登録店舗の拡大	
栃木県	鹿沼市消防団	「消防団サポート店」と「全国消防団応援の店」2事業を展開	
静岡県	静岡県消防協会	消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例について	

III 女性消防団員の活動

宮城県	色麻町消防団	色麻町女性消防団員結成	
山形県	山形市消防団	女性消防団による幼少期防災教育の普及活動	
神奈川県	伊勢原市消防団	全ては定例会から～	
福井県	大野市消防団	伝統行事に「華」を添えて加入促進PR	
石川県	七尾鹿島消防団連合会	女性の特性を活かした消防団活動	
岐阜県	各務原市消防団	女性消防団員の活躍	
京都府	城陽市消防団	女性消防団員の防災指導活動等について	
大阪府	枚方市消防団	枚方市消防団女性分団の積極的な支援活動が安心・安全な地域社会に結びつく	
和歌山県	紀の川市消防団	女性消防団員の活動	
兵庫県	丹波市消防団	踊って学ぼう～丹波市音頭で救急法♪	
鳥取県・島根県	鳥取県・島根県消防協会	鳥取・島根女性消防団員研修交流会	
福岡県	大牟田市消防団	デジタル紙芝居で防火防災を学ぼう！	
鹿児島県	瀬戸内町消防団	女性消防団員による高齢者宅防火訪問	

IV その他の活動事例

第IV章【新時代に対応した消防団運営方策の普及に係る講座】

平成28年度実施状況			1 2 2
------------	--	--	-------

日本消防協会からのお知らせ

消防団活動事例ページのご案内			1 2 6
全国消防団PRページへの登録方法			1 2 7

平成28年度中の日本消防協会等事業

1 第22回全国女性消防団員活性化北海道大会

(平成28年6月3日 北海道札幌市)



2 少年消防クラブ交流会（全国大会）

（平成28年8月3日から5日 宮城県）



3 第25回全国消防操法大会

（平成28年10月14日 長野オリンピックスタジアム）



4 第1回防災推進国民大会

（平成28年8月27日から28日 東京大学安田講堂等）



5 女性消防団員リーダー会議

（平成28年9月15日から16日 日本消防会館等）



6 「地域防災と消防団」国際シンポジウム（平成28年10月20日 都市センターホテル）



7 平成28年度全国自主防災組織リーダー研修会

（平成28年12月1日から2日 ルポール麹町）



8 第43回消防団幹部特別研修（平成29年1月10日から13日 日本消防会館等）



9 第16回消防団幹部候補中央特別研修 男性の部
（平成29年2月1日から3日 日本消防会館）



10 第16回消防団幹部候補中央特別研修 女性の部
（平成29年2月15日から17日 日本消防会館等）



11 少年消防クラブ指導者交流会（平成29年2月18日から19日 ルポール麹町）



12 消防団防災学習・災害活動車両交付事業

日本消防協会では、消防団を中核とした地域の総合的な防災力の充実強化を図ることを目的に、「消防団防災学習・災害活動車両」を開発し、日本宝くじ協会のご支援を得て、平成26年度から全国の消防団に交付しています。この車両は、平時は地域住民、子供たち、事業所等の防災学習や防災指導用として活用し、災害時には緊急車両として消火・救助資機材等の搬送や現場活動に活用できるものです。平成28年度は全国の消防団に10台を交付しています。

後部デッキに、防災学習用資機材（※1）及び災害活動用資機材（※2）を収納し、用途に応じて積み替えることが可能です。資機材の積み下ろしを容易にするため、車両後部に電動パワーリフト（300kg）を搭載しています。

※1 天ぷら油実験装置、訓練用水消火器、煙体験ハウス、応急手当啓発用資機材など

※2 軽可搬消防ポンプ、簡易水槽、投光器、発電機、避難救助セット、担架、AEDなど



防災学習用資機材

防災学習用資機材には、消火訓練機器、天ぷら油実験装置、煙体験ハウスなどの火災対応訓練用資機材のほか、AEDトレーナーセット、三角巾などの応急手当訓練用資機材などがあります。また、DVD内蔵のプロジェクターとスクリーンにより屋内、屋外での指導、学習が可能となっています。



天ぷら油実験装置



煙体験ハウス



訓練用消火器



AEDトレーナー
セット



プロジェクター
大型スクリーン
ノートパソコン

災害活動用資機材

いざ災害が発生した時には、軽可搬消防ポンプなどの消火器具、万能斧、ジャッキなどの救助器具、夜間の明るさを確保するための投光器及び発電機など、災害活動に使用する資機材を積み替えて出動することができます。



軽可搬消防ポンプ



バルーン型投光器



折りたたみ梯子



レスキューキット



AED



担架

※上記の掲載写真はイメージ写真です。

1 3 「消防団応援の店」の推進

消防団員及びその家族に対して、割引などの一定のサービスを提供する「消防団応援の店」が全国的に広がっています。

この「消防団応援の店」は、消防団員の福祉向上などだけでなく、消防団の存在を地域の方々により広く知ってもらう機会になり、ひいては地域防災力の向上に向けた取組の拡大につながっています。

日本消防協会では、地元の消防団だけではなく、全国の消防団員を対象とする「全国消防団応援の店」をスタートしました。

この「全国消防団応援の店」は関係の皆様のご協力により急速に増加しつつあります。そのリストはホームページで公開しています。「全国消防団応援の店」でも検索できます。



全国消防団応援の店の表示

1 4 消防育英事業に対する事業協力

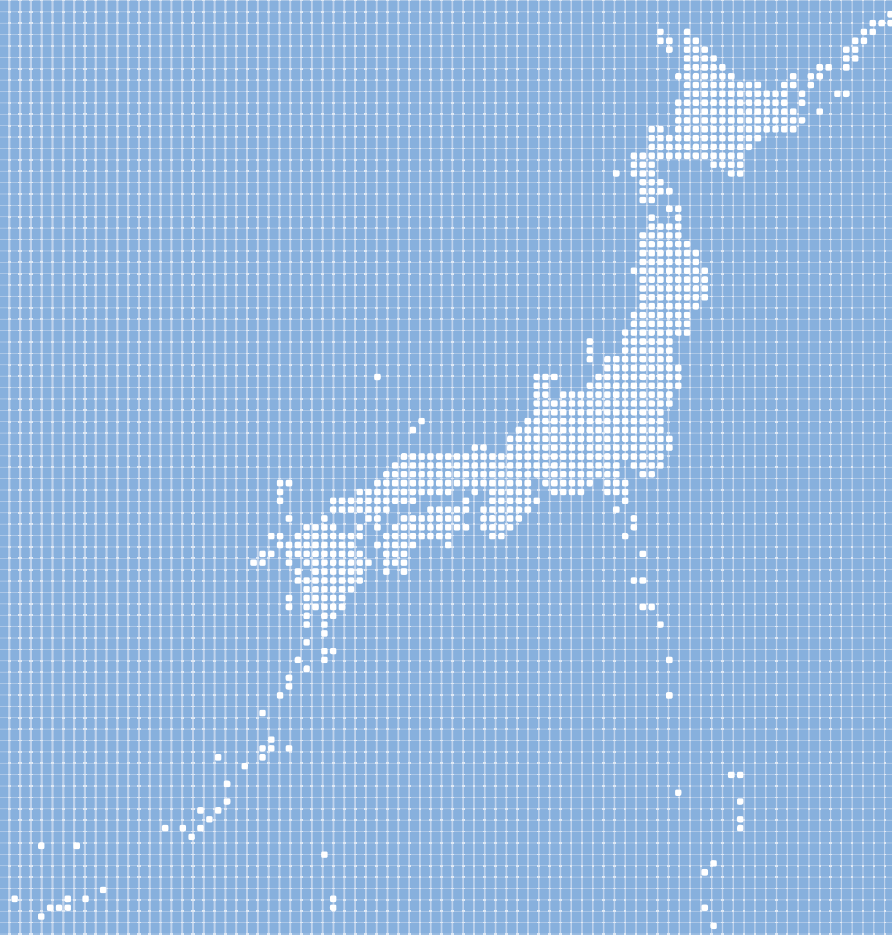
日本消防協会は、消防活動等で殉職された消防団員、消防職員及び消防協力者の遺児に対する支援として、奨学金給付や奨学生懇談会の開催等を行っている（公財）消防育英会の事業に協力しています。

また、消防殉職者遺児支援のため、飲料水の売り上げの一部を消防育英会へ寄付する消防育英会支援自動販売機の設置が、日本消防会館をはじめ全国の消防本部、消防団、事業所等で着実に増加してきています。



第 I 章

消防団を中核とした
地域防災力の
充実強化に関する法律



I

この法律がめざすもの

平成25年12月、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が定められました。この法律は何をめざしているのでしょうか。

平成7年の阪神淡路大震災の時も大きな被害がありましたが、平成23年の東日本大震災はもっと大きな大変な被害になりました。およそ2万人の方がお亡くなりになり、一生懸命活動した消防団員、消防職員も合わせるとおよそ280人も死亡・行方不明になりました。その後、また各地で大きな地震発生があり得るといわれ、また、台風や集中豪雨、竜巻、大雪などが次々に起こっています。住宅などの火災や事故もあります。これまでの常識では考えられないような災害が連続的に発生しています。

そのような中で、一人一人の生命を守るためにどうするか、これからのそのやり方を明らかにし、みんなでこれを実行していこうというのが、この法律制定の目的です。

では、具体的にどうするのでしょうか。

災害が起こると消防署や消防団などが出動して消火や水防、救助救急などをしますが、大きな災害になると到底人手が足りません。そのため緊急消防援助隊という全国的な応援体制を作っていますが、被災地に到着するまでにどうしても時間がかかります。災害発生直後は、地元の消防、地元の人々しかいないのです。地元で何とかしなければなりません。

もちろん消防団は、地元の中心となって活動しています。しかし、東日本大震災などの教訓からは、装備をもっと充実させたり、団員を十分に確保したりして、もっと充実強化しなければならないことがはっきりしています。

そして、住民の皆さんにも一緒に行動してもらわなければなりません。男性も女性も、若い人も中高年の人も、そこで働いている人たちも、みんながそれぞれの役割を果たしてもらって、みんなの力がひとつにまとまらなければなりません。危険が迫っているときに早く避難することも大事な活動です。

いざという時に本当にそのような活動ができるようにするためには、日頃から、住民の皆さんが地域の災害のことについて一緒に勉強したり、訓練したりして、ひとつにまとまっていることが大事です。

この法律は、そのようなことを実行するために、国や地方公共団体がやらなければならないことをはっきりさせるほか、住民の皆さんにもやっていただくこと、そのことについての行政からの支援などを定めています。

このような法律は初めてです。この法律をいかして、どんな災害があってもみんなが元気に生きていくことができるようにしたいと思います。

以下、法律の内容をご説明します。



大雨による崖崩れ現場での救出活動

1 目的

法律第1条には、法律を定めた目的を記しています。この基本の趣旨は、前述の「この法律がめざすもの」に書いた通りですが、背景として、少子高齢化が進んだり、被用者が増え、よそのまちに通勤する人が増えているなどの変化をあげ、地域の防災活動の担い手を十分に確保することが困難になっているとしています。

(目的)

第1条 この法律は、我が国において、近年、東日本大震災という未曾有の大災害をはじめ、地震、局地的な豪雨等による災害が各地で頻発し、住民の生命、身体及び財産の災害からの保護における地域防災力の重要性が増大している一方、少子高齢化の進展、被用者の増加、地方公共団体の区域を越えて通勤等を行う住民の増加等の社会経済情勢の変化により地域における防災活動の担い手を十分に確保することが困難となっていることに鑑み、地域防災力の充実強化に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、地域防災力の充実強化に関する計画の策定その他地域防災力の充実強化に関する施策の基本となる事項を定めることにより、住民の積極的な参加の下に、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、もって住民の安全の確保に資することを目的とする。

2 地域防災への総力結集

第2条以下で、基本的な考え方をいろいろな点から記していますが、これを総括しているのは、地域防災のための総力結集です（第6条）。国や地方公共団体が大きな責務を負っていることはもちろんですが（第4条）、住民の皆さんが、おひとりおひとり、あるいは自主防災組織などとして、地域の防災活動に積極的に参加するよう努めることとしています（第3条、第5条）。

そのなかで、消防団は中核的な役割を果たすものとしてその強化を図ることとし、消防団が住民の皆さんの自発的な活動への参加を促進するなどとしています（第3条）。

(定義)

第2条 この法律において、「地域防災力」とは、住民一人一人が自ら行う防災活動、自主防災組織（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条の2第2号に規定する自主防災組織をいう。以下同じ。）、消防団、水防団その他の地域における多様な主体が行う防災活動並びに地方公共団体、国及びその他の公共機関が行う防災活動の適切な役割分担及び相互の連携協力によって確保される地域における総合的な防災の体制及びその能力をいう。

(基本理念)

第3条 地域防災力の充実強化は、住民、自主防災組織、消防団、水防団、地方公共団体、国等の多様な主体が適切に役割分担をしながら相互に連携協力して取り組むことが重要であるとの基本的認識の下に、地域に密着し、災害が発生した場合に地域で即時に対応することができる消防機関である消防団がその中核的な役割を果たすことを踏まえ、消防団の強化を図るとともに、住民の防災に関する意識を高め、自発的な防災活動への参加を促進すること、自主防災組織等の活動を活性化すること等により、地域における防災体制の強化を図ることを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第4条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、地域防災力の充実強化を図る責務を有する。

2 国及び地方公共団体は、その施策が、直接的なものであると間接的なものであるとを問わず、地域防災力の充実強化に寄与することとなるよう、意を用いなければならない。

3 国及び地方公共団体は、地域防災力の充実強化に関する施策を効果的に実施するため必要な調査研究、情報の提供その他の措置を講ずるものとする。

(住民の役割)

第5条 住民は、第三条の基本理念にのっとり、できる限り、居住地、勤務地等の地域における防災活動への積極的な参加に努めるものとする。

(関係者相互の連携及び協力)

第6条 住民、自主防災組織、市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織、消防団、水防団、地方公共団体、国等は、地域防災力の充実強化に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

3 地域防災の計画的な推進

市町村は、地域防災力の充実強化を計画的に進めるよう、市町村単位の地域防災計画に地域防災力の充実強化に関する事項を定め、また地区防災計画でも居住者等の参加のもとで具体的な事業に関する計画を定めることとしています（第7条）。

第2章 地域防災力の充実強化に関する計画

第7条 市町村は、災害対策基本法第42条第1項に規定する市町村地域防災計画において、当該市町村の地域に係る地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努めるものとする。

2 市町村は、地区防災計画（災害対策基本法第42条第3項に規定する地区防災計画をいう。次項において同じ。）を定めた地区について、地区居住者等（同条第3項に規定する地区居住者等をいう。次項において同じ。）の参加の下、地域防災力を充実強化するための具体的な事業に関する計画を定めるものとする。

3 地区防災計画が定められた地区の地区居住者等は、市町村に対し、当該地区の実情を踏まえて前項に規定する事業に関する計画の内容の決定又は変更をすることを提案することができる。

III

消防団の充実強化

この法律の最大の特徴は、地域防災の中核として消防団を大変重く見ていることです。消防団は、将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできないものであり、これに代わるものはないとして、国と地方公共団体は、その抜本的な強化のため必要な措置を講ずるものとするとしています（第8条）。ここまではっきり記した法律はこれまでにありません。

(消防団の強化)

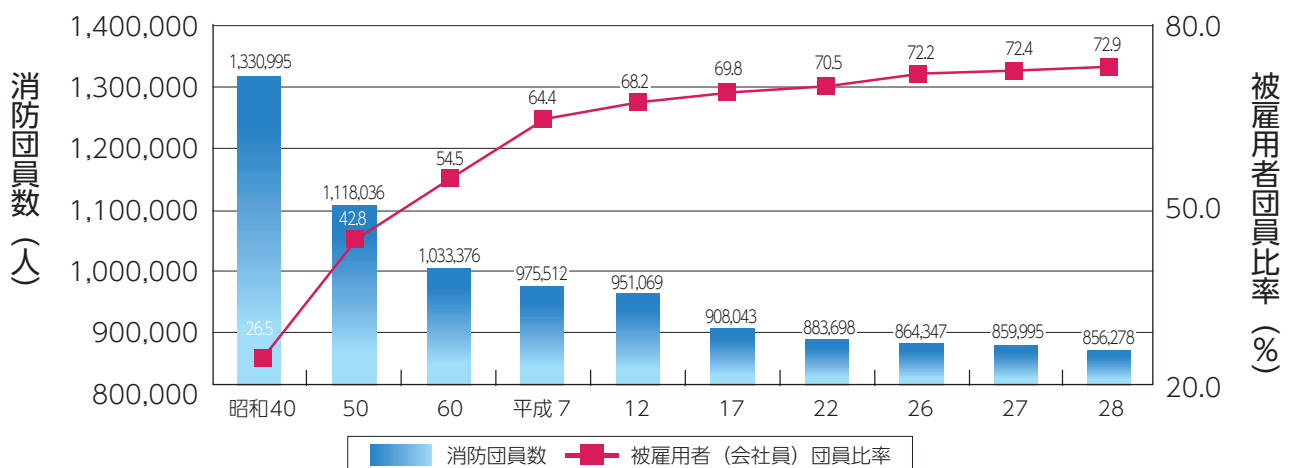
第8条 国及び地方公共団体は、全ての市町村に置かれるようになった消防団が将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在であることに鑑み、消防団の抜本的な強化を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

少し消防団のことを申し上げます。

消防団は、常備消防といわれる消防本部、消防署とともに、法律に基づいて設けられている消防機関で、全国の市町村にあります。両者は連携協力してあらゆる災害事故と闘っていますが、常備消防と比べますと、即時対応力、要員動員力、地域密着力に特徴があり、まさに地域防災力の中核です。そして、東日本大震災などの例にもありますように、大変厳しい状況の下でも命令を受けて組織的な活動をします。本当になくってはならない存在なのですが、報酬はきわめて低額ですので、経済的には殆んどボランティアです。

この消防団は、今、大きな課題に直面しています。消防団は、今申し上げましたように、要員動員力などの特色を持っていますが、それには消防団員の数がなければなりません。消防団員の確保はもっとも大事なことのひとつです。ところが、消防団員は、次の図にありますように、このところずっと減少しています。少子高齢化、過疎化などのほか、被用者が増え、しかも勤め先が離れていること、コミュニティが変化して自分たちの地域は自分たちで守るんだという気持ちを持つ人が少なくなったことなどの理由からだと思われます。

消防団員数及び被雇用者団員比率の推移



(備考) 「消防防災・震災対策現況調査」により作成
注) 1 「消防白書」を引用

これは何とかしなければなりません。そこで、この法律には、消防団員の確保のための条文がいくつかあります。

○消防団への加入の促進

まず、一番の基礎である、自らの地域は自ら守るという気持ちを持ってもらうように、国と地方公共団体は必要な措置を講じることとしています（第9条）。



消防団加入促進ラジオ広報

(消防団への加入の促進)

第9条 国及び地方公共団体は、消防団への積極的な加入が促進されるよう、自らの地域は自ら守るという意識の啓発を図るために必要な措置を講ずるものとする。

次にいくつかの具体的なケースについて記しています。

○公務員の加入

まず、公務員の消防団への入団についてです。

公務員は、元々国民の福祉の向上のため働いています。そして安全の確保は福祉の根本ともいえますから、率先垂範、消防団に入団することは望ましいといえるでしょうが、一方、公務員にはいわゆる兼職禁止などの規定があり、許可などが必要です。今回は、これについて公務員が消防団に入団したいと申し出た時は、「職務の遂行に著しい支障がある時を除き」認めなければならないと定められ、そのほか、入団しやすいように規定が定められました（第10条）。

(公務員の消防団員との兼職に関する特例)

第10条 一般職の国家公務員又は一般職の地方公務員から報酬を得て非常勤の消防団員と兼職することを認めるよう求められた場合には、任命権者（法令に基づき国家公務員法（昭和22年法律第120号）第104条の許可又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条第1項の許可の権限を有する者をいう。第3項において同じ。）は、職務の遂行に著しい支障があるときを除き、これを認めなければならない。

2 前項の規定により消防団員との兼職が認められた場合には、国家公務員法第104条の許可又は地方公務員法第38条第1項の許可を要しない。

3 国及び地方公共団体は、第1項の求め又は同項の規定により認められた消防団員との兼職に係る職務に専念する義務の免除に関し、消防団の活動の充実強化を図る観点からその任命権者等（任命権者及び職務に専念する義務の免除に関する権限を有する者をいう。）により柔軟かつ弾力的な取扱いがなされるよう、必要な措置を講ずるものとする。

○事業者の協力

世の中の就業構造が変わって、商店経営や農業などの自営業者が減少して、サラリーマ

ンといわれる被雇用者が大幅に増えました。ですから、消防団員も被雇用者が増えて、いまや7割以上になっています。これから消防団員を確保するためには、被雇用者の入団が不可欠です。そのためには、消防団への入団、訓練、災害現場への出動について、会社の経営者など使用者のご理解を頂くことが大事です。

これまでも「消防団協力事業所」の認定などいろいろな対策がとられていますが、今回の法律では、「事業者」は「従業員」の消防団への入団や活動について、できる限り配慮するものとしています。

また、消防団員としての活動などを理由として解雇その他不利益な取り扱いをしてはならないこと、国および地方公共団体は、従業員の消防団活動について事業者の理解が深まるよう、財政上または税制上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めるものとしてされています。

このことが大事であることを深く考えたいろいろな条文ができました（第11条）。



建設業者の協力を得て災害対応訓練



「消防団協力事業所表示制度」表示マーク

事業所の消防団への協力を消防団員と事業所の従業員をイメージした輪の連結で力強く表現し、また、ハート型は地域を思う心を併せて表現しています。

（事業者の協力）

第11条 事業者は、その従業員の消防団への加入及び消防団員としての活動が円滑に行われるよう、できる限り配慮するものとする。

2 事業者は、その従業員が消防団員としての活動を行うために休暇を取得したことその他消防団員であること又はあったことを理由として、当該従業員に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

3 国及び地方公共団体は、事業者に対して、その従業員の消防団への加入及び消防団員としての活動に対する理解の増進に資するよう、財政上又は税制上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

○大学等の協力

大学等の学生が消防団に加入することは、消防団活動としてだけでなく、将来もっと幅広い防災活動の担い手になることも期待できます。

この法律では、国と地方公共団体が、大学等の学生さんが消防団に加入すること等について、大学等に就学上の配慮などの自主的な取り組みを促すものとされました(第12条)。

（大学等の協力）

第12条 国及び地方公共団体は、大学等の学生が消防団の活動への理解を深めるとともに、消防団員として円滑に活動できるよう、大学等に対し、適切な修学上の配慮その他の自主的な取組を促すものとする。

○消防団員の処遇の改善

消防団員は、元々多額の報酬を期待しているものではありませんが、それにしてもあまりにも低額です。市町村がそれぞれ定めている報酬はおおむね年間2～3万円で、国が財政措置している額より相当下回っています。

この法律では、国と地方公共団体は、処遇改善のため、適切な報酬等が支給されるよう必要な措置を講ずるものとしています（第13条）。

（消防団員の処遇の改善）

第13条 国及び地方公共団体は、消防団員の処遇の改善を図るため、出勤、訓練その他の活動の実態に応じた適切な報酬及び費用弁償の支給がなされるよう、必要な措置を講ずるものとする。

○消防団の装備の改善

東日本大震災の経験の中で明らかになりましたのは、消防団の装備があまりにも不十分であることです。これは、全国的な問題です。

もしもというお話はあまりよくないのですが、あの時、消防団員の安全確保のための安全靴、救命衣などの基本的な装備、津波などの情報を共有するための無線機、救助活動用の機材、最低限の水、食料、燃料などがあれば、様子は大きく違っていただいでしょう。

装備の改善充実が全国の消防団員の強い希望でしたが、この法律では、国と地方公共団体は、消防団の装備の改善と相互応援の充実のため、必要な措置を講ずるものとし、また、国と都道府県は、市町村が行う消防団の装備の改善に対し、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとされました。

この規定を背景に、平成26年2月、国が定めている消防団の装備と服制の基準を初めて大幅に改善しました。これからは、この基準をめざして現実の装備を改善充実することが大きな課題です。装備の改善は、国民の皆さんの安全向上に直結します（第14条、第15条）。



防災訓練で救助活動する消防団員

（消防団の装備の改善等）

第14条 国及び地方公共団体は、消防団の活動の充実強化を図るため、消防団の装備の改善及び消防の相互の応援の充実が図られるよう、必要な措置を講ずるものとする。

（消防団の装備の改善に係る財政上の措置）

第15条 国及び都道府県は、市町村が行う消防団の装備の改善に対し、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

○消防団員の教育訓練

消防団活動の充実には、装備の改善とともに教育訓練の充実も必要です。消防団員は、それぞれ仕事を持っていますから、訓練のための時間の確保が大変なのですが、できる限り効率的に充実した訓練ができるように工夫することも大事です。

この法律では、国と地方公共団体は、訓練内容の基準の策定、訓練施設の確保など必要な措置を講ずるものとしているほか、訓練を修了した消防団員の資格制度の確立についても述べています。

資格は大きな励みになるでしょう（第16条）。

（消防団員の教育訓練の改善及び標準化等）

第16条 国及び地方公共団体は、消防団員の教育訓練の改善及び標準化を図るため、教育訓練の基準の策定、訓練施設の確保、教育訓練を受ける機会の充実、指導者の確保、消防団員の安全の確保及び能力の向上等に資する資格制度の確立その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村は、所定の教育訓練の課程を修了した消防団員に対する資格制度の円滑な実施及び当該資格を取得した消防団員の適切な処遇の確保に努めるものとする。



ポンプ車操作法の訓練を行う消防団員



救急救命の教育訓練を行う消防団員



遠距離送水訓練を行う消防団員



水防訓練を行う消防団員

IV

地域防災体制の強化

この法律の大きな狙いは、地域の防災体制の強化、地域防災力の充実です。そのためにいろいろな条文が設けられました。

○市町村による防災体制の強化

まず、市町村は、指導者の養成、確保、必要な資材の確保等に努めるものとしています（第17条）。

（市町村による防災体制の強化）

第17条 市町村は、地域における防災体制の強化のため、防災に関する指導者の確保、養成及び資質の向上、必要な資材又は機材の確保等に努めるものとする。

○自主防災組織等の教育訓練と消防団の役割

この法律では、地域の防災組織として、自主防災組織、女性防火クラブ、少年消防クラブ、市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織を掲げて、その教育訓練では消防団が指導的な役割を担うよう市町村は必要な措置を講ずるよう努めるものとしています。

ここで注目されるのは、女性防火クラブと少年消防クラブが始めて法律に登場したことと、これらの地域防災組織の教育訓練で、特に消防団が指導的な役割を担うようにという期待を明らかにして、その実行のために町村が必要な措置を講ずるよう努めると定めていることです（第18条）。



消防団と町内会との合同の防火防災訓練

（自主防災組織等の教育訓練における消防団の役割）

第18条 市町村は、消防団が自主防災組織及び女性防火クラブ（女性により構成される家庭から生ずる火災の発生の予防その他の地域における防災活動を推進する組織をいう。）、少年消防クラブ（少年が防火及び防災について学習するための組織をいう。）、市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織（以下「女性防火クラブ等」という。）の教育訓練において指導的な役割を担うよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

○自主防災組織等への支援

地域防災力の充実強化には、いろいろな状況にある住民の皆さんが、それぞれ自分たちの町を、あるいは自分たちの生命、財産を自分たちが守るという気持ちを持って頂いて、日ごろから災害について考えたり、訓練して頂くことが一番大事です。そのことにつながる条文がいくつかあります。

まず、国と地方公共団体は、自主防災組織等の教育訓練について、その機会の充実、情報の提供など必要な援助を行うものとしています。

そして、国と都道府県は、市町村が行う自主防災組織などの育成発展の取り組みに対して必要な援助を行うものとしています（第19条、第20条）。



女性防火クラブによる炊き出し訓練

（自主防災組織等に対する援助）

第19条 国及び地方公共団体は、自主防災組織及び女性防火クラブ等に対し、教育訓練を受ける機会の充実、標準的な教育訓練の課程の作成、教育訓練に関する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

（市町村に対する援助）

第20条 国及び都道府県は、市町村が行う自主防災組織及び女性防火クラブ等の育成発展を図るための取組を支援するため必要な援助を行うものとする。

○防災に関する学習の振興

防災については、幼年期から成長に応じて学習できるようにすることが大事です。そして、消防団等の参加のもとに学校教育や社会教育の場で取り上げられるようにしなければなりません。国と地方公共団体はそのために必要な措置を講ずるものとしています。

このことに関連して申しますと、わが国では全国に約4,500の少年消防クラブがあり、約42万人がメンバーになっています。その活動を支援するため、モデルクラブを指定して活動服や訓練機材を差し上げたり、指導して頂いている人たちの情報交換の機会を作っています。平成27年からは少年消防クラブの全国交流大会を開催しています。

幼少年期から災害に関心を持ってもらうことは大変大事ですので、これからも応援します（第21条）。

（防災に関する学習の振興）

第21条 国及び地方公共団体は、住民が、幼児期からその発達段階に応じ、あらゆる機会を通じて防災についての理解と関心を深めることができるよう、消防機関等の参加を得ながら、学校教育及び社会教育における防災に関する学習の振興のために必要な措置を講ずるものとする。



小学校での防火教室



幼稚園での防火豆まきで
火災予防をPRする消防団員



幼稚園での避難訓練



年末防火広報活動で夜回りをする
少年消防クラブ



小学校で放水体験



V

消防団を中核とした 地域防災力充実強化大会等

平成25年12月成立の「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」は、消防団の重要性を明記するとともに、地域の総力を結集した地域防災力の充実強化をめざす画期的な法律です。この法律の趣旨を実現することが大きな課題ですが、そのためには広く国民の皆さんにこの法律の趣旨をご理解・ご協力頂くことが必要です。

そこで平成26年8月29日（金）、東京都千代田区丸の内内の東京国際フォーラムで「消防団を中核とした地域防災力充実強化大会」を開催しました。日本消防協会主催で開催した初の国民的大会でしたが、各界トップの方々にご参加頂くとともに、160を超える企業・団体のご後援・ご参加を頂き、各界各層約1,500人のご参加のもと盛大に開催されました。

大会には、新藤総務大臣、古屋防災担当大臣のほか、急遽、安倍内閣総理大臣にもご出席頂き、力強いごあいさつを頂きました。

大会では全国各地のさまざまな活動事例を発表して頂き、発起人の皆さんなどからコメントを頂きました。発表後、会場内で意見交換をし、大会の締めくくりとして、これからの地域防災のあり方についての「大会申し合わせ」が満場一致で決定されました。

大会申し合わせ

私たちは、東日本大震災その他の災害・事故を教訓として、これからどのような事態があっても被害を最小限にとどめ、生命は必ず守ることとするため、ひとりひとりが自らを守ると同時に、みんながそれぞれの力を発揮して協力することとします。

そのため、日頃からそれぞれの地域でいろいろな災害等を想定し、その時の対応をみんなでご相談し、避難や緊急の救命措置など必要な体験学習をします。

「消防団を中核とした地域防災力充実強化大会」に当たり、このことを申し合わせます。

平成26年8月29日



主催 公益財団法人 日本消防協会

大会発起人（五十音順：敬称略）

石原信雄氏（元内閣官房副長官）陣内孝雄氏（全国防災協会会長）清家篤氏（日本私立大学団体連合会会長、慶応義塾長）高井康行氏（全国社会福祉協議会副会長）西元徹也氏（元防衛庁統合幕僚会議議長）野田健氏（元内閣危機管理監）福地茂雄氏（元日本放送協会会長：発起人代表）室崎益輝氏（消防審議会会長）横倉義武氏（日本医師会会長）

この大会が新法の趣旨実現に向けた国民運動的な盛り上がりの第一歩となり、平成28年度は、消防庁主催で平成28年8月31日に富山県において、平成28年10月28日に佐賀県においてそれぞれ「地域防災力充実強化大会」が開催されるなどの着実な広がりをみせています。

日本消防協会は、引き続き地域防災力の充実強化を図るため、消防庁や全国の消防関係者の皆さんと力を合わせて事業に取り組んでまいります。

平成28年度の地域防災力充実強化大会

○地域防災力充実強化大会 in 富山 2016

平成28年4月に発生した熊本地震では、熊本県に甚大な被害をもたらしました。大会では、地域住民や自主防災組織、事業者、教育、医療・福祉等、様々な分野が連携を図り、地域防災力の充実強化の重要性についての理解を、さらに促進することを目的としました。基調講演や大会参加団体により、日頃地域で行っている活動の発表や、岐阜大学学生保安消防隊による事例発表がされました。参加した皆さんは真剣に耳を傾け、地域防災力の充実強化の重要性をさらに深め、今後の各地での活発な取り組みにつながる有意義な大会となりました。

- 1 日 時：平成28年8月31日（水）
13時00分～17時00分
- 2 場 所：富山県民会館
- 3 内 容：オープニングアトラクション
（富山市消防音楽隊）
基調講演『自助共助のまちづくり』
（常葉大学大学院環境防災研究科長
重川希志依氏）
事例発表（長野県長野市長沼地区自治協議
会ほか）
- 4 参加人員：約1,000人



○地域防災力充実強化大会 in 佐賀 2016

大会では、いつ発生するか予測のつかない災害から被害を最小限にとどめるためには、「地域」において日頃から備えを万全にしておくことが重要であるとの共通認識のもと、基調講演や全国各地の防災や災害時の多様な取り組みが紹介され、神戸学院大学の女子学生からなる「防災女子」の皆さんに非常食を活用した料理を作って頂き、来場者に試食していただきました。消防団、自主防災組織、事業者、住民、行政等が一層連携していくことが、地域防災力の充実強化にとって重要であるとの理解がさらに促進される大会となりました。

- 1 日 時：平成28年10月28日（金）
13時00分～16時50分
- 2 場 所：佐賀市文化会館
- 3 内 容：オープニングアトラクション
（佐賀広域消防局消防音楽隊）
基調講演『自助・共助の重要性や多様な組織との連携について』
（長崎大学大学院工学研究科 高橋和雄氏）
事例発表（熊本県益城町消防団ほか）
- 4 参加人員：約900人



地域の防災活動プランづくりの推進

国においては、東日本大震災の教訓を踏まえて災害対策基本法を改正し、これまでの都道府県・市町村の地域防災計画に加え、市町村の区域よりも狭い地域を対象とする「地区防災計画」の仕組みを定めました（平成26年4月施行）。これは、地域コミュニティにおける災害への備えと災害時の行動計画といえるものです。この計画づくりのためには、まずは、災害や火災が起こったときにどうするか、地域のみなさんで話し合うことがスタートです。そして、いざというときの効果的な活動につなげることが大変重要になります。

日本消防協会では、このような地域での取組をさらに進めるため、全国の消防団長及び市町村長あてに「地域の防災活動プランづくりについて」を通知しました（平成28年1月）。この通知のなかで、消防団員等地域のみなさんの参考となるよう、試みに作成した「災害、その時どうしますか。一みんなで作る地域の防災活動プラン」を示しております。消防団員をはじめ自主防災組織、住民等地域のみなさんが積極的に参加し、地域の防災活動プランづくりが推進されることを期待しております。

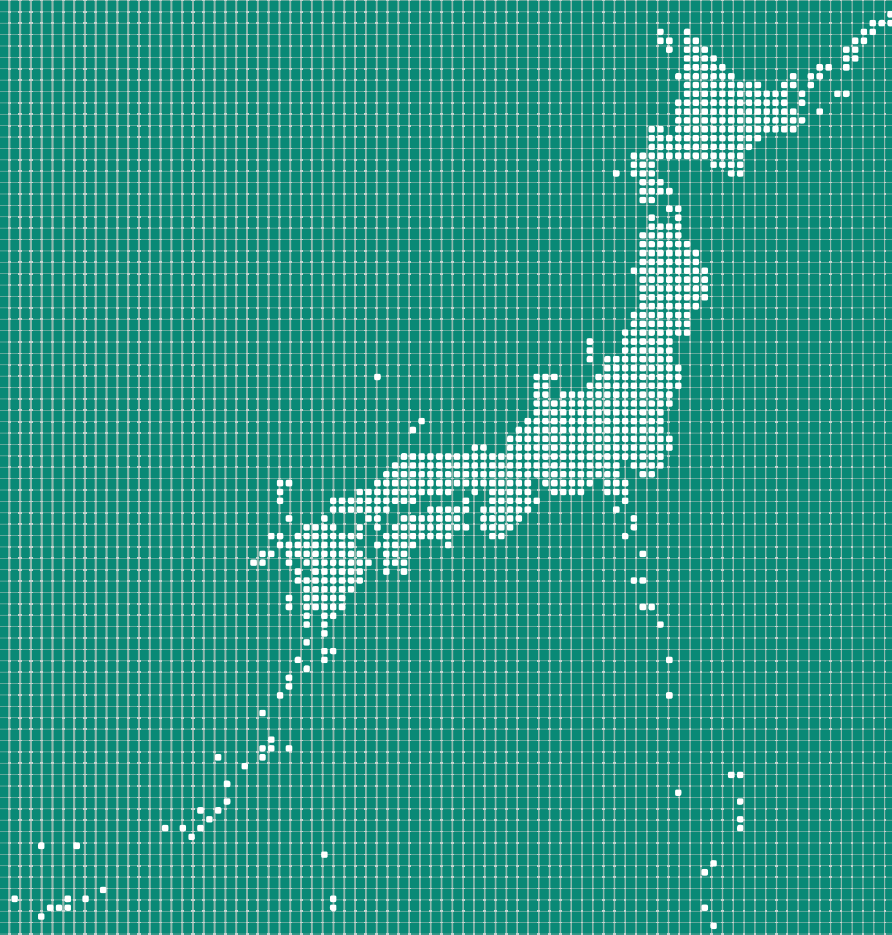
「災害、その時どうしますか。」

一みんなで作る地域の防災活動プラン

- 普段からみなさんで相談しましょう。そして時々練習しましょう。
 - ・ ここではどんな災害があり得るでしょうか。
 - 【例】火災、地震、津波、台風（強風、大雨、高潮、高波など）、局地豪雨（洪水、土砂崩れ）、大雪、火山噴火等
 - ・ その時、早めの情報収集はどのようにして実行しますか。また、その情報はどのようにしてみなさん共有しますか。
 - ・ 被害を防いだり、避難したりなどの行動が必要かどうかはどのようにして相談し、決定しますか。どのように行動しますか。
 - ・ 避難は、どこに行きますか。状況に応じてどこがよいか相談しておきましょう。
 - ・ その時、おひとりおひとはどう行動しますか。お手伝いが必要な人がいる時は、誰が誰をお手伝いしますか。
 - ・ 避難する時には、それぞれお薬など最小限何を持参しますか。
 - ・ 避難先での衣食住の準備は大丈夫ですか。
 - ・ 医療福祉施設等が火災の時どのように初期消火、救出をしますか。
 - ・ 地域内の施設や避難コース等で防災の面から改善した方がよいものがあれば、市町村に相談してみましょう。
- 「地域」は、自然的社会的歴史的な事情からまとまりがあり、みなさんで助け合えるような区域ということになるでしょう。そうすれば、一般的には、いくら広くても小学校の区域、普通はもっと狭い区域ということになるでしょう。
- このようなことをする時には、どなたか中心になってお世話頂く人が必要になります。町内会長さんのお立場の方、あるいは地元の消防団分団長というような方、そして防災のことを勉強している方などいろいろなケースがあり得るでしょうが、いずれにしてもみなさんがひとつにまとまるのが大事ですし、市町村、消防署、消防団とはよく連携することが大事です。
- 相談した結果をメモにして、みなさんが持っていてください。このメモが法律による地区防災計画の実質的な内容に相当するものになるでしょう。
- 時々みなさんが集まって相談したことを確認したり、一部手直しなど新たな相談をしましょう。
- 時々メモに書いた避難等をみなさん一緒に実行し、これでよいかどうか確認しておきましょう。
- 防災についてもっと勉強した方がよいと思ったら、市町村に相談してみましょう。
- みなさんで相談したら、このほかにもいろいろあるでしょうね。

第Ⅱ章

消防団の現状と 充実強化方策



1 消防団の活動状況

消防団は、「自らの地域は自らで守る」という郷土愛護の精神に基づき、住民有志により組織された市町村の消防機関である。平成28年4月1日現在、全国で2,211団(22,484分団)が設置されており、約86万人が消防団員として活躍している。

消防団員は、通常は各自の職業に従事しながら、いざ災害が発生した際には、いち早く現場に駆けつけ災害防御活動等を行っており、一般住宅における消火活動はもちろんのこと、特に地震や風水害等の大規模災害や林野火災時には、多数の消防団員が出動し、被害の拡大防止に活躍している。

一方で、災害時以外の活動においても、個別訪問による防火指導や応急手当の普及指導、地域の行事の際の警戒等、地域に密着した活動を幅広く行っている。

また、近年増加傾向にある女性消防団員も、優しさやきめ細やかな配慮を生かし各地域において活躍している。

消防団の現況

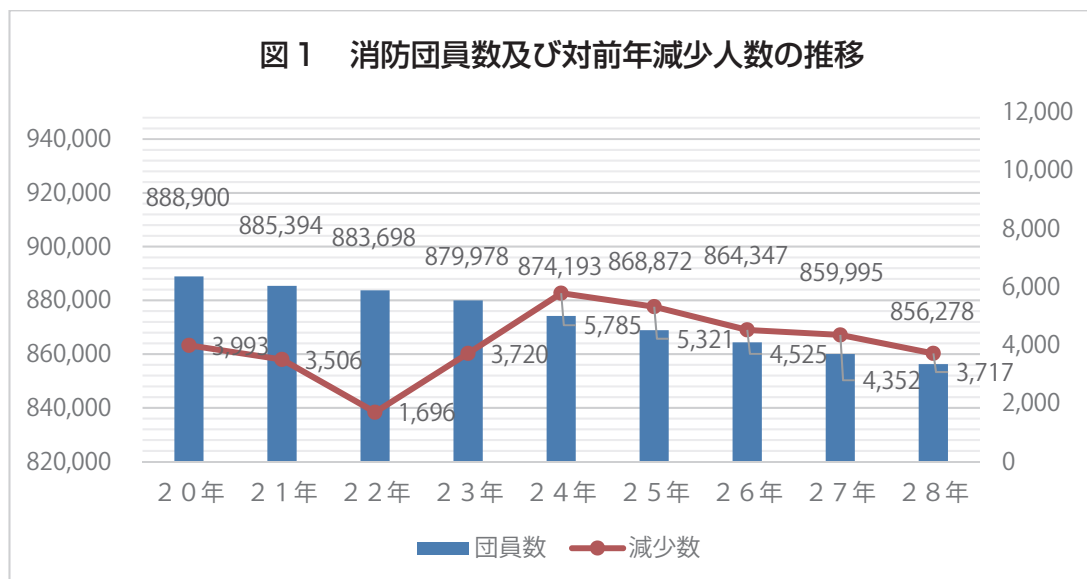
区分	平成28年4月1日現在	平成27年4月1日現在
消防団数	2,211	2,208
分団数	22,484	22,549
非常勤消防団員数	856,278	859,995

2 消防団が抱える課題

近年の社会情勢の変化は、消防団の運営、活動等に様々な影響を及ぼしており、次のような問題点が指摘されている。

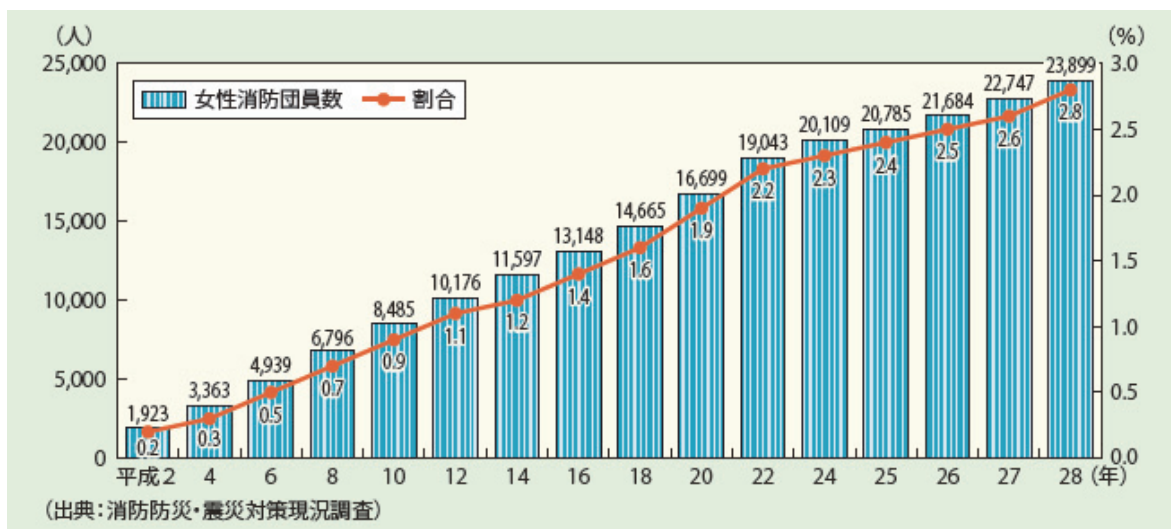
(1) 団員数の減少

消防団員数は、昭和27年当時200万人以上であったが、平成2年には、100万人を割り込み、なお減少が続いている。しかし、消防団員総数が減少する中でも、女性消防団員数は年々増加している。



注) 「消防白書」により作成

図2 女性消防団員数の推移

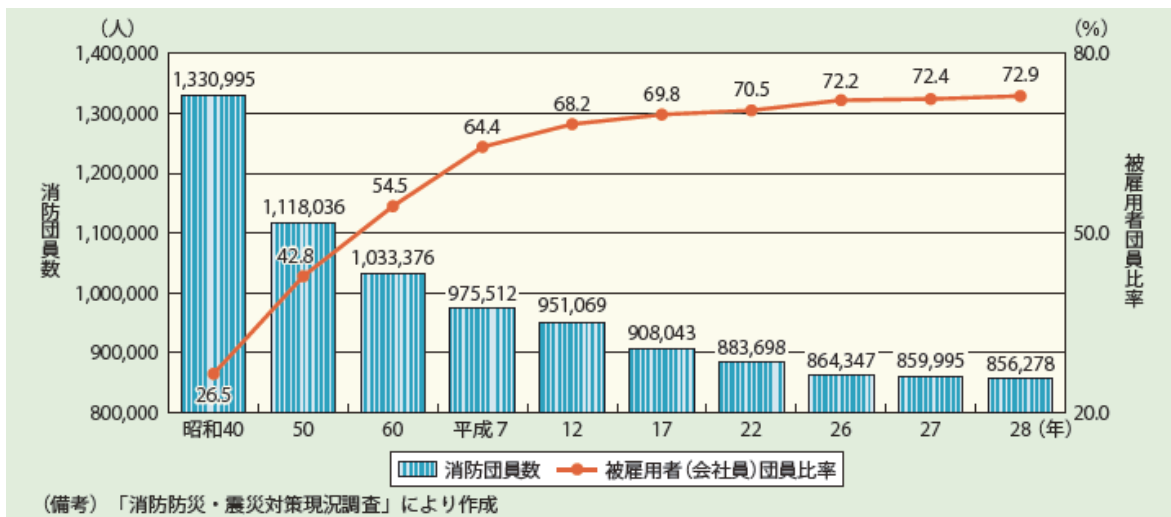


注) 1 「消防白書」を引用

(2) 被雇用者団員（サラリーマン団員）の増加

消防団員に占める被雇用者の割合は約7割までに高まっており、一般的な職住分離の傾向と相まって地域によって昼間における消防力の低下が懸念されている。

図3 消防団員の被雇用者化の推移

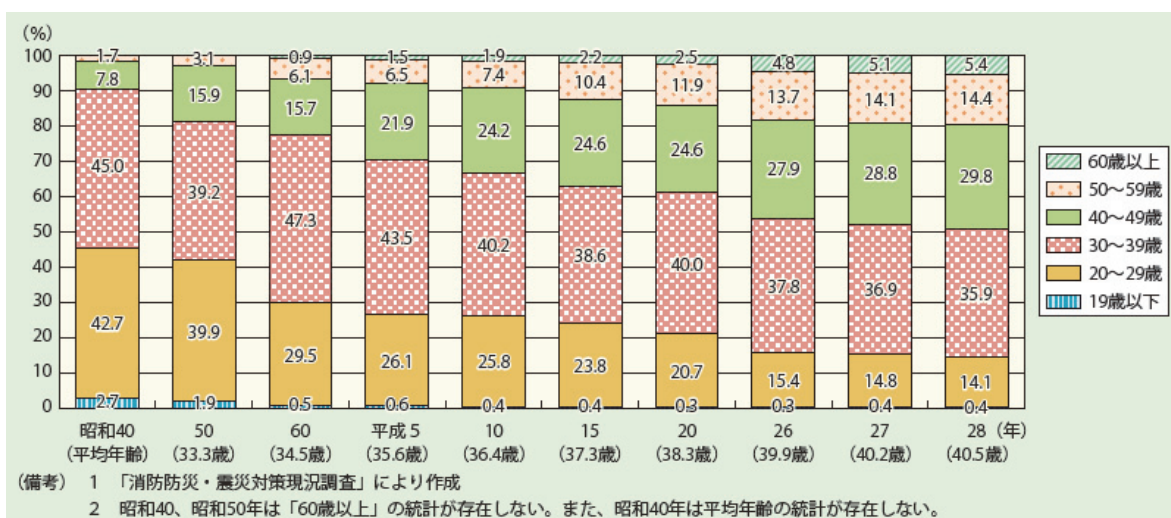


注) 1 「消防白書」を引用

(3) 団員の中・高齢層の増加

消防団員の年齢構成は、図4のとおりであるが、40歳以上の消防団員の割合が年々増加している。

図4 消防団員の年齢構成比率の推移



注) 1 「消防白書」を引用

注) 2 昭和40、昭和50年は「60歳以上」の統計が存在しない。
また、昭和40年は平均年齢の統計が存在しない。

1 多様な環境下にある消防団の機能と役割

消防団の活性化を図るための方策を検討するにあたって、まず、現在の多様な環境下におかれた消防団の状況を勘案し、その役割を明確にする必要があり、消防団の機能と特性、他の消防機関との関係として以下のようなことが挙げられる。

(1) 消防団の機能と特性

まず、消防団の機能と特性としては、次の6点に集約できる。

ア 普遍性

消防団員は、全国の至る所におり、いかなる場所で災害が発生しても即座に対応することが可能である。

イ 地域密着性

消防団員は、その地域に居住又は勤務している人が団員となっているので、地域との繋がりが深く、また地域の各種事情について豊富な知識を有している。

ウ 即時対応力

消防団員は、定例的に教育訓練を受けるなど、消防に関する相当程度の知識及び技能を有している。

エ 多面性

消防団の活動は、消火作業にとどまらず、火災予防に関する住民指導、巡回広報等を実施している。また、風水害及び地震等、各種災害防御活動に当たっているほか、遭難者の捜索救助、各種警戒等の活動を行っている。

オ 要員動員力

全国で約86万人と消防職員の約5.3倍の人員を有し、特に大規模災害や林野火災時等には、その動員力によって災害防御にあたることができる。

カ 広域運用性

大規模災害時においては相互応援協定等により、管轄区域を越えて広範囲な活動を行うことができる。

(2) 他の消防組織との関係における消防団の役割

他の消防組織との関係における消防団の役割については、次の3点が挙げられる。

ア 常備消防機関との関係

常備消防の整備状況及び各地域の自然的条件、社会的条件などにより様々な役割分担が考えられる。例えば、常備消防の比重が高い地域では、通常の火災では常備消防が活動の中心となることから、消防団はその補完的役割を果たすこととなるが、一方では消防団が大きな役割を期待される地域も数多く存在する。また、予防面については、各戸訪問時の一般家庭中心のきめ細やかな活躍が期待される。

イ 自主防災組織との関係

消防団は、平常時にあっては自主防災組織等に対して指導・育成を行う役割が期待

され、また大規模災害時にあっては、消防団がリーダーシップをとって自主防災組織をはじめとする地域の様々な組織やボランティアグループ等とともに統一のとれた災害防御活動を行う必要がある。

ウ 自衛消防組織との関係

事業所の自衛消防組織は、相当程度の施設・装備を有しているものもあるため、平素から消防団としても地域内の自衛消防組織と密接な連携を図るとともに教育訓練等の指導を行い、災害時には消防団を中心として各組織を結集して防御活動にあたることが期待される。

このように、今日における消防団は、地域社会における消防防災の中核として、従来からの任務である消火活動はもちろんのこと、防火指導を兼ねた高齢者宅への戸別訪問、イベント等での警戒、応急手当の普及指導等、地域に密着した活動を幅広く行うことが期待されている。

また、多数の人員を必要とする大規模災害時においては、地域密着性、要員動員力及び即時対応力を発揮し、効果的な災害情報の収集伝達、避難誘導及び災害防御活動を行っていくことが期待される。

2 「消防力の整備指針」における消防団の業務及び人員の総数

消防団の行う業務については、平常時の火災予防活動や応急手当の普及指導等の地域に密着した活動や、阪神・淡路大震災以降、再認識された消防団の持つ組織力を踏まえて、災害時における避難誘導、自主防災組織を含む地域住民への指導などについて、消防力の整備指針第36条に明記されている。

また、人員の総数については、消防団をめぐる地域における実情が多様であり、動力消防ポンプの種類や小学校区内の可住地面積による画一的な基準を基に算定することは困難であることから、業務を円滑に遂行するために地域の実情に応じ必要な数となっている。組織の見直しや市町村合併等に伴う条例定数の削減及び実員数の減少により全国的に減少し続けており、地域の消防力の低下が懸念されているが、各市町村は、消防団員の確保により一層努めることが要請される。

(消防団の業務及び人員の総数)

第36条 消防団は、次の各号に掲げる業務を行うものとし、その総数は、当該業務を円滑に遂行するために、地域の実情に応じて必要な数とする。

- 一 火災の鎮圧に関する業務
- 二 火災の予防及び警戒に関する業務
- 三 救助に関する業務
- 四 地震、風水害等の災害の予防、警戒及び防除並びに災害時における住民の避難誘導等に関する業務
- 五 武力攻撃事態等における警報の伝達、住民の避難誘導等国民の保護のための措置に関する業務
- 六 地域住民（自主防災組織等を含む。）等に対する指導、協力、支援及び啓発に関する業務
- 七 消防団の庶務の処理等の業務
- 八 前各号に掲げるもののほか、地域の実情に応じて、特に必要とされる業務

Ⅲ

消防団の活性化対策

1 消防団組織・制度の多様化方策

昼夜を問わず、全ての災害、訓練に参加する消防団員（以下、「基本団員」という。）を基本とした現在の制度を維持したうえで、必要な団員の確保に苦慮している各市町村が実態に応じて選択できる制度として、各種の多様化方策が導入されている。

その概要については次のとおりである。

(1) 機能別団員（特定の活動、役割のみに参加する団員）

ア 基本団員と同等の活動ができない人が、入団時に決めた特定の活動・役割及び大規模災害等に参加する制度である。

イ 消防職員・団員 OB、被雇用者、女性等の有効な活用が可能である。

(2) 機能別分団（特定の活動、役割を実施する分団）

ア 特定の役割・活動を実施する分団・部を設置し、所属団員は当該活動及び大規模災害対応等を実施する制度である。

イ 大規模災害対応、火災予防対応等を目的とした分団の設置や事業所単位での分団設置が可能である。

(3) 休団制度

ア 団員が長期出張や育児等で長期間活動することができない場合、団員の身分を保持したまま一定期間の活動休止を消防団長が承認する制度である。

イ 休団中の大規模災害対応、休団期間の上限は各消防団で規定する。

ウ 休団中は報酬の不支給、退職報償金の在職年数不算入が可能である。

(4) 多彩な人材を採用・活用できる制度

ア 条例上の採用条件として性別・年齢・居住地等を制限している例があるので、条例の見直しにより幅広い層の住民が入団できる環境の整備が可能である。

イ 年間通じた募集・採用の実施。

2 消防団と事業所との連携体制の強化

全消防団の約7割が被雇用者であることから、消防団活動への一層の理解と協力を得るために、被雇用者消防団員の活動環境の整備、事業所との協力関係の構築、事業所における防災知識・技術に関するストックの活用、消防団活動への協力が社会責任及び社会貢献として捉えられる環境づくり等の各種方策が各都道府県及び市町村に示されている。

その概要については次のとおりである。

(1) 事業所における被雇用者消防団員の活動環境の整備

～ 消防団活動に関する事前打ち合わせについて ～

従業員である被雇用者団員においては、雇用事業所からの理解を得て、消防団活動が行える環境整備が必要である。そのため、消防団等から事業所にアプローチし、まずは、相互で話し合い協力していただくことが必要である。その上で、事業主と消防団で予め消防団活動について、必要な事項（例えば、勤務時間中における災害出動及び訓練等への配慮として、ボランティア休暇扱いにするなど）があれば、それを取り決める。そして、必要な場合は、覚書きの締結等により調整することにより、被雇用者消防団員の活動環境を整備する。

なお、既に消防団と事業所の協力体制が築かれている場合においては、その関係を継続的に維持・発展させていくように努める。

(2) 事業所との新たな協力関係の構築

～ 消防団と事業所との連携強化策について ～

大規模災害発生時において、事業所が有する重機等の防災資機材の提供と併せて、資機材の操縦技術を有する従業員が機能別団員となり、事業所が社会責任及び社会貢献の一つと捉え、地域防災活動に協力してもらえる関係を構築する。

(3) 事業所における防災知識・技術に関するストックの活用

～ 危機管理アドバイザー消防団員について ～

大規模災害、特殊災害については、消防職員や消防団員の知識・技術だけでは、迅速かつ的確な意思決定や災害応急対策の実施が難しくなっているのが現状である。そのため、事業所や大学機関等の専門機関の研修者、学識経験者等に機能別団員になってもらうことにより、防災対策に関する助言（アドバイス）等を専門家から受け、迅速かつ的確な意思決定や災害応急対策が実施できる関係を構築する。

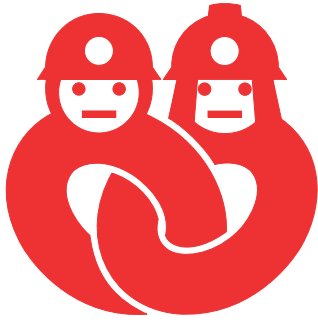
(4) 消防団活動への協力が社会責任及び社会貢献として捉えられる環境づくり

～ 消防団協力事業所について ～

事業所が消防団活動に協力することが「地域防災活動」につながり、社会責任及び社会貢献として認められ、なおかつ、事業所の信頼性の向上につながる環境を整備する。

そこで、「消防団協力事業所表示制度に関する検討会」の検討結果を踏まえ、平成18年11月29日付け消防災第427号により、各都道府県知事及び各指定都市市長あてに、『「消防団協力事業所表示制度」の実施について』を通知した。

「消防団協力事業所表示制度」表示マーク



表示マークのコンセプト

事業所の消防団への協力を消防団員と事業所の従業員をイメージした輪の連結で力強く表現し、また、ハート型は地域を思う心をあわせて表現しています。

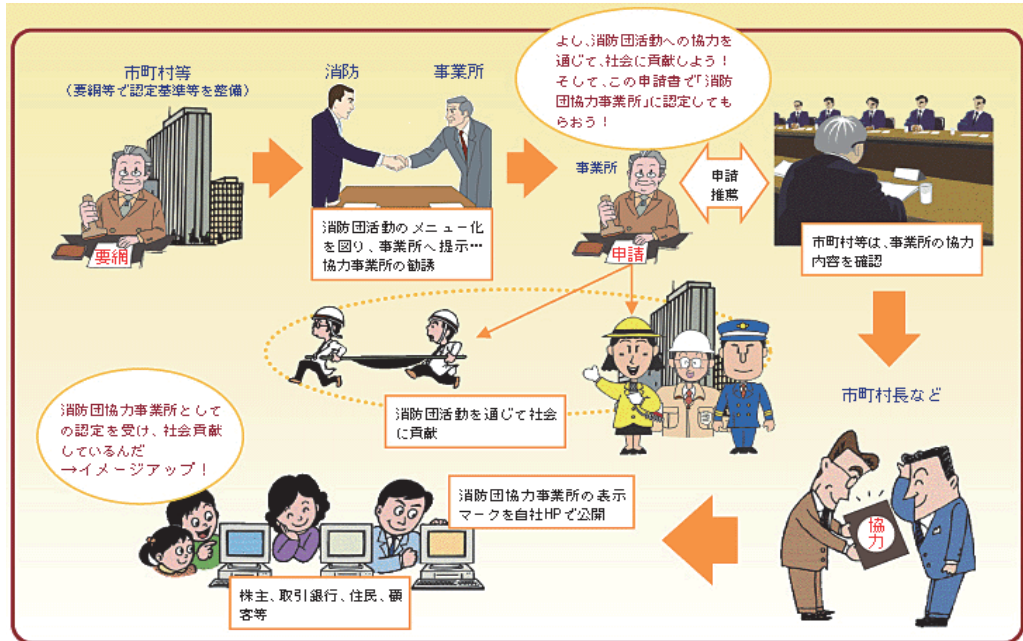


総務省消防庁が交付する表示証
(ゴールドプレート)



市町村等が交付する表示証
(シルバープレート)

消防団協力事業所表示制度イメージ図



運用開始

- (1) 総務省消防庁 平成19年1月1日から
- (2) 市町村等 市町村等が定める日から

3 総務省消防庁の取り組み

(1) これまで継続している取り組み

① 消防団活動のPR

啓発ポスター・パンフレット・消防団PRビデオのホームページ掲載、PRパネル貸与、ホームページの運用、インターネットバナー広告、雑誌等を活用した広報

消防団員募集ポスター

一般向け



B2版4色カラー

女性向け



B2及びB3版4色カラー

学生向け



消防団員募集パンフレット (一般向け・女性向け・学生向けの3種類) (A3二つ折り4色カラー)

女性向け



表



裏



消防団ホームページ

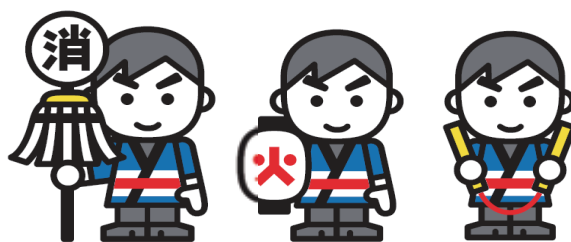
<http://www.fdma.go.jp/syobodan/>

② 消防団等地域活動表彰（消防庁長官表彰）の実施

- ア 地域の安全の保持・向上に顕著な功績があり、全国の模範となる消防団
- イ 団員の確保について特に力を入れている消防団
- ウ 団員を雇用し、消防団活動を支援する事業所

エ 団員の確保に貢献している事業所

- ③ 各地で活躍する若手・中堅団員に消防団活動に関する課題等について意見発表の機会を設け、これを全国に紹介することにより、消防団活動の一層の活性化を図る事を目的とした「全国消防団員意見発表会」の実施（平成14年度～）
- ④ 団員確保に係る地方公共団体等への主な通知
 - ア 市町村・都道府県職員（平成14年11月）
 - イ 女性、農協職員（平成16年2月）
 - ウ 日本郵政公社職員（平成16年3月）
 - エ 大学生等（平成18年1月）
 - オ 地方公務員、公立学校教職員（平成19年1月）
- ⑤ 団員確保に係る地方公共団体への直接の働きかけ
- ⑥ 市町村合併に伴う消防団の取扱いに関する地方公共団体への通知
地域の消防・防災力を向上させるため、団員数の確保と団員の士気を高揚できる処遇について、十分な検討・考慮等を行うこと。（平成15年10月）
- ⑦ インターネットによる防災教育（e-カレッジ）の実施（平成16年2月～）
- ⑧ 消防団員確保アドバイザー派遣制度（平成19年3月～）
消防団員確保に必要な知識や実績を有する消防職団員等を、消防団員確保アドバイザーとして地方公共団体等に派遣し、地域の実情にあった団員確保策について、きめ細かく具体的に助言や情報提供等を行うことで、消防団員を確保し、地域の安心・安全を推進することを目的としている。
- ⑨ 消防団員入団促進キャンペーン（平成18年1月～）
退団者が多くなる年度末の時期において、新たな消防団員を確保するために、1月から3月の期間を「消防団員入団促進キャンペーン」として位置づけ、各自治体への入団促進に係る通知の発出、ポスター・リーフレットの配布及び雑誌広告による広報などを実施し、団員の一層の入団促進を図る。
- ⑩ 全国消防イメージキャラクター（平成20年1月～）
自治体消防60周年を記念して、全国消防イメージキャラクターを決定。
愛称は、1万件を超える応募の中から選ばれ、『消太』と名付けられた。



※「消太」消防団バージョン（3月7日が誕生日）

(2) 「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の施行に関連し消防庁が実施した消防団への参加促進、活性化対策

① 消防団への加入促進

ア 総務大臣書簡の発出

平成25年11月8日、平成26年4月25日及び平成27年2月13日の三度にわたり、総務大臣から全ての都道府県知事及び市区町村長あてに、書簡を送付し、地方公務員等をはじめとした消防団員確保に向けた一層の取組のほか、消防団員の処遇改善などについて依頼した。

イ 事業所の協力

被雇用者団員の増加に伴い、消防団員を雇用する事業所の消防団活動への理解と協力を得ることが不可欠であるため、平成18年度より導入を促進している「消防団協力事業所表示制度」の普及及び自治体による事業所への支援策の導入促進を図っている。

特別の休暇制度を設けるなど勤務時間中の消防団活動に便宜を図ったり、従業員の入団を積極的に推進する等の協力は、地域の防災体制の充実に資すると同時に、事業所が地域社会の構成員として防災に貢献する取組であり、当該事業所の信頼の向上につながるものである。

総務省消防庁では、従業員が消防団員に多数加入する消防団協力事業所に対する感謝状の授与、総務大臣と経済団体等との意見交換会を実施するなどの取り組みを行ってきている。また、郵便局に対しても、日本郵政株式会社や地方公共団体を通じて、加入促進を働きかけているところである。

ウ 大学等の協力

文部科学省と連携し、大学等に対し、大学生の加入促進、大学による適切な修学上の配慮等について働きかけを行っている。

平成28年度は、消防団加入促進キャンペーンの実施に併せて、大学構内向けデジタルサイネージによる消防団員募集広告の掲示やポスターの配布等により、学生への理解促進を図っている。

エ 消防団員となる公務員の兼職の認め・職務専念義務の免除

「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」第10条において、公務員の消防団員との兼職に関する特例規定が設けられ、公務員から消防団員と兼職することを認めるよう求められた場合、任命権者は職務の遂行に著しい支障があるときを除き、これを認めなければならないとされ、また、職務専念義務の免除について、国及び地方公共団体は、消防団の活動の充実強化を図る観点から、柔軟かつ弾力的な取扱いがなされるよう、必要な措置を講ずるものとされた。

国家公務員については、第10条第1項の規定による国家公務員の消防団員との兼職等に係る職務専念義務の免除に関する政令（平成26年政令第206号）等が制定されたところであり、消防庁は各府省庁に対し、特例規定の適切な運用及び国家公務員の消防団への加入促進について働きかけている。

また、地方公共団体に対し、地方公務員についても、国家公務員制度における取扱いを踏まえた適切な対応を求めるとともに、消防団への加入促進について働きかけている。

オ 総務大臣からの感謝状の授与

平成28年4月に発生した熊本地震において活躍した消防団及び平成27年4月1日から1年間で消防団員数が相当数増加した消防団の計77団に対して総務大臣感謝状を贈呈した。

カ 地域防災力充実強化大会

富山県・佐賀県において地域防災力充実強化大会を開催

地域防災力充実強化大会 in 富山 2016

平成28年 8月31日（水） 富山県民会館（富山市）

地域防災力充実強化大会 in 佐賀 2016

平成28年10月28日（金） 佐賀市文化会館（佐賀市）

キ 地域防災力向上シンポジウム

京都府・徳島・青森・岐阜県において地域防災力向上シンポジウムを開催

平成28年 9月 3日（土） 地域防災力向上シンポジウム in 京都 2016

平成28年11月 9日（水） 地域防災力向上シンポジウム in 徳島 2016

平成28年11月15日（火） 地域防災力向上シンポジウム in 青森 2016

平成28年12月18日（日） 地域防災力向上シンポジウム in 岐阜 2016

平成29年 1月21日（土） 地域防災力向上シンポジウム in 沖縄 2017

平成29年 1月28日（日） 地域防災力向上シンポジウム in 三重 2017

② 消防団員の処遇の改善

ア 退職報償金の引上げ

平成26年4月1日、「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令」（平成26年政令第56号）の施行に伴い、消防団員に支給される退職報償金を全階級一律5万円（最低支給額20万円）の引上げを行った。

イ 報酬及び出動手当の引上げ

消防団員の年額報酬及び出動手当について、活動に応じた適切な支給を地方公共団体に働きかけるとともに、特に支給額の低い市町村に対し引上げを要請した。

その結果、平成27年4月1日現在で3団体あった無報酬団体については、平成27年度中に解消された。

③ 装備の充実強化

ア 装備の基準の改正

平成26年2月7日、東日本大震災等の教訓を踏まえ、「消防団の装備の基準」を改正し、トランシーバー等の双方向通信機器やライフジャケット等の安全装備品等を盛り込むとともに、地方交付税措置の大幅な拡充を行った。

イ 救助資機材搭載型消防ポンプ自動車等の無償貸付

平成27年度補正予算及び平成28年度当初予算により、消防団員の教育・訓練を目的として、消防団及び消防学校に対し、救助資機材を搭載した消防ポンプ車両等を無償貸付している。



④ 教育訓練の充実・標準化

平成26年3月28日、「消防学校の教育訓練の基準」を改正し、分団長等の現場の指揮を行う者に対し、火災時の延焼拡大防止措置や倒壊家屋からの救助、避難誘導、地域防災指導等の災害の種別ごとに、安全管理を含めた実践的な知識及び技術を習得するため、消防団員に対する幹部教育のうち、中級幹部科を指揮幹部科（現場指揮課程及び分団指揮課程）として拡充強化した。

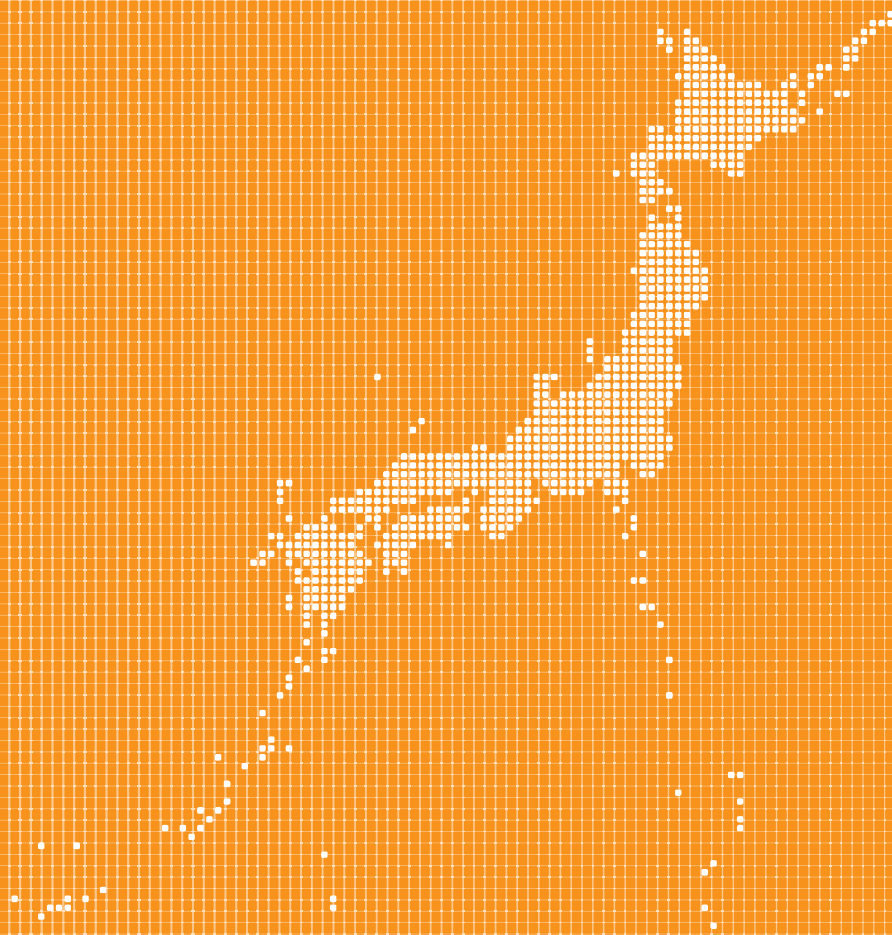
さらに、現場指揮課程教育用DVD及び冊子を作成し、全国の消防学校等に配布した。これらの教材は消防庁ホームページにも掲載している。

また、消防学校に対し、救助資機材を搭載した消防ポンプ車両を計画的に無償貸付し、消防学校での訓練成果に基づき新しい基準の検証をすることとしている。

（e-カレッジ：<http://open.fdma.go.jp/e-college/>）

第 III 章

消防団活動事例



関係機関との水防協同訓練を実施



消防団概要

- ①都道府県名 北海道
- ②消防団名 網走地区消防組合 女満別消防団
- ③実員数 73名(うち女性団員9名)
- ④消防団事務局 網走地区消防組合 大空消防署 警防係
電話番号 0152-74-2619
- ⑤HPアドレス <http://a-fire.jp/index.html>

活動内容

女満別消防団は、大空町の女満別区域を管轄し、その区域には1級河川である網走川を擁しています。

網走川では、昨今の異常気象に伴う大雨により堤防周囲への浸水被害が度々発生し、消防団が水防工法を実施するなどの災害活動を行っています。

女満別消防団では堤防決壊等の大規模災害に備え、同じく大空町の東藻琴地区を管轄する東藻琴消防団及び大空町を警備隊区とする陸上自衛隊美幌駐屯地第101特科大隊との水防協同訓練を実施しています。



他の防災機関との連携の取れた水防工法の習熟及び協力体制を強固なものとする為に、今後も定期的に協同訓練を実施し、災害への備えを万全にしていきます。
(平成15年・平成21年・平成28年に実施)

特記事項



冬山救助合同訓練を実施 (スノーモービル隊)



消防団概要

- ①都道府県名 北海道
- ②消防団名 網走地区消防組合 東藻琴消防団
- ③実員数 64名〔うち女性団員7名〕
- ④消防団事務局 網走地区消防組合 大空消防署 東藻琴出張所 警防係
電話番号 0152-66-3344
- ⑤HPアドレス <http://a-fire.jp/index.html>

活動内容

東藻琴消防団は、北海道の百名山に選ばれ、雑誌等にも冬山登山の名所として紹介された藻琴山を管轄しています。

藻琴山は、比較的標高も低くなだらかであることから、高齢者や家族連れなどが冬山登山やスキー・スノーボードを楽しむことも多く、積雪期のバックカントリー（自然の雪山）を楽しむ観光客が増加していることに伴い、天候の悪化、体力過信に伴う遭難、怪我などの事故も発生している状況にあります。

バックカントリー内で発生した遭難事故等は、発生現場までたどり着くことも困難を極めることから、救出救助活動を迅速・的確に遂行することを目的として、平成21年2月にスノーモービル隊を発足。

消防団員の中から、冬山を熟知し、スノーモービルの操縦に卓越した団員で構成された隊を編成し活動しております。

毎年実施される冬山救助合同訓練では大規模な雪崩事故を想定し、大空町を警備隊区とする陸上自衛隊美幌駐屯地第101特科大隊など、各関係機関との連携や情報の共有を緊密にしていくといった、実践に即した訓練を実施しています。

今後においても各機関との協力体制を強固にし、災害への備えを万全にしていきます。



救助艇運用訓練



消防団概要

- ①都道府県名 埼玉県
- ②消防団名 志木市消防団
- ③実員数 92名〔うち女性団員5名〕
- ④消防団事務局 志木市役所
電話番号 048-473-1111
- ⑤HPアドレス <http://www.city.shiki.lg.jp/>

活動内容

実施日時：平成28年9月4日(日)

13時00分～16時00分
場所：新河岸川・柳瀬川合流地点(志木市役所前 いろは橋・栄橋付近)

目的：集中豪雨による洪水や内水氾濫等を想定し、道路冠水などで発生した要救助者の救助方法の習得を目的とする。

対象：志木市消防団

指導：志木消防署

訓練内容：①救助艇のオール操作による操船訓練

②ピラミッド体系を組んで、流れのある中を救助に向う横断訓練

③中州などに取り残された人を救出する曳航訓練



特記事項

実際の洪水や内水氾濫が起きた時のために、普段使用することが少ない救助艇を運用することで、団員一人一人がいざという時のための心構えや準備ができた訓練となりました。



新庁舎敷地内に 消防操法訓練施設の整備



消防団概要

- ①都道府県名 茨城県
- ②消防団名 北茨城市消防団
- ③実員数 458名〔うち女性団員31名〕
- ④消防団事務局 北茨城市消防本部 警防課 警防救助係
電話番号 0293-42-0119
- ⑤HPアドレス <http://www.city.kitaibaraki.lg.jp/soshiki/shoubouhonbukeibouka/>

活動内容

これまで、消防団員の消防ポンプ操法大会は、大津港湾道路等の施設を借り上げて実施していましたが、借り上げのための日程調整や会場設営等に変苦慮していました。

東日本大震災を受けて、老朽化かつ耐震性に不安のある消防本部庁舎を建て替えるにあたり、庁舎敷地内にポンプ車操法を2コース設営できる専用施設を整備することとなり、平成28年2月に消防庁舎と併せて竣工しました。

7月17日（日）に初めての水出しポンプ操法競技大会を実施しました（ポンプ車の部8チーム 小型ポンプの部9チーム）。



特記事項

消防団員の強固な消防精神、厳正な規律と旺盛な士気、消防ポンプ操法の熟練と敏速、確実な団体行動が図れるようになり、各分団員が優勝という目標に向けて一つになり、統制の取れた行動を習得し訓練を実施していました。

女性消防団員による救助資機材・ 小型動力ポンプ積載多機能車取扱い訓練



消防団概要

- ①都道府県名 三重県
- ②消防団名 津市消防団
- ③実員数 2,186名〔うち女性団員152名〕
- ④消防団事務局 津市消防本部 消防団統括室
電話番号 059-254-1602
- ⑤HPアドレス <http://www.info.city.tsu.mie.jp/>

平成28年5月29日（日）津市消防本部において、大規模災害時に備えた救助活動等の充実強化を図るため、教育訓練を実施しました。消防団の大規模災害時の対応能力向上を図ることを目的とし、津市消防団女性消防団員を対象に、本年度、消防庁から無償貸与された車両（救助資機材・小型動力ポンプ積載多機能車）の取扱い訓練を実施しました。



エンジンカッター取扱い訓練

現在、津市消防団には2,186名の消防団員が在団し、うち女性消防団員は学生機能別団員を含めた152名が消防団活動を行っています。この日は、10か所の方面団から25名の女性消防団員が訓練に参加しました。

まず、消防本部3階研修室において車両概要、積載物品、取扱注意事項等の事前説明が行われ、説明後、4班に別れ、ストライカー・エンジンカッター・チェーンソー・電動式油圧救助器具の取扱い説明を消防職員が行い、1人1人資機材取扱い訓練を実施しました。

女性消防団員からは、「使用資機材の有効性を感じた。」という意見とともに、「取扱い方法を間違えば、ケガをする。基本が重要だ。」との声が沢山あり、最後に女性消防団員自らが、車両に使用資機材を協力して収納し訓練終了となりました。

今後、訓練を積み重ね、女性消防団員自らの地域において、この車両を活用し、住民に対し予防啓発活動を実施していきます。



ストライカー取扱い訓練

活動内容

自主防災会と連携した訓練について



消防団概要

- ①都道府県名 静岡県
- ②消防団名 掛川市消防団
- ③実員数 782名〔うち女性団員14名〕
- ④消防団事務局 掛川市消防本部 消防総務課 警防救急係
電話番号 0537-21-6101
- ⑤HPアドレス <http://www.city.kakegawa.shizuoka.jp/>

活動内容

掛川市消防団と自主防災会が連携し、消防団の指導のもと倒壊家屋からの救出訓練を実施しました。消防団員が、大規模地震を想定した救出救助方法を市民に指導することにより、地域防災のリーダーとしての役割も果たすこととなりました。

経緯 掛川市消防団は、平成23年に消防団活性化検討委員会を立ち上げ、委員会の提言の一つに「大規模災害に備え、実災害を想定した訓練を取り入れる」が示されました。この提言により取り入れられた訓練が倒壊家屋からの救出訓練です。

- 内容
- 1 呼びかけによる要救助者の確認
 - 2 サイレントタイムを実施し、要救助者の応答を確認
 - 3 チェーンソーによる開口部の設定
 - 4 屋内進入による要救助者検索
 - 5 発見後、バールとジャッキを使用した救出
 - 6 竹と毛布を利用した担架作成後の搬送

これら一連の流れは、平成24年度より年間3回行われる常備消防との合同訓練の中で習得し、総合防災訓練で実践する形となりました。

特記事項

総合防災訓練では、静岡県知事や掛川市長から消防団員の活動に対し高評価を頂きました。自主防災会からは、今後も消防団と連携を強化し地域防災力の向上を図りたいと前向きな言葉を頂いております。

時代に即した消防団活動を行うためには、市民ニーズに応え、様々な技術を取り入れていく必要があると感じております。今後はさらに救助技術を高め、地域防災のリーダーとなる消防団を目指していきます。



救助隊から技術を習得する消防団員



自主防災会にチェーンソー、バールとジャッキを使用した救出方法を指導する消防団員

消防団機動隊の初動体制の確立及び 自衛消防隊との連携強化訓練



消防団概要

- ①都道府県名 兵庫県
- ②消防団名 三木市消防団
- ③実員数 1,326名〔うち女性団員3名〕
- ④消防団事務局 三木市消防本部 総務課
電話番号 0794-89-0170
- ⑤HPアドレス <http://www2.city.miki.lg.jp/miki.nsf/39f1c87d0d44690349256b000025811d/545764ddcb38f5e149256d74001a69f1?OpenDocument>

活動内容

三木市消防団では、春の火災予防運動の一環として、平成28年3月6日(日)に三木市口吉川町地内のリサイクルセンターで、工場などの大規模な建物火災、また、山林への延焼拡大時における消防団機動隊の初動体制の確立及び自衛消防隊との連携強化を図ることを目的として合同訓練を実施しました。

三木市には、山林に隣接する大型の建物も多く、ひとたび火災が発生するとその被害は計り知れません。そのため、被害を最小限に食いとどめるためにも、自衛消防隊による初期消火体制、被災地区外からの消防団機動隊等の応援は必要不可欠です。

訓練当日は、大規模な建物火災が発生し林野に延焼の恐れがあるという想定で、市内9隊の機動隊と自衛消防隊が合同で連携強化を図り、中継送水及び指揮本部、隊員間とのトランシーバー等による伝達要領の実戦的な訓練を実施しました。

特記事項

大規模災害時には情報伝達が重要となりますが、今回の機動隊の連携訓練でのトランシーバーによる交信はとても有効なものでありました。今後とも、連携訓練を積み重ね、三木市の地域防災力の向上に努めてまいります。



平成28年度 坂町大雨土砂災害避難訓練



消防団概要

- ①都道府県名 広島県
- ②消防団名 坂町消防団
- ③実員数 213名〔女性団員0名〕
- ④消防団事務局 坂町役場 民生部 環境防災課
電話番号 082-820-1506

活動内容

大雨土砂災害避難訓練

実施日時：平成28年6月12日(日)
8時30分～10時30分

場所：町内一円

目的：災害から住民の身を守るため、地域住民とともに災害時の避難場所の確認・避難経路を検証し、より良い避難方法を身につけることを目的として実施する。



対象：坂町消防団、町内会、広島市消防局、海田警察署、坂町

訓練は、梅雨前線が停滞し、前日から大雨警報が発令され、断続的に大雨が降り続き、午前8時40分に広島県と気象庁から坂町に土砂災害の危険性が高まったとして土砂災害警戒情報が発令されたため、坂町災害対策本部が避難勧告を発令したとの想定で実施しました。



特記事項

坂町消防団は、避難誘導や避難者数の伝達などを行い、町民の安全確保に向けた一連の訓練により、町民や関係機関との連携を深め、防災力向上につながりました。

南海トラフ巨大地震等から 「住民を全力で守る」 地域に精通した消防団の取組み !!



消防団概要

- ① 都道府県名 福岡県
- ② 消防団名 北九州市小倉南消防団
- ③ 実員数 440名〔うち女性団員25名〕
- ④ 消防団事務局 北九州市消防局 小倉南消防署
電話番号 093-951-0119
- ⑤ HPアドレス http://www.city.kitakyushu.lg.jp/shoubou/file_0134.html

・経緯

小倉南消防団は、北九州市小倉南区を管轄しており、度々大規模な浸水被害が発生しています。近年では、平成11年9月に発生した台風第18号の高潮災害で、甚大な被害(市内：全半壊、床上浸水約420世帯)を受け、災害救助法が適用されました。また、平成28



図上シミュレーション訓練

年2月、福岡県から「南海トラフ巨大地震・津波被害に関するアセスメント結果」が公表され、管轄区域が広範囲(約520ha)に渡り浸水し、多くの住民が被害を受けるといった結果から、住民避難等の防災体制の早急な整備が必要となりました。

・取組み

小倉南消防団内に警防委員会を設置し、南海トラフ巨大地震に対し様々な取り組みを実施しています。

・マニュアルの作成及び研修の実施

地震・津波災害における消防団員の活動要領等を具体的・体系的に整理しながら詳細な行動指針となるべきマニュアルを作成し、全消防団員で研修しました。

なお、マニュアルの特徴は次のとおりです。

ア 国の指針に基づき消防団員の安全を考慮したマニュアルを作成

イ 福岡県から公表された「津波浸水想定区域」に「バッファゾーン(予測上は浸水しないが予測の不確実性を考慮すると浸水の恐れがある地域)」を設定

ウ 時系列で活動要領を紹介

エ 非常時での災害広報文案や活動要領等を紹介



災害図上訓練D I G

活動内容

活動内容

オ 災害時、参考となる東日本大震災における団員の参集状況、震災時の消防団員の公務災害の状況、東日本大震災の際に消防団員が行なった活動等のデータを紹介

カ マニュアルの研修を実施

- ・ 図上シミュレーション訓練の実施

南海トラフ巨大地震が発生したと想定し、地図上で図上シミュレーション訓練を実施し、避難誘導及び避難広報ルート等の検討

- ・ 大規模な住民避難訓練を実施

平成28年9月1日の防災の日に、浸水想定地域の住民の津波避難訓練を行い、図上シミュレーション訓練で検討した消防団員による避難広報及びパトロール訓練を実施しました。また、避難訓練後、参加住民に避難上の注意点、応急担架の作成方法及び搬送要領、AED取扱い要領などを紹介しました。

- ・ 浸水想定区域の地域住民等と「DIG（住民参加型災害図上訓練）」を実施

消防団員がリーダーになり、住民と地震・津波のDIGを行い、避難経路を確認し、災害発生時の連絡体制、避難行動要支援者等の共助体制等を検討しました。

- ・ ひとり暮らしの高齢者宅等への防災訪問

女性消防団員による従来の防火訪問に『防災』という視点を取り入れ、ひとり暮らしの高齢者宅等を訪問し、避難時の近隣への共助体制の確認・依頼をはじめ、家具の転倒防止、高齢者等の非常持ち出し品として、杖、メガネ、現在服用している薬、入れ歯洗浄剤等、対象者の状況に応じて日頃の家庭でできる備えを紹介しています。

特記事項

- ◇ 県の津波浸水想定区域の発表を受け、いち早く取組み

- ・ マニュアルの作成

- ・ 全消防団員によるマニュアル研修

- ・ 消防団のDIGを活用した避難誘導及び避難広報ルートの検討

- ・ 大規模な津波・住民避難訓練

- ・ 住民DIG

- ・ 女性団員による防災訪問

- ・ 特別防災講演会の実施

等、実践的に災害対応力を高めるため考えられるあらゆる対策を、自治会、消防署等と連携して、地域防災体制の充実強化を図りました。

- ◇ 近年の大震災の死者の多くが高齢者であることから、女性団員による高齢者宅等への個別防災訪問では、近隣住民との共助体制の確認を行うとともに、家具の転倒防止等の防災指導を行ったことが、効果的でした。また、従来の防火訪問に加えこの防災訪問は、「女性団員の活躍できる分野の拡大」にもつながるものと考えられます。

地域の実態に即した防災訓練の実施



消防団概要

- ①都道府県名 愛媛県
- ②消防団名 東温市消防団
- ③実員数 602名〔うち女性団員18名〕
- ④消防団事務局 東温市消防本部 総務予防課 消防団係
電話番号 089-964-5211
- ⑤HPアドレス <http://www.city.toon.ehime.jp/>

近年の相次ぐ多種多様な災害の発生は、これまで「災害の少ない地域」と言われてきた当市においても決して人ごとではありません。また、近い将来に発生が懸念されている南海トラフ巨大地震による当市の被害予想は、震度6強の揺れにより市内約4割の住宅が全壊もしくは半壊となると発表されています。これに伴い、平成25年に消防庁から拠点資機材が貸与され、災害発生時に孤立地区となる可能性が高い地域を重点的に、有事の際に効率的な応急対策ができるよう、実態に即した訓練を実施しています。(年間2回実施)



安否確認訓練

活動内容

安否確認訓練	大規模地震発生の想定のもと、各班で消防団員の安否確認を行い、トランシーバーにて災害対策本部への報告を実施しました。
拠点施設設営訓練	エアテント及びテント内で使用するベッド、照明、暖房器具等の取扱い訓練を実施しました。
救命ボート取扱い訓練	実施に操作技術の向上を目的に訓練を実施しました。
倒壊家屋からの救出訓練	救助器具を使用し、倒壊家屋模型に開口部を設置し、家屋内のダミー人形に応急手当を実施し救出しました。

訓練をきっかけに、市内各地で予想されるそれぞれの災害形態に対し、「自分たちは今、何をすべきか。」ということ、再認識し、実態に即した防災対策への意識向上につながっていることを実感しています。

特記事項



拠点施設設営訓練



救命ボート取扱い訓練



倒壊家屋からの救出訓練

ふるさと大運動会と消防団の参加



消防団概要

- ①都道府県名 岐阜県
- ②消防団名 飛騨市消防団
- ③実員数 847名〔うち女性団員18名〕
- ④消防団事務局 飛騨市消防本部 総務課 消防係
電話番号 0577-73-0119

活動内容

飛騨市河合町は過疎化が進み、入団可能な生産年齢層のほとんどが消防団員として活動をしています。また、過疎化の影響はさまざまなイベントにも現れてきています。

このような状況下で、平成24年度に河合町の活性化のため「河合町地域振興協議会」が立ち上げられました。同協議会は、地域の各種団体の代表者もメンバーとなり、飛騨市消防団河合方面隊の団員の方もメンバーに含まれました。河合小学校の児童も減少しているため、運動会を「ふるさと大運動会」とし、地域全体で運動会への協力内容について検討を重ねました。飛騨市消防団河合方面隊としても、消防団活動のPR活動や防災意識の向上を目的とし、ふるさと大運動会に協力することとなりました。

平成24年9月	消防操法実演	(児童66名 消防団員80名)
平成25年6月	ラッパ吹奏披露	(児童61名 消防団員80名)
平成26年6月	規律訓練披露	(児童51名 消防団員70名)
平成27年6月	放水訓練披露	(児童48名 消防団員70名)
平成28年6月	消防操法実演	(児童48名 消防団員60名)

また、平成28年9月4日(日)には、「本物体験授業」として火災出動を想定した消防活動を児童に展示しました。サイレン吹鳴をしながら小学校敷地に消防車両を部署し、ホース展張、放水を行い、実災害に沿った消防団活動を児童に見学してもらいました。訓練終了後は、実際に筒先を持ってもらい放水体験も実施しました。



特記事項

児童の父兄のほとんどが消防団員であり、PTA役員も消防団員であることから、小学校と消防団の連絡調整が容易でした。

また、小学生のうちから消防団活動を理解する機会となり、将来地元を離れても消防団に入団する一助となるのではないかと考えられます。

弘前市防災教育～消防団との連携～



消防団概要

- ①都道府県名 青森県
- ②消防団名 弘前市消防団
- ③実員数 1,983名〔うち女性団員24名〕
- ④消防団事務局 弘前市 経営戦略部 防災安全課 消防団担当
電話番号 0172-40-7117
- ⑤HPアドレス <http://www.city.hirosaki.aomori.jp/kurashi/kinkyu/2015-0107-1428-19.html>

弘前市では、市内小中学校の児童生徒を対象とした防災教育に弘前市防災マイスターや消防団員等を講師として派遣するなど、各学校で行っている防災教育のニーズに合わせた側面的支援を平成27年度から実施しております。中でも、「女性消防団員を講師に。」という市内の各小中学校からの依頼が増加傾向にあります。



活動内容

1 目的

- ・ 災害に対して、自ら危険を予測・回避するための基礎的な知識を得ることに加え、習得した知識に基づいて的確に判断し、迅速な行動をとることができる力を身に付けさせる。
- ・ 状況を判断し、最善を尽くそうとする「主体的に行動する態度」を育成する。
- ・ 自助力を高めるとともに、家族、地域、社会全体の安全を考えられる思考、態度、行動力を身に付けさせる。

2 実施内容

実施内容については、各学校からの要望等をできる限り踏まえ、市担当者と女性消防団員が打ち合わせを行い、児童生徒にわかりやすい内容とするよう心がけています。

<消防団に関する講話の要望>

- ・ 避難訓練後に女性消防団員から命の大切さや、身の安全の守り方、避難時の注意点などについての講話
- ・ 4年児童に対する消防団の仕事などについての講話
- ・ 火災時に発生する煙の種類や人体への害など避難時の安全な行動についての講話

- ・ 消防団の構成や活動内容などを含めた防災講話
- ・ 火災における自分の命を守るための安全な行動についての講話などの要望があります。

3 実績

平成28年度は、防災教育の実施を希望する市内小中学校のうち、女性消防団員に講師の依頼があった学校は6校あり、前年度と比べ4校増加しております。



当初、小学校からは女性消防団員の講話のみの依頼でしたが、学校との打ち合わせの中で、地元消防団員の協力もぜひお願いしたいとの要望があり、女性消防団員による講話のほか、地元消防団員による、纏振り演技の披露、消防自動車の展示等も行い、消防団員と児童らの交流が大いに深まりました。



また、児童生徒への防災教育のみならず、教職員への知識付与の機会として捉えるとともに、児童生徒を通じて、保護者の防災意識の向上を図ることが期待できます。

今後、学校からの要望内容によっては、女性消防団のみならず地元消防団との連携を密にし、更なる地域防災力の強化につなげていきたいと思っております。



小学校区自主防災訓練



消防団概要

- ①都道府県名 大阪府
- ②消防団名 寝屋川市消防団
- ③実員数 397名〔うち女性団員12名〕
- ④消防団事務局 寝屋川市役所 人・ふれあい部危機管理室
電話番号 072-824-1181

地域住民の防災訓練において消防署員と消防団員が参加して指導しています。

【啓明小学校区自主防災訓練】

実施日時:平成28年7月3日(日)
10時00分~12時00分

実施場所:啓明小学校

- ・ 地震車体験(消防署)
- ・ 煙道体験(消防署)
誘導については、消防団員が担当しました。
- ・ 応急救護訓練(消防団)
消防団員が簡易担架の作り方を実演し、住民に作ってもらいました。
- ・ 水消火器訓練(消防団)
消防団員が実演し、消火器の使い方を指導しました。
- ・ 心肺蘇生法・AED訓練(女性消防団)
女性消防団員が救急救命講習を実施、住民に心肺蘇生法やAEDの使い方を指導しました。



女性消防団員による心肺蘇生法とAEDの使い方講習

活動内容

特記事項

AEDの普及に伴い、女性消防団がすべて対応しきれないくらい各小学校区から多くのAED講習の要望をいただいています。

また、近年災害が多く発生しているなかで、参加住民の多くが真剣に取り組む習得しようとしていました。



ジュニア防災リーダーの育成



消防団概要

- ①都道府県名 大分県
- ②消防団名 臼杵市連合消防団
- ③実員数 781名〔うち女性団員10名〕
- ④消防団事務局 臼杵市消防本部 総務課 消防団グループ
電話番号 0972-62-2303

活動内容

臼杵市では、今後、人口減少や少子高齢化に伴い消防団員の減少が懸念されています。また、経済状況や就業体系等の変化により市外に定住し就職する方が増加傾向にあり、これからの地域防災を担う若い消防団員の確保が非常に困難になってきている状況です。

今回紹介する「ジュニア防災リーダー養成講座」は、平成27年度から夏休み期間中に市内の中学生を対象とし、防災に関する知識や技術を習得することにより、災害対応能力を身につけ、責任感・連帯感を養い、家庭や学校、地域において防災啓発・指導ができるジュニア防災リーダーを養成することを目的として、臼杵市、臼杵市教育委員会及び臼杵市連合消防団が協力して、災害史などの講座や図上訓練、応急手当などの実技を実施しています。

特に、消防団長の講座では、消防団の活動を紹介し、消防団が地域防災の要である事を認識してもらいながら、団長自ら消防団の魅力や重要性について自身の体験談を踏まえて話をする事で、近い将来消防団へ入団するきっかけにつながる事に期待を込めてPR活動も行っています。

特記事項

この講座を機に、ジュニア防災リーダーの認定を受けた中学生たちが市内で開催される防災教育や防災訓練に積極的に参加し、同世代の学生は勿論のこと地域住民に対し防災指導を行うなど大変活躍しています。

今後も継続的にこの講座を実施し、次世代を担う中学生に地域防災や消防団について理解を深めてもらい、近い将来の入団促進へつなげていきたいと考えています。



姫島中学校消防隊



消防団概要

- ①都道府県名 大分県
- ②消防団名 姫島村消防団
- ③実員数 105名〔女性団員0名〕
- ④消防団事務局 姫島村役場 総務課
電話番号 0978-87-2281

姫島村は、瀬戸内海の西端、大分県国東半島の北5キロの海上に位置し周囲17キロ、人口約2,000人の沿岸漁業と車えびの養殖を主な産業とする大分県唯一の一島一村の離島です。

姫島中学校少年消防隊（現姫島中学校消防隊）は、昭和29年に発足しました。毎年1月には本村消防団の特別点検に参加し、キビキビした動作は消防団に負けないと、高い評価を頂いています。発足当時は、消防署もなく消防団員の大半が漁業者であった為、消防団の補完と防火教育が主な目的でした。昭和48年、村が東国東消防組合に加入後、消防署が設置されてからは、防火教育と団体活動による秩序ある生活態度の養成等が主な目的となりました。消防訓練を通して、消防の技術・要領を体得すると共に、団体行動力、敏捷性、正確性等を養い人間性の育成を目指しています。

姫島村では火災予防週間には、幼稚園児の頃から火の用心パレードを行うなど、幼少時代から防火に対する意識が根付いています。

平成27年度については、まず8月19日に姫島中学校消防隊結団式を行い、消防職員指導のもと礼式訓練から始め、翌年の1月17日の姫島村消防団特別点検に至るまで、人員服装点検や小隊訓練、機械器具点検から分列行進、放水訓練まで計12日間の訓練を重ね本番に挑みました。

発足当時は、中学校2、3年生男子生徒の隊員25名ずつの2小隊で組織されていましたが、少子化や高校受験等の教育環境の変化等により、現在は女子生徒も加わり、姫島中学校消防隊として活躍しています。

発足当時は、中学校2、3年生男子生徒の隊員25名ずつの2小隊で組織されていましたが、少子化や高校受験等の教育環境の変化等により、現在は女子生徒も加わり、姫島中学校消防隊として活躍しています。

活動内容

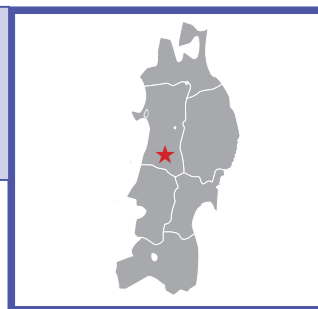
特記事項

これらの活動は、生徒たちの防火意識の向上、啓発活動のために非常に大きな役割を果たしています。

また、仲間と協調しながら行動し、また活動を通じて地域と関わりを持つため、青少年期の人間育成や地域社会への参加意識をも育てることができます。少子高齢化が進むなか、姫島中学校消防隊は、村民にとって頼もしい存在となっています。



地域劇団と連携した 消防団 P R 動画制作



消防団概要

- ①都道府県名 秋田県
- ②消防団名 湯沢市消防団
- ③実員数 1,633名〔うち女性団員18名〕
- ④消防団事務局 湯沢市役所 総務課 総合防災室 総合防災班
電話番号 0183-55-8250
- ⑤HPアドレス <http://www.city-yuzawa.jp/bousai/1821.html>

活動内容

若者や女性に消防団の役割や活動内容に理解や興味を持ってもらい、消防団の加入促進へつなげるため、消防庁の「女性や若者をはじめとする消防団加入促進支援事業」を活用し、秋田県内を拠点に活動している「劇団わらび座」の演出家による脚本、演出、演技指導のもと、現役消防団員や市職員（兼職団員を含む）が出演する消防団活動の P R 動画の作成に取り組んでいます。



これまで、7月から10月までに、5回の演技指導や、劇団わらび座の稽古場での一泊二日の合宿稽古、2日間に渡る撮影を行い、出演者たちも熱心に取り組みました。動画のストーリーには、消防団の訓練や大会のシーンなどを取り入れ、演出の一部に副市長と消防団による曲（ラップ）を取り入れるなど、消防団の役割や活動内容について、市民のみなさんに理解と興味を持っていただける内容を目指しています。

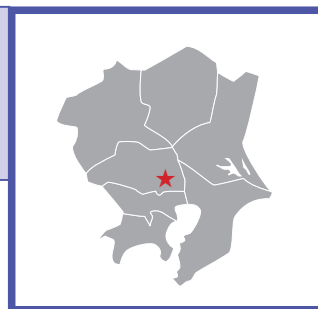


特記事項

平成29年1月の消防団出初式において、動画の完成披露を行い、市のホームページで公開しております。今後は、地域防災講話などの機会を利用して放映し、女性や若者の消防団加入促進 P R に活用する予定です。



戸田市消防団機能別消防団員の活躍



消防団概要

- ①都道府県名 埼玉県
- ②消防団名 戸田市消防団
- ③実員数 106名〔うち女性団員13名〕
- ④消防団事務局 戸田市消防本部 総務課
電話番号 048-420-2124
- ⑤HPアドレス <http://www.city.toda.saitama.jp/site/firedepartment/list18-58.html>

活動内容

戸田市消防団では、後方支援・広報指導を目的として平成27年4月1日に機能別分団を設置し、応急手当の啓発活動や駅頭広報などの火災予防活動を開始しました。現在では18名(男性団員6名・女性団員12名)が在籍し、地域防災の中核として取り組んでいるところです。

平成28年10月15日(土)に市制施行50周年記念行事として、市民に広く応急手当の重要性を理解してもらうため、戸田市文化会館大ホールで市民公開救急シンポジウム『救いたい！ その命』を開催し、機能別消防団員と救急隊員による心肺蘇生法デモンストレーションを行いました。内容は、運動中突然倒れた心肺停止患者を機能別消防団員の手で119番通報、AED使用による心肺蘇生法、そして救急車が到着するまでの一連の流れを熱演し、会場にいた500人以上の市民を湧かせ、温かい拍手に包まれました。

また、11月23日(日)には、イオンモール北戸田において開催されました「埼玉県女性消防団員の日」記念FES2016のイベント事業に当市の機能別消防団員も参加し、ロープワーク体験コーナーや防火衣装着体験コーナーなどを受け持ちました。この事業も大勢の観客で賑わい、十分に女性消防団員をPRできました。

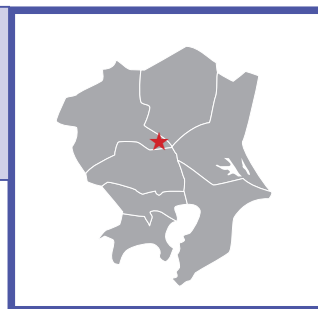
今後も、各種イベントへ積極的に参加し、より一層防災力の強化を図ってまいります。

今後は、若い世代にも消防団を深く理解していただき、大学生を対象とし消防団への入団促進を図っていききたいと思います。

特記事項



住民参加型の防災訓練&PR活動



消防団概要

- ①都道府県名 群馬県
- ②消防団名 明和消防団
- ③実員数 93名〔女性団員0名〕
- ④消防団事務局 館林地区消防組合 警防課 警防係
電話番号 0276-72-8361
- ⑤HPアドレス <http://www.fire-tatebayashi.jp/>

活動内容

平成28年9月4日(日)に明和中学校において、総合防災訓練を実施しました。

今回から、住民の防災意識の向上を目的として住民参加型訓練とし、自助・共助の大切さを学んでもらう訓練にしました。

これまで、デモンストレーション的な要素が多かった訓練でしたが、消防団員が中心となって訓練全般の指導を行いました。

また、11月6日(日)に開催した明和町産業祭において明和消防団PR活動を行いました。色々なアトラクションを体験しながら楽しく消防のことを知っていただくとともに、アンケート調査を実施し消防団員募集活動も併せて実施しました。



車のジャッキを使用した救出訓練

特記事項

明和町において、住民に「災害と聞いてどんな事を思いますか？」とアンケートを行った際に多かったのが、やはり火災でした。

明和町では数十年来、災害とされるような被害が発生していない事もあり、住民の自然災害に対する危機感の薄れが顕著に感じられるようになってきています。

近年多発している災害に対して備えをしているか聞いても、多くの人が「東日本大震災の様な津波は来ない、利根川も切れないから大丈夫だ！」と楽観的に災害を認識している傾向が見られました。

また、初の住民参加型防災訓練でしたが、多くの失敗があり改善すべき内容が見えました。やはり住民の皆さんが防災への意識を持たない限り、どんなに消防団が呼びかけても参加者は1,000人程度であり、町民の13%の参加者でしかありません。

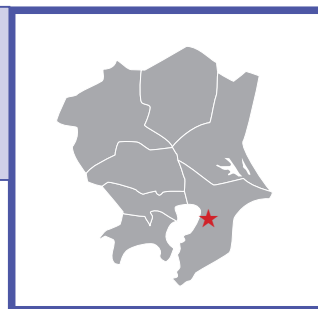
「防災意識を高く持て！」と、簡単に言いますが、実行する事の難しさと、住民の意識を高める事は本当に簡単ではないと実感しました。

徐々にでも多くの町民が楽しく参加でき、防災意識を少しでも高められるようにPR活動を行いながら実施していきたいと思ひます。



クリアファイル 圧縮タオル

ラッピングモノレール等による 消防団加入促進 P R



消防団概要

- ①都道府県名 千葉県
- ②消防団名 千葉市消防団
- ③実員数 774名〔うち女性団員181名〕
- ④消防団事務局 千葉市消防局 総務部 総務課 消防団係
電話番号 043-202-1635
- ⑤HPアドレス <http://www.city.chiba.jp/shobo/somu/somu/mamorushobodan.html>

活動内容

千葉市消防団では、消防団員加入促進事業として、千葉市内を運行する千葉都市モノレールの車両をラッピング、また、ポケットティッシュ・クリアファイルの広報グッズ作成により、「消防団員募集」を掲げ、学生や女性消防団員を中心に入団促進活動を実施しています。

車両の片面は、消防庁が(株)東北新社とタイアップしたサンダーバードのデザインを、もう片面は、平成28年4月1日から導入した「千葉市消防団応援事業所制度」において「消防団応援の店」に配付している登録証のデザインをラッピングしました。平成28年7月から平成29年1月の期間、「消防団員募集」を掲げたモノレールが千葉市内の空を走りました。

また、広報グッズについても、同様にこれらのデザインを利用し、各種イベントにおいて、学生消防団員や女性消防団員などが市民に配布し、消防団の広報を実施しています。

特記事項

ラッピングモノレールの評判は良く、子どもに人気があり、また、遠方からわざわざ足を運んで車両を写真におさめる方もいました。

これをきっかけとして、消防団がより認知され、入団につながるよう引き続き入団促進活動を実施していきます。



ラッピングモノレール
(消防団員募集)

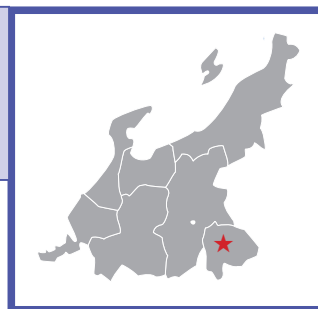


クリアファイル



ラッピングモノレール (消防団応援の店)

Jリーグ試合会場における 消防団員確保PR事業



消防団概要

- ①都道府県名 山梨県
- ②消防団名 甲府市消防団
- ③実員数 1,250名〔うち女性団員35名〕
- ④消防団事務局 甲府地区広域行政事務組合消防本部 人事課
電話番号 055-222-4119
- ⑤HPアドレス <http://www.city.kofu.yamanashi.jp/bosai/shobo/dan/index.html>

活動内容

平成28年9月17日(土)に甲府市小瀬町の「小瀬スポーツ公園」山梨中銀スタジアムヴァンフォーレパーク内において、甲府市消防団と山梨県防災局消防保安課が合同でJリーグ「ヴァンフォーレ甲府」ホームの試合前に甲府市消防団長、副団長、女性消防団員、消防保安課の総勢25名で団員募集チラシの配布などの啓発活動を行いました。観客約1万人であったため、親子連れや若い人たちが多かったので大変盛り上がりました。



また、消防団のPR活動として消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ積載車の展示や子供用防火服の貸し出し、ぬいぐるみによる啓発活動を場外で行い、最後に団長と女性消防団員でスタジアム場内を1周してホームの観客やアウエーの観客にPRして終了しました。

PR活動は、来場者が子供用防火衣を着装して記念撮影をするなど、大変好評であったと思います。また、甲府市消防団では、毎年、女性消防団員の意見交換会を実施してその意見を反映し、女性消防団員の増員を図っております。

特記事項



消防団はしご登り演技をダンスと コラボレーション（大四日市まつり）



消防団概要

- ①都道府県名 三重県
- ②消防団名 四日市市消防団
- ③実員数 597名〔うち女性団員44名〕
- ④消防団事務局 四日市市消防本部 消防救急課 地域安全係
電話番号 059-356-2005
- ⑤HPアドレス http://www.city.yokkaichi.mie.jp/syoubou/ff_group/index.html

活動内容

市内の一大イベントである「大四日市まつり」にて、消防団の伝統であるはしご登り演技を祭り会場の2箇所で開催しました。

1回目は、神社（諏訪神社）の境内にて消防団単体でのはしご登り演技を約20分間披露し、2回目は、メイン会場にてダンスとコラボレーション（約25分間）し消防団活動を広く市民にPRできました。

1 実施日 平成28年8月7日(日)

2 実施場所 諏訪神社 境内
三滝通りメイン会場

3 演技内容

- (1) 諏訪神社境内での演技
消防団でのはしご登り演技の披露
- (2) 三滝通りメイン会場での演技
(ダンスとコラボレーション)

4 映像

<https://www.youtube.com/watch?v=vmxEPhbIVjE>



特記事項

今まで四日市市消防団はしご登りは、年1回の消防出初式で演技披露していましたが、今回実施した大四日市まつりでのはしご登り演技は、乗り手が限られた時間の中で自由に演目を実施できたことで、団員の士気も向上し、来年も是非実施したいとの意見が多く出されました。

本番のダンスとのコラボレーションの際には、見物客が多く集まる中での演技となり、約6mのはしご上で演技を行う毎に大歓声上がり、広く市民に消防団活動をPRできたものと感じています。

来年以降も、市の実行委員会等と調整を行い新たな形で消防団はしご登りを実施し、消防団広報を行いたいと考えています。



第31回市民消防ひろば



消防団概要

- ①都道府県名 愛知県
- ②消防団名 尾張旭市消防団
- ③実員数 128名〔女性団員0名〕
- ④消防団事務局 尾張旭市消防本部 消防総務課 人事教養係
電話番号 0561-51-0861
- ⑤HPアドレス <http://www.city.owariasahi.lg.jp/kurasi/shoubou/shouboudan.html>

活動内容

- 名称：第31回市民消防ひろば
- 日時：平成28年10月8日
10時00分から14時00分まで
- 場所：尾張旭市消防本部
- 開催者：主催 尾張旭市消防本部
共催 尾張旭市危険物安全協会
協力 尾張旭市消防団
尾張旭市婦人消防クラブ
尾張旭市少年少女消防団
尾張旭市消友会



市民と消防がふれあい、各コーナーを体験することにより、火災予防思想の一層の普及を図るとともに、火災・救急事故等を未然に防止し、被害を軽減することを目的として毎年開催しており、今回で31回目の開催となります。

この消防ひろばで消防団は消防団車両6台を使用し、来場者を乗せて消防本部周辺を周回する消防車試乗コーナーを担当しています。

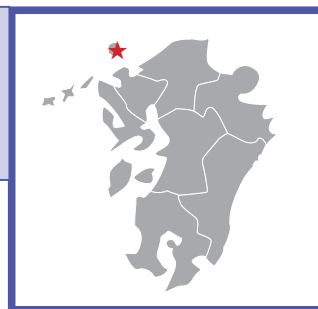
天候不順により一部のコーナーが中止となりましたが、消防車試乗コーナーは大変にぎわい、消防団の活動などをPRすることができました。また、会場内で消防団員を募集するチラシの配布も行いました。

特記事項



約800人の方々に来場していただき、消防団活動への理解を深めていただけました。「市民消防ひろば」を通し、各関係機関がより一層連携を深めることが出来ました。

長崎県内初 消防団主体の消防音楽隊結成！



消防団概要

- ①都道府県名 長崎県
- ②消防団名 壱岐市消防団
- ③実員数 970名〔うち女性団員38名〕
- ④消防団事務局 壱岐市消防本部 総務課
電話番号 0920-45-3037
- ⑤HPアドレス <http://syouboudan.pref.nagasaki.jp/introduction/news/index.php?PNUM=3&CNUM=9&NUM=9>

長崎県内初となる消防団主体の「壱岐市消防音楽隊」を平成27年10月に結成しました。活動人員は男性10名、女性5名の計15名です。消防音楽隊の隊員には、消防団員としての階級を与えることにより消防団員確保に直結しています。音楽隊の隊員は基本的に災害現場には出動せず、広報活動専門の団員としての位置付けとなります。



活動内容

- ・平成28年1月6日の壱岐市消防出初式にて初披露
- ・平成28年7月3日の壱岐市消防ポンプ操法大会、またその他各種イベントへ参加

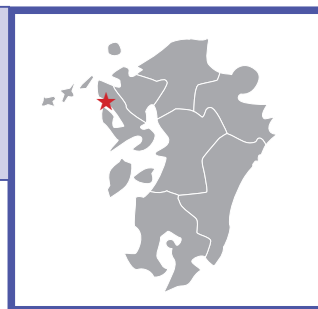
演奏を通じ消防広報活動を行うと共に、消防諸式典の意義を深め、市民の防災意識の高揚を図り、壱岐市及び壱岐市民の公共的社会活動に寄与することを目的としています。また、出初式や操法大会、その他市民が多数集まるイベント時に演奏し、消防団の広報活動を実施することにより、市民の消防防災に対する興味・関心・意識の高揚に繋げることが期待されています。

対象者は、市内在住の18歳以上の方で、音楽隊楽器費用については、結成当初は自前の楽器で対応していましたが、市当局の予算も確保でき、楽器の購入に至っています。また、長崎県消防団充実強化促進事業費補助金も活用し、楽器の充実化を図っています。

特記事項

検討課題としては、現在15名と少数であるため、30人程度の規模を目指しています。また、現時点では音楽隊の制服を整備していないため、今後整備していく必要があります。音楽隊の活動については、市民から高い評価をいただいております。現役消防団員から「士気の高揚に繋がり、今後の消防団活動に対し更に身が入る」との意見が出るなど、活動の意義が広がっています。

佐世保市消防団第6中隊 ファミリー交流会



消防団概要

- ①都道府県名 長崎県
- ②消防団名 佐世保市消防団
- ③実員数 1,780名〔うち女性団員55名〕
- ④消防団事務局 佐世保市消防局 総務課 消防団係
電話番号 0956-23-9253
- ⑤HPアドレス <http://syouboudan.pref.nagasaki.jp/> (ながさきの消防団)

活動内容

平成28年11月13日(日)、佐世保商工会議所「やよい会館」においてファミリー交流会を開催しました。本イベントは、平成23年より毎年1回実施しているもので、今回で6回目となります。地域住民に消防団活動を理解してもらい、消防団という組織をより一層身近に感じてもらう、イベントを通じ地域住民に防災意識を高めて地域で助け合う力を再確認することを目的としています。



消防団員による車載装備品の説明状況

特記事項

佐世保市鹿町町は、平成23年から自主防災組織の結成率が100%を維持しており、防災意識が高いことを示しています。これは、過去に開催された本イベントにて消防団が地域へ防災意識の高揚を伝えてきたことが少なからず効果をもたらしていると考えられます。

また、本年度から対象地域となった江迎町は、鹿町町ほど結成率は高くないものの、今後本イベントを通じて消防団より地域防災力の重要性を地域住民へ示していくことにより、向上が大いに期待できると思います。

イベント終了後にはイベント参加者や地域の民生委員を交えた反省会が実施され、今後の消防団活動に対しての要望が挙げられるなど消防団に対する地域住民の期待が大きいことが伺えました。



災害時における消防団への
出動要請依頼の様子をイベント参加者へ展示

工業高校で消防団出前授業を開催



消防団概要

- ①都道府県名 青森県
- ②消防団名 むつ市消防団
- ③実員数 1,025名〔うち女性団員24名〕
- ④消防団事務局 下北地域広域行政事務組合消防本部
むつ消防署 庶務係
電話番号 0175-22-1680
- ⑤HPアドレス <http://www.city.mutsu.lg.jp/index.cfm/19,0,132.html>

平成28年8月25日(木)、「消防団出前授業inむつ工業高校」を開催しました。当日は、むつ市を会場に青森県総合防災訓練が開催され、この防災訓練にあわせて県立むつ工業高校でも避難訓練を実施しましたが、その避難訓練終了後に、消防団出前授業を開催しました。

この出前授業は、消防団の日頃の活動等を紹介し消防団活動を若い世代の高校生にも理解してもらい、卒業後には消防団に入団してもらいたいということで、青森県が主催し、むつ工業高校とむつ市消防団が協力したものです。

青森県危機管理局消防保安課の担当者から消防署と消防団の違いなど、消防団の概要を説明し、むつ消防団第6分団の分団長からは、消防団の活動について紹介し、ポンプ車操法も披露しました。その後、生徒の代表10名に防火衣を着てもらい、消防団員の補助を受けながら放水体験をしてもらいました。

続いて、大畑消防団本団の女性消防団員が写真を用いて活動を紹介しました。

分団長から生徒に向けたエールとしてアツいメッセージを伝え、最後は消防団の規律を体験してもらうため生徒にも訓練礼式「敬礼！」をしてもらい、終了しました。

放水体験をした生徒の感想発表では、消防団に対して好意的な感想があり、中には「卒業したら消防団に入りたい」と話す生徒もおりました。

また、女性団員の活動服姿をみた生徒から「かっこいい」という声も聞こえました。女性でも消防団員になれるということに興味をもってもらえたようです。



活動内容

特記事項

消防団員の確保対策



消防団概要

- ①都道府県名 岩手県
- ②消防団名 遠野市消防団
- ③実員数 918名〔うち女性団員35名〕
- ④消防団事務局 遠野市消防本部 遠野消防署 消防団係
電話番号 0198-62-2119

消防団員の確保・強化策として機能別消防団員・機能別消防分団（遠野市役所班）を結成。（H22.1.1）

【遠野市消防団の現状】

地域集落が過疎化の様相を呈し、少子高齢化の急激な進行により、入団する若年層の減少、現役団員の負担が増大している。団員数は平成7年の1,002名（旧遠野市699名・旧宮守村303名）をピークに年々減少し、平成28年11月1日現在では918名となっている。今後の大規模災害への防災対応を考えたとき、本市が山間地に分散する集落を有する特性により、消防団員の確保が非常に重要である。しかし、団員のサラリーマン化（被雇用者79.4%）により、昼間時の初動体制が弱体化し、団員の確保が課題となっている。



【消防団員の確保】

遠野消防署消防団係では、消防団員の確保・強化対策として、平成22年1月1日に遠野市消防団条例の改正、消防団規則の見直しを図り、機能別消防団員・機能別消防分団（遠野市役所班）を結成し活動要綱を作成した。懸案である昼間時の消防力強化、市民の安全・安心の向上を図り、災害に強い街づくりを実現するため努めている。

【機能別消防団員処遇】

- ・階級は団員に固定
- ・報酬は遠野市消防団条例に基づき支給
- ・費用弁償は遠野市消防団規則に基づき支給
- ・退職報償金は5年以上勤続した団員が支給対象
- ・公務災害補償制度を適用

【役割】

- ・火災やその他の災害が発生した場合における後方支援活動
- ・火災予防啓発活動や出初式、消防演習など特定の訓練への参加

【導入効果】

- ・消防団員数平成28年11月1日現在918人
（基本消防団員：基本団員836人、機能別消防団員82人）
- ・導入前の平成21年12月31日（889人）と比較して29人増加している。



活動内容

ご当地女性タレントによる 女性消防団員募集PR動画の作成 及び「にいがた消防団員サポート制度」の導入



県概要

- ①都道府県名 新潟県
②担当部署 新潟県 防災局 消防課
電話番号 025-282-1664
③実員数 38,111名〔うち女性団員676名〕(平成28年10月1日現在)
④HPアドレス <http://www.pref.niigata.lg.jp/shobo/1195661782698.html>

1 事業目的

- (1) 活動の幅が広がる女性消防団員の加入促進を目的として、女性をターゲットとした消防団活動の広報強化を実施する。
- (2) 消防団員を地域全体で応援するとともに、消防団員が誇りを持って消防団活動に取り組んでいただけることを目的として、消防団員が店舗で優待を受けられる「にいがた消防団員サポート制度」を平成28年12月1日から導入する。



体験入団をする Negicco の皆さん

※上記2つの事業を統一したトーンで行うことで、消防団の充実強化を図る。

2 実施日

- (1) 平成28年9月1日(木)
女性タレント(Negicco)による消防団体験入団の実施
- (2) 平成28年10月5日(水)
女性消防団員募集PR動画完成・にいがた消防団員サポート制度記者発表会の実施
- (3) 平成28年12月4日(日)
「にいがた消防団員サポート制度」開始イベント開催

3 内容

- (1) 女性タレント(Negicco)による消防団体験入団の実施
ア Negiccoが燕市消防団に1日体験入団を行い、消防車両に乗っての広報活動や、燕市の女性消防団の指導の下、応急手当の指導を受けた。

活動内容

- イ 三条市、十日町市、五泉市の女性消防団員の方々も参加し、消防団活動のやりがい等を語り合った。
- ウ 体験入団を基に、女性消防団員募集P R動画及びポスター等を作成し、関係機関に配布した。
- (2) 女性消防団員募集P R動画完成に伴うにいがた消防団員サポート制度記者発表会の実施
- ア Negiccoが出席し女性消防団員募集P R動画・にいがた消防団員サポート制度記者発表会を行った。
- イ 発表会では、(1)により作成したP R動画を上映し、ポスターを発表した。
- ウ にいがた消防団員サポート制度の協力店（サポートショップ）の募集も行った。
- (3) にいがた消防団員サポート制度開始イベント開催
- 12月4日(日)に、サポートショップの株式会社キューピット様に御協力をいただき、消防団員とその御家族が、サービス提供を受ける様子を報道機関に公開するイベントを開催した。

- 1 女性をターゲットとした消防団活動の広報強化について
- 作成した女性消防団員募集P R動画は、新潟県公式YouTubeチャンネルに公開している。再生回数は2万回を超え、反響を呼んでいる。
- 2 にいがた消防団員サポート制度の導入について
- 平成29年1月17日現在、555店舗がサポートショップの登録をしており、登録数は今後も増加する見込みである。



記者会見を行う Negicco の皆さん



協力いただいた女性消防団員の皆さん

学生消防団活動認証状を初交付



消防団概要

- ①都道府県名 秋田県
- ②消防団名 大館市消防団
- ③実員数 1,115名〔うち女性団員96名〕
- ④消防団事務局 大館市消防本部 消防総務課 総務係
電話番号 0186-43-4152
- ⑤HPアドレス <http://odate-syobodan.jp/>

大館市では平成27年10月から、3年以上継続的に消防団活動に取り組んだ学生団員に認証状を交付する制度をスタートさせ、今回初めて交付を行いました。

交付された3人は、平成25年に発足した秋田看護福祉大学生による機能別団員の1期生です。これまでに、市や地域の防災訓練へ積極的に参加し、応急救護所の設営、避難所運営、応急手当、トリアージ訓練に取り組んだほか、上級救命講習の受講や出初式において分列行進も披露しております。

また、消防庁が作成した団員募集ポスターにモデルとして採用されるなど、団員の募集や当市及び当市消防団のPRに多大な貢献をしていただきました。

平成29年度もこの制度の目的を周知し、新入生には入団のきっかけにしてもらい、卒業生には就職活動のアピール素材にいただき、当市への就職・定住に繋がるよう、更には正規団員として加入してくれるよう期待を込めております。



認証状交付



活動内容

甲斐市消防団における団員確保対策



消防団概要

- ①都道府県名 山梨県
- ②消防団名 甲斐市消防団
- ③実員数 607名〔うち女性団員32名〕
- ④消防団事務局 甲斐市役所 総務部 防災危機管理課
電話番号 055-278-1676
- ⑤HPアドレス <http://www.city.kai.yamanashi.jp>

活動内容

平成16年に旧竜王町、敷島町、双葉町の3町が合併して甲斐市が誕生し、平成23年までの7年間で約1割の消防団員数の減少がありました。県内の他自治体消防も減少傾向にある中、甲斐市では消防団員の確保を目的として新規採用職員による2年間の消防団入団研修、消防団OBによる機能別団員制度によって定数確保対策を導入し、団員数の確保につなげており、団員数607名まで回復しました。

新規採用職員消防団入団研修は、2年間の研修制度ですが、平成24年度から26年度に採用された職員が研修期間終了後も計30名消防団に在籍しています。

また、地域住民へのPR活動として、女性消防団員による市内イベントでの団員募集啓発物品の配布や、甲斐市消防団フェスタを開催し、地域住民に消防団の活動を知ってもらう機会を設けています。



特記事項

定数確保対策を導入し、団員数が約1割増加したことや女性消防団員の増加によって、女性視点による、これまで以上の配慮の行き届いた活動が行われるようになりました。

市民からは、女性消防団員の活動を見て、「有事の際に頼れる女性がいてくれると安心する。」と、特に高齢者が多い地区の方々から大きな反響があります。

女性消防団員による効果的な入団促進活動



消防団概要

- ①都道府県名 千葉県
- ②消防団名 浦安市消防団
- ③実員数 140名〔うち女性団員37名〕
- ④消防団事務局 浦安市消防本部 総務課
電話番号 047-304-0142
- ⑤HPアドレス <http://www.city.urayasu.lg.jp>
フェイスブック <http://www.facebook.com/urayasu.vff.jyo/>

浦安市消防団本部付女性団員は、すべての女性団員が応急手当指導員資格を取得し、市民等の救命講習会指導を平均で月10回程実施しています。

入団促進活動、火災予防広報、市内幼稚園・保育園への防火指導、少年消防団に対する指導のほか、活動や訓練内容等を検討する会議、規律訓練、東日本大震災後に考案した様々な防災に関する訓練も実施しています。



火災予防広報

活動内容

1 女性団員自らが活動や入団促進のアイデアを出し合う

女性団員の活動等に関しては、消防本部の事務局からのアイデアを元に活動していました。中心的な活動は普通救命講習会の指導で、定期的な訓練の出席率は、半数程度でした。平成26年度より活動等の内容に関し、自分達でアイデアを出し合い、特に入団促進に力を入れ活動を展開していくことを決めました。このため、以前は消防団員全体で行う会議(年4回)以外は女性団員の会議を行いませんでしたが、平成26年度より2か月に1回女性団員による会議を開催することとなりました。

2 楽しみながら活動すること

女性団員の会議では、女性視点の様々な意見が出され活動の幅が広がりました。中心的な活動であった普通救命講習会に加え、幼稚園・保育園への防火指導の実施、消防自動車に憧れを持って入団された方もいたことから、消防車両による火災予防広報を開始することにしました。自分たちの興味を持てる活動を重視し、日々の会議、訓練に加え、市外研修なども取り入れました。



女性団員会議

3 入団促進・PR活動

入団促進については、自分たちの活動を積極的にアピールするため、フェイスブックを活用した情報発信の他、女性団員が考案したクリアファイルの配布、普通救命講習受講者に配布するキューマスクにミニチラシを入れることを考案しました。年4回契約し、ミニコミ紙に消防団員募集の記事を掲載していますが、その内容についても会議に記者を招き、打ち合わせから写真撮影まで行いました。また、市主催の防災訓練、火災予防運動期間中に実施する火災予防コンサートでの啓発物資の配布等、積極的にイベントに参加し女性消防団活動をPRしています。

4 効果的な入団促進

平成26年度に活動の見直しを図り女性団員の入団者数は大幅に増加しています。女性団員が考案した活動等により、自分たちも活動を楽しむことができ、女性団員の声掛けによる知人の入団も増加しています。



入団促進（千葉のおくりもの出演）



火災予防コンサート

平成26年度は7名、平成27年度は6名、平成28年度は10月1日現在で8名の入団があり、平成26年4月1日の女性団員数(20名)の約2倍となる37名が在籍しています。また、各行事への出席率も高く女性団員が活発に取り組んでいます。

女性団員の入団促進活動により、入団者数が大幅に増加したため、男性団員も様々な入団促進活動を検討しています。今後は、男性団員の入団促進のため、全団員で協力し活動を実施していきます。



幼稚園・保育園への防火指導



火災予防広報

大学生40人が 学生機能別団員として入団



消防団概要

- ①都道府県名 愛知県
- ②消防団名 豊田市消防団
- ③実員数 2,045名〔うち女性団員16名〕
- ④消防団事務局 豊田市消防本部 総務課 消防団担当
電話番号 0565-35-9717
- ⑤HPアドレス <http://www.city.toyota.aichi.jp/kurashi/shoubou/soshiki/1002444/1017139.html>

1 学生機能別団員の導入

平成28年8月1日から、中京大学豊田キャンパスに通う学生40人が豊田市消防団学生機能別団員として活動を開始しました。

学生機能別団員は、大規模災害時に大学敷地内に設置が想定される避難所等の運営、各種訓練や講習の受講、出初式・観閲式等の行事への参加を主な任務としています。

2 学生機能別団員の活動内容

- (1) 大規模災害時の大学敷地内に設置される避難所運営
避難所と消防団本部との情報連絡、救援物資の管理、負傷者への応急救護など
- (2) 団員としての知識及び技術の習得を目的とした訓練
規律訓練、消火訓練、搬送訓練、救命講習、避難所運営研修など
- (3) 消防団行事への参加
市操法大会、消防出初式、観閲式など

活動内容



任命式



規律訓練

3 中京大学豊田キャンパス独自の取組み

大学の特色を活かした取組みとして、自衛消防組織の「学生自衛消防隊」への登録や、よさこいチームによる消防団PR活動を行っています。

大学が設置する自衛消防組織の「学生自衛消防隊」に登録する学生は、大学敷地内の火災や地震等発生時の初期消火、避難誘導、負傷者の救出救護活動を実施します。

よさこいチーム晴地舞(はちまえ)に所属する学生は、消防団行事や市民が多く集まるイベント等においてよさこい踊りを通して消防団PRや防火防災啓発活動を実施しています。



救命講習



搬送訓練



集合写真

消防団員の確保に向けて



消防団概要

- ①都道府県名 富山県
- ②消防団名 射水市消防団
- ③実員数 739名〔うち女性団員37名〕
- ④消防団事務局 射水市消防本部 総務課
電話番号 0766-56-9483
- ⑤HPアドレス <http://www.city.imizu.toyama.jp/>

活動内容

- ・ 団員募集の看板を設置

全国的に地域防災を担う消防団員の確保に苦勞する中、少しでも興味を持ってもらうため、交通量の多い場所に団員を募集する看板を設置しました。

デザインには、射水市の観光名所である帆船海王丸や新湊大橋を背景にしたものやホースを持ち走る姿など、躍動する団員をとらえたものとなり、車窓からでもよく見える色鮮やかな仕上がりとなりました。

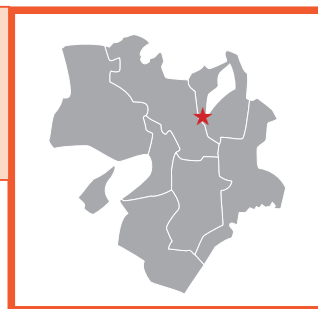


特記事項

- ・ 機能別消防団員(災害支援員)の任命
サラリーマン団員の増加により、昼間の災害対応が手薄となる状況を補完するため、消防団を退団された経験豊富な団員が日中における災害時のみに出動する「災害支援員」として新たに任命しました。この制度の発足により既存団員への負担が軽減し、入団促進につながることを期待しています。



【一日体験入団】 消防団員確保への新たな取り組み



消防団概要

- ①都道府県名 滋賀県
- ②消防団名 大津市消防団
- ③実員数 1,303名〔うち女性団員11名〕
- ④消防団事務局 大津市消防局 消防総務課 消防団係
電話番号 077-525-9901
- ⑤HPアドレス <http://www.city.otsu.lg.jp/fire119/kyukyu/shobodan/index.html>

活動内容

平成28年11月6日(土)、滋賀県大津市日吉台一丁目にある日吉台分団詰所にて「一日体験入団」を大津市消防団日吉台分団が実施しました。

近年の消防団員数減少を受けて、地域住民全体に消防団活動の内容を知ってもらうこと、活動内容を理解してもらい幅広い世代に消防団員を募ることを目的としています。

日吉台分団独自でポスターを作製するとともに、地域コミュニティ新聞にも記事を掲載しました。また、地域の防災訓練時には告知等事前広報にも力を入れました。

当日は詰所内の常備品や分団車両、車両積載品を紹介し、消防団員による訓練礼式と放水の実演等を実施し、最後には参加者による放水体験を行いました。



特記事項

実施内容を班で分担し、各団員が企画、説明、実演をすることで、既存団員の知識と技術の向上につなげることができ、分団内の結束も強まり、士気向上の効果も見られました。

また、イベントの最後に実施したアンケートに「活動や訓練の内容がよくわかった」などの記述が多数見られました。このことから、消防団活動への理解を深めていただけたと思います。とりわけ、消防団への入団へ興味を示された方がいたことは、引き続きこのような取組みを続けていくのに十分な手応えとなりました。



為せば成る 為さねばならぬ何事も ～消防団員確保の取り組み～



消防団概要

- ①都道府県名 島根県
- ②消防団名 大田市消防団
- ③実員数 844名〔うち女性団員9名〕
- ④消防団事務局 大田市消防本部 総務課
電話番号 0854-82-0650
- ⑤HPアドレス <http://www.city.ohda.lg.jp/tag/3456/>

大田市消防団は、1本部28分団844名で構成され、団員充足率100%となっています。

近年の社会環境の変化、少子化等の影響により全国的に団員数は減少の一途を辿り「消防団員の確保」が喫緊の課題であり、このことは大田市消防団においても例外ではありませんでした。平成27年4月1日時点では、805名と過去最低数となり、組織の統一をはかることを目的に、「大田市消防団組織等改革検討委員会」を設置しました。消防団員の確保と維持、消防団の活性化に向けた協議を重ね、総合的な見直しをはかり、団員充足率100%に向けた取り組みがスタートしました。

まず初めに、各分団の定数、班数、そして新入団員確保の現状把握のため、アンケート調査を実施しました。そして平成27年6月の第1回大田市消防団組織等改革検討委員会を開催しアンケート結果について協議しました。団員定数について「適当」が多数でしたが、その他に「大変多い」「多い」や「少ない」との意見もありました。また、班数について「適当」が多数の中、「班の統合」との意見もありました。新入団員確保の現状としては、地域に人材がいない、人材は有しているが確保が難しいとのことでした。平成27年7月には、第2回同委員会を開催し再度意見集約を行いました。団員確保の困難さを痛感しました。そうした中、各分団の垣根を越え「大田市消防団全体での団員確保」との考えのもと各関係勤務先での団員加入等を押し進めていただき、平成27年10月1日、条例定数である844名、念願の100%を達成することとなりました。「団員充足率100%は一度だけではなく、継続することが重要だ!!」との前向きな意見も出され、各分団が早期に退団者を



活動内容



把握し、団員確保を実施することとなり、平成28年12月には、団員確保に対し特に力を入れたことを評価していただき、総務大臣より感謝状を頂くことが出来ました。現在では、団員充足率100%を維持し、入団待機者がいる状況です。このことは、市民の安全、安心を守ることはもとより、大田市の活性化にも繋がっていくものと考えています。

札幌地方支部内の17消防団における相互応援協定締結について



協会概要

- ①都道府県名 北海道
- ②協会名 (公財)北海道消防協会札幌地方支部
電話番号 011-215-2020
- ③実員数 2,524名〔うち女性団員493名〕

公益財団法人北海道消防協会札幌地方支部(支部長 野村 邦男)は、札幌市を含む道央圏の8市町村で構成しており、鳥取県と同等の面積を有し、北海道の人口の約4割にあたる236万人が生活する地域です。



東日本大震災以降、全国で大規模な自然災害が多発する中、札幌地方支部では、有事の際に消防団が市町村の垣根を

越えて迅速に対応するため、相互応援の体制づくりを協議してきました。こうした経緯のもと、札幌地方支部の17消防団において相互応援協定を締結する運びとなり、平成28年4月26日に調印式を実施しました。

地方支部単位といった、広い地域の消防団による相互応援協定の締結は、北海道で初めてであり、このことで地域防災力の充実強化が図られ、住民の安全で安心な暮らしを一層確保することができました。

活動内容



特記事項

平成28年9月1日には、相互応援協定に基づき、札幌市で行われた「札幌市総合防災訓練」に、札幌地方支部内の消防団が参加し、災害発生時の活動について確認を行いました。

女性分団の発足について



消防団概要

- ①都道府県名 北海道
- ②消防団名 洞爺湖消防団
- ③実員数 128名(うち女性団員19名)
- ④消防団事務局 西胆振消防組合 伊達消防署
洞爺湖支署 消防団係
電話番号 0142-76-2119

活動内容

平成28年10月1日、洞爺湖消防団女性分団が発足しました。

洞爺湖消防団の女性団員制度は、旧洞爺村地区が平成8年4月、旧虻田町地区が平成9年4月にそれぞれ開始されました。当初は、ともに消防団本部付での活動でしたが、その後は各地の分団に編入となり、それぞれ活動してきました。

女性団員の活動としては、男性団員と同様の訓練・教育を受け、火災・災害現場での後方支援のほか、各家庭への防火査察や、職員と合同での救命講習の普及活動などを独自活動として取り組み、女性特有の接し方から地域住民にも高い評価を受けています。

今後更に女性団員の活動を活性化させるためには、充実させる部分が必要であることから、若干名の増員を実施し、女性団員の予防活動、救命講習普及活動の更なる強化を図るために、女性分団を発足することとなりました。

特記事項

いきなりの完全独立では活動的にもまだ確立されていないことから、今までの各分団における活動で必要なものはそのまま継続し、新たな防火普及啓発活動などを検討しながら進めていこうと思います。また、女性分団発足により会議での女性団員としての問題提起が行いやすくなり、数年を経て活動体制を構築できればと考えており、他消防団の女性分団を参考にしつつ、独自性を持った活動を進めていきたいと考えます。



消防団強化緊急事業五ヶ年計画 ～平成28年度～



消防団概要

- ①都道府県名 宮城県
- ②消防団名 仙台市青葉消防団・仙台市宮城野消防団
仙台市若林消防団・仙台市太白消防団
仙台市泉消防団・仙台市宮城消防団・仙台市秋保消防団
- ③実員数 2,065名〔うち女性団員122名〕
- ④消防団事務局 仙台市消防局 総務部 総務課 消防団係
電話番号 022-234-1111
- ⑤HPアドレス <http://www.city.sendai.jp/shobodan/kurashi/anzen/shobo/shobokyo/shobodan/index.html>

活動内容

東日本大震災の経験や平成25年12月施行の「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」に基づき、仙台市消防局において平成27年3月に「消防団強化緊急事業五ヶ年計画」を策定しました。計画的に消防団の充実強化を図ることで、地域の防災力の向上を計画しています。

平成28年度は計画の二年目として、消防団員用活動服の更新、救命胴衣の追加配備、無線通信機器導入といった装備の改善に加え、県消防学校への入校者数を合計142名として増員し、教育訓練の改善を実施しています。



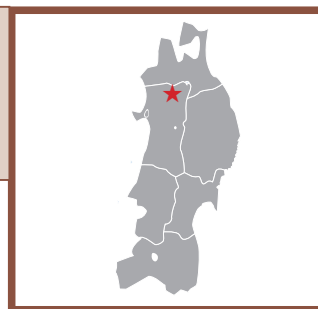
特記事項

18年ぶりに市内全消防団の活動服を更新し、難燃性能に加えてストレッチ素材を採用することで、活動性が向上しました。

また、宮城県消防学校教育訓練実施計画のうち、基礎教育(現地教育)を昨年の50名から100名に増員し、消防団員としての基礎的な教育訓練を受けることで、資質の向上につながっています。



消防団活性化委員会の立上げ



消防団概要

- ①都道府県名 秋田県
- ②消防団名 大館市消防団
- ③実員数 1,115名〔うち女性団員96名〕
- ④消防団事務局 大館市消防本部 消防総務課 総務係
電話番号 0186-43-4152
- ⑤HPアドレス <http://odate-syobodan.jp/>

活動内容

大館市消防団は、消防団の活性化に必要な調査及び事業を行うため、平成28年7月に活性化委員会を立ち上げました。

委員は、団員歴が5年以上で積極的に活動参加している若手団員を各分団から推薦して頂き、平均年齢35歳、副団長1名と女性団員1名を加え、総員16名にて会を運営しています。10月末までに7回の



会議を重ね、規律訓練の必要性や操法大会のあり方、消防団の任務、団員の確保対策、装備品、女性団員に求めること、地域コミュニティとの関わり方等々について意見を交わし、現場の生の声や若手団員が日頃消防団について思っている事を聞くことが出来る有意義な会となっています。最終的にこれらの意見は提言書としてまとめ、実行に向けて平成28年度中に団長へ提出する予定です。

また、委員会では、市が消防庁から受託した「女性や若者をはじめとする消防団加入促進支援事業」の中で実施する消防団専用ホームページや団員募集ビデオの企画から構成までを担当し、完成に向けて作業を進めています。

特記事項

消防団の伝統と地域愛を前面に出すだけでは、若い世代の加入は鈍化する一方です。地域人口の減少も見込まれる近い将来にあっても、地域防災力の低下を招かぬよう、団本部の考えだけでなく、団員の想いも吸い上げることで消防団を活性化させ、魅力ある消防団とすることで、これからの団員確保に取り組んでいきたいと考えております。



ショッピングモールでの消防団PR活動



団員募集ビデオの撮影

女性消防団員充実強化事業費補助金で消防団を応援



県概要

- ①都道府県名 岐阜県
②担当部署 岐阜県庁 危機管理部 消防課 消防係
電話番号 058-272-1122

岐阜県では、多様化する消防団活動に幅広く対応するため、女性が活躍しやすい環境整備を進め、女性消防団員の活動の活性化を促進することにより、地域防災力の要である消防団の充実強化を図ることを目的に市町村に対する補助を平成28年4月1日から始めました。

【概要】

補助対象団体：申請年度4月1日現在において前年度4月1日現在に比して女性消防団員が純増した市町村

補助率：1/2

補助限度額：1,000千円

新たに女性分団、女性消防隊を有する場合、2,000千円

対象事業：

①女性消防団員が活躍しやすい活動環境を整備するために実施する事業

女性団員が活動しやすい環境づくりに要する経費
(女性用トイレの整備改修、更衣室の整備)

②女性消防団員の充実強化を図るために実施する事業

ア 女性消防団員が扱いやすい資機材の整備に要する経費

安全装備品等の整備に要する経費

(車両、小型動力ポンプ、扱いやすい消防用ホース、安全装備品の整備等)

イ 女性消防団員の活動に要する経費

ウ 女性消防団員の教育・訓練に要する経費

エ 女性消防団員の活性化を図るため開催する各種行事・交流会・大会等の開催経費等

③女性消防団員と女性防火クラブ等が連携して実施する事業

ア 研修会、意見交換会、イベント等、共同で開催する事業に要する経費

イ 防火・防災普及啓発等の活動に要する経費

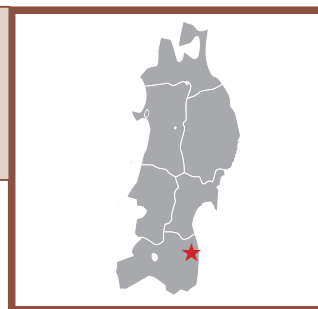
※主な申請内容 応急手当普及活動の物品購入、女性分団用車両の整備、火災鎮圧用器具の購入、活動服・制服等の購入



補助金を活用して整備したTシャツと応急手当普及活動を行う女性消防団員

活動内容

ドローン導入による新規消防団員の確保 及び消防団員の負荷軽減



消防団概要

- ①都道府県名 福島県
- ②消防団名 南相馬市消防団
- ③実員数 1,143名〔うち女性団員12名〕
- ④消防団事務局 南相馬市役所 復興企画部 危機管理課
電話番号 0244-24-5232

- ・実施日時(導入日):平成28年10月17日(月)
- ・目的:情報収集の最先端機器であるドローンを導入することにより、災害時における人的限界を超えた状況において、的確な情報収集による被害者の早期発見等を図り、消防団員の負荷軽減につなげる。
同時にドローンを利用し魅力ある組織の構築、PRを行い新入団員の加入促進につなげる。
- ・使用資機材: DJI Phantom4 4基
- ※ 女性や若者をはじめとした消防団加入促進支援事業(消防庁)を活用



消防団のドローン操縦訓練

活動内容

【ドローンの活用事例】

平成28年10月30日(日)

- ・消防団員のドローン操作講習会
ドローンの適切な運用、操作方法を学び、現場で運用するための技術向上を図った。

平成28年11月6日(日)

- ・ドローン操作・撮影披露によるPR活動(応急仮設住宅消火訓練)

仮設住宅での消火訓練時にドローンを活用し、ドローン操作・撮影の訓練を行うとともに、消防団が最新機器のドローンを消防団活動に導入していること、また、行方不明者捜索を想定し、住宅の屋根に設置した文字を撮影するなど、ドローン導入による消防団員活動の負担軽減等も含め消防団員のPR及び加入促進を図った。

併せて撮影した映像を参加者に披露するとともに操作体験を行った。

平成28年11月13日(日)

・地域行事でのPR活動

南相馬市鹿島区の真野川漁港前特設会場で行われた、かしまみなとまつり（来場者数2,000名程度）会場内の消防団PRコーナーにおいて、ドローンの操作・撮影を行い消防団が最新機器のドローンを消防団活動に導入していることをPRするとともに、消防団への加入促進を図った。

平成28年11月13日(日)

・消防団サポーターリングDAY（ドローン展示PR）

福島県福島市のとうほう・みんなのスタジアムで行われた消防団サポーターリングDAYにおいて、南相馬市消防団としてドローンの展示及び説明を行い、PRを図った。



消防団サポーターリングDAY

ドローンを導入することにより、平常時には新規消防団員確保のPR活動を行い、有事においては、物理的に侵入が困難な場所を撮影し状況を確認するなど、消防団活動に活用し団員活動の負担軽減を図る。



ドローン展示PR



福島民報新聞（平成28年11月7日）

待望の水槽車の導入！



消防団概要

- ①都道府県名 茨城県
- ②消防団名 龍ヶ崎市消防団
- ③実員数 531名〔うち女性団員18名〕
- ④消防団事務局 龍ヶ崎市役所 危機管理室
電話番号 0297-64-1111
- ⑤HPアドレス <http://www.city.ryugasaki.ibaraki.jp>

龍ヶ崎市消防団では、現消防車両の配備が20年を経過し老朽化が進んでいることから、平成25年に車両更新計画を策定し、故障等の不具合が生じる前に更新して災害等の緊急事態に備えることとしました。



小型動力ポンプ付水槽車

この計画では、既存の消防ポンプ自動車等の更新に加えて、全国的な傾向である団員の高齢化や就業形態の変化に伴う団員数の減少で、特に平日昼間の消防団員の確保が困難であることから、団員の負担軽減に向けて新たに水槽車の配備について検討することとしました。

これまでの消防活動の中では、火災で使用した防火水槽への補水活動に多くの時間を要し、その負担が非常に大きくなっている事や、火災時の初期活動における消防水利の確保の重要性、さらには東日本大震災の教訓により、飲料水の確保と給水活動の重要性が高まった事により、平成27年8月6日に6,000リットル積載の小型動力ポンプ付水槽車の導入となりました。

車両の導入にあたっては、使用シャーシ、水槽容量、積載装備品等の様々な検討を行い、狭隘道路での運用を考慮し中型8tシャーシをベースとした場合の最大の積載可能な容量として6,000リットルとしました。また、地震等の災害時における給水車として活用するため水槽や配管はすべてステンレス製として、小型動力ポンプと載せ替えて運用できるエンジン式浄水装置や、5口の飲料水取水用蛇口を装備しました。その他、消防車両として消火活動に必要な消防ホース、管そう、吸水管等を装備しました。

また、平成27年10月から当市の常備消防組織である稲敷広域消防本部（本部所在地：龍ヶ崎市）の消防救急デジタル無線への移行に伴い、既に導入してある消防団専用波無線局のデジタル化の必要が生じた事から、新たに常備消防との送受信可能な無線設備を装備しました。



活動内容

活動内容

導入後の活動状況については、約1ヵ月後の平成27年9月の関東東北豪雨により鬼怒川の堤防が決壊し、大きな被害を被った常総市へ出動しました。上水道断水地域の住民に対し約1,500リットルの飲料水給水活動を行いました。



特記事項

運用管理については、消防団本部の管理としており、車両の運転には大型自動車免許が必要となる事から、現在3名の免許保有者により運用を行っています。今後は免許保有者の増加を図っていく必要があります。

水槽車の積載水で鎮火できるような火災においては、防火水槽等の消防水利から中継体系を取らずにすむことで団員の負担軽減に繋がっています。

車両の後部には、市の公式マスコットキャラクター「まいりゅう」の消防法被姿のイラストを表示することで、市内各地域における防災訓練等においても注目され消防団のPRに大いに役立っています。



消防救急デジタル無線



車両後部



飲料水取水用蛇口

天空からのアプローチ！ 安城市消防団 機能別消防団員☆



消防団概要

- ①都道府県名 愛知県
- ②消防団名 安城市消防団
- ③実員数 434名〔うち女性団員1名〕
- ④消防団事務局 安城市役所 市民生活部 危機管理課 地域防災係
電話番号 0566-71-2220
- ⑤HPアドレス <http://helpdesk.thick.jp/afv/>

平成28年4月1日、安城市消防団に機能別団員が発足しました。

本市の機能別団員は、基本団員とは異なり、入団時に取り決めた特定の活動に参加する団員です。満18歳以上の市内在住若しくは在勤しており、消防団員の経験がある者又は、団長が特殊な技能を有していると認める者で組織され、安城市消防団のスペシャリストといえます。定員は90名で、今年度から30名ずつ採用し、平成31年には90名の頼もしい機能別団員が揃う予定です。

機能別団員は大規模災害には必ず出動するほかに、常備消防と共通認識で活動を行うことができるよう励んでいます。平常時は特定の行事や訓練に参加して必要な技術や知識を習得します。また、訓練以外にも自主防災訓練の指導、消防団PR活動、地域の催し物等にも積極的に参加していきます。

安城市ではドローン(マルチコプター)を導入し、大規模災害が発生したとき、機能別団員が操縦し被災状況を広範囲にわたりいち早く把握できるように取り組んでいます。安城市消防団のスペシャリストなだけにドローン操縦はメキメキ上達しています。

活動内容



マルチコプターの基礎知識と操作方法を習得し、修了者には修了ワッペンを配付して活動服につけています。ワッペンのデザインは機能別団員から募集し、マルチコプターの上に消防署の地図記号、消防団の桜マークを記し、消防団と消防署との団結と連携をイメージしたものとなっています。

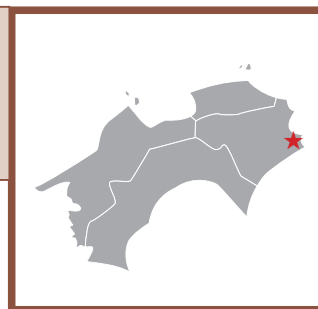
今後はマルチコプターだけでなく、エンジンカッターやチェーンソーなどの救助資機材の取り扱いや、小型ポンプの故障事例を回避するための講習を受講した者にステッカーを配付して、ヘルメットに貼る予定です。

ワッペンやステッカーをつけていることにより、一目で修了者と認識できるので、一秒を争う現場において素早く人選でき、機能別団員の意識の向上にもつながっています。

今後も研修や訓練を積んで知識や技術の習得はもちろんのこと、団員自身で訓練を企画・立案してわが町の防災力の強化に努めていきます！



消防団員安全装備品の充実強化



消防団概要

- ①都道府県名 徳島県
- ②消防団名 阿南市消防団
- ③実員数 1,456名〔うち女性団員17名〕
- ④消防団事務局 阿南市消防本部 警防課 消防団係
電話番号 0884-22-3796
- ⑤HPアドレス <http://www.city.anan.tokushima.jp/syoubou/>

活動内容

阿南市消防団では、平成22年度から継続して情報通信機器、安全確保のための装備、救助活動用資機材等の消防団員の装備充実を図っており、平成22年度は全詰所68班へ簡易救助工具（ジャッキ・バール等）、平成23年度から2ヶ年計画で雨衣を701着、平成24年度はトランジスタメガホン68個・ライフジャケット272着、また、デジタル簡易無線機については継続事業として配備を行っており、車載型68台、携帯型83台を配備し、平成27年度からは全消防団員に対し個人装備として救助用半長靴を支給しました。



これらの装備は水火災等の災害現場のみならず、行方不明者捜索活動時も昼夜を問わず重宝され、災害発生時の活動に大きな役割を果たしています。

また、購入費用は市一般財源及び消防団員等公務災害補償等共済基金の消防団安全装備品整備等助成事業を活用し、平成28年度においても2ヶ年計画で災害時救助用ボート14隻の配備、耐切創用手袋412双の個人支給を実施しました。



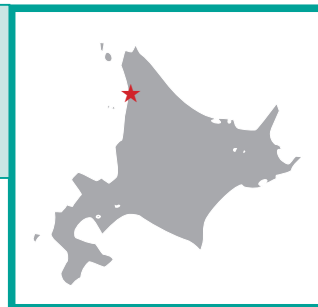
特記事項

消防団の新たな装備基準に沿って配備された安全装備品は数多くの現場で活用され、災害時の連絡体制の構築、個人装備の充実により安心して活動が出来ると評価を得ています。

今後も消防団員が地域防災力の中核として充実した活動が出来るよう更なる強化を図っていきます。



消防団防災学習・災害活動車両の活動事例



消防団概要

- ①都道府県名 北海道
- ②消防団名 北留萌消防組合 遠別町消防団
- ③実員数 62名(女性団員0名)
- ④消防団事務局 北留萌消防組合消防署 遠別支署
電話番号 01632-7-2119
- ⑤HPアドレス <http://www.town.embetsu.hokkaido.jp/shobo/>

活動内容

北留萌消防組合遠別町消防団は、平成27年11月10日、日本消防協会より寄贈された消防団防災学習・災害活動車両を用いて、地域住民及び民間防火団体への広報活動を重ねてきました。今回は、消防団員に対し寄贈車両で教育訓練を実施しましたので紹介します。

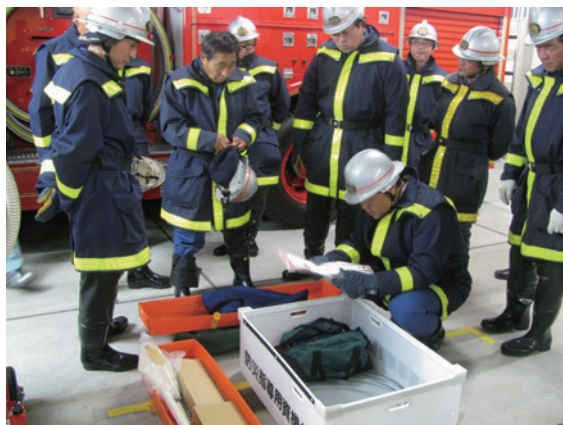
平成28年2月21日(日)15時～17時、北留萌消防組合消防署遠別支署において「遠別町消防団員研修会」が開催され、消防団員26名が出動し、寄贈車両及び付属資機材の取扱説明、団員により実際に訓練を実施しました。

平成28年9月1日(木)19時～20時、北留萌消防組合消防署遠別支署において5月～10月までの間、毎月実施している「消防団員機械器具点検」において消防団員36名が出動し、取扱要領等の再確認を含め訓練を実施しました。

北留萌消防組合管内(苫前町・羽幌町・初山別村・天塩町・幌延町)での各種行事に対し有効に活用できる車両と資機材であるため、今後も継続的に活動していきたいと思えます。

特記事項

出動した団員にとっては、我が町を守る精神をスローガンに各種災害に対する考え方や認識を再確認する良い機会となり、今後起こるべく災害に対し多くの事を学び、災害時の活動方針等を決定する上で非常に意味のある訓練となりました。



大規模地震災害想定対応訓練



消防団概要

- ①都道府県名 北海道
- ②消防団名 美唄市消防団
- ③実員数 246名〔うち女性団員13名〕
- ④消防団事務局 美唄市消防本部 総務課 消防係
電話番号 0126-66-2222
- ⑤HPアドレス <http://www.city.bibai.hokkaido.jp/bibaifd/sbdan.htm>

活動内容

美唄市消防団では、平成28年4月3日(日)に「春の職・団員合同訓練」を実施しました。

実施内容は、市内中心部を震源とする「大規模地震想定訓練」を実施し、多数の負傷者が発生、全分団が出動し、職員との連携を図り、市民の生命・身体及び財産を保護するという崇高な目的を持って訓練に臨みました。

活動内容は、消防力を大きく上回る災害が起きた時、どのように対応すべきかあらかじめ把握しておくため、①災害情報収集及び対応活動の管理、②応急救護所の設営・運営・管理、応急処置活動、③瓦礫救助(模擬訓練)、応急担架及び徒手による負傷者搬送を実施しました。



特記事項

「自分たちのまちは自分たちで守る」

この合言葉を胸に昼夜を問わず活動する消防団員。今後も防災活動や訓練を通じて、更に地域活動を積極的に行っていきます。



入間市消防団救助資器材技能検定



消防団概要

- ①都道府県名 埼玉県
- ②消防団名 入間市消防団
- ③実員数 300名〔うち女性団員6名〕
- ④消防団事務局 入間市役所 防災防犯課 消防団担当
電話番号 04-2964-1111
- ⑤HPアドレス <http://www.vfc-iruma.jp/>

活動内容

平成28年2月14日(日)埼玉西部消防組合入間消防署において、入間市消防団救助資器材技能検定を実施しました。

入間市消防団は全7分団20部で構成されており、各部に消防車両が配備され、平成23年度から各分団に1台の多機能型消防自動車を配備する車両更新計画を策定し、平成27年10月、全分団への配備が完了しました。そして、消防団員個人にも多種多様化する災害の対応能力向上が求められ、多機能型消防自動車に積載してある救助資器材の訓練を実施してきました。しかし、急な変革を伴った救助資器材の訓練は、消防団員に負担が大きく、取扱いでは、団員及び要救助者に危険を及ぼす可能性があることを十分に理解してもらう必要がありました。そこでこれまでの訓練、研修の成果を確認し、より安全に救助資器材を使用できる団員を育成する目的で救助資器材技能検定を実施することになりました。



救助資器材の中で特に危険性が高い、エンジンカッター、チェーンソー、油圧式コンピツール(手動及び自動)の3種類について、消防署員の指導の下、入間市消防団独自の検定要領を作成し、それに基づいて安全、迅速及び確実に取扱い、団員間で指導が行えるよう訓練を重ねました。

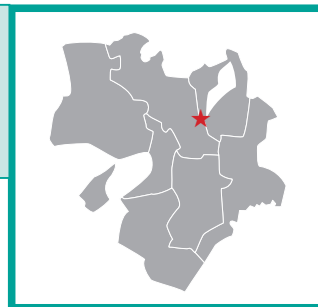
各資器材につき各分団2チーム(1チーム3~5名)を編成し検定に臨み、操法大会のような独特な緊張感の中、訓練の成果を発揮できたチーム、思うようにできなかったチームもありましたが、全14チーム59人中7チーム25名が救助資器材取扱い団員の認定を受けました。

署員による審査は実践並みに厳しく、わずかでも安全動作を怠ったり、危険な行為があった場合には不合格。服装が乱れていれば注意を受け、編み上げ靴に汚れがあれば指導され、細部に至るまで安全意識の徹底が重視される中で行いました。自身の安全確保の必要性を全団員がひしひしと感じ、毎年検定をしてほしいとの声が多数上がっていました。

特記事項



大津市消防団地域防災指導員制度



消防団概要

- ①都道府県名 滋賀県
- ②消防団名 大津市消防団
- ③実員数 1,303名〔うち女性団員11名〕
- ④消防団事務局 大津市消防局 消防総務課 消防団係
電話番号 077-525-9901
- ⑤HPアドレス <http://www.city.otsu.lg.jp/fire119/kyukyu/shobodan/index.html>

活動内容

地域防災の核となる消防団員として、常に防災に関する知識の修得や技能等の向上は不可欠であることから、消防団教育訓練の一環として、平成25年度より「消防団地域防災指導員養成研修」を実施し、その修了者を「消防団地域防災指導員」に任命しています。

地域防災指導員になるには、必須教育としてDIG(図上)訓練、HUG(避難所運営)訓練及び普通救命講習を修了した者が、地域防災指導員養成研修を受講し、最終の効果測定により6割以上の正解をもって合格とし、地域防災指導員に任命され、任命書及び腕章を交付しています。

地域防災指導員は、自主防災組織、自治会等の防災に係る訓練や講習会等に積極的に参加し、地域防災のリーダーとして地域防災力の向上を図っており、市民からは、身近な存在である消防団員による訓練指導等は好評を得ています。

特記事項

各種訓練への地域防災指導員の参加者数も事業開始翌年から年々上昇しており、地域の防災力向上の根幹である、「顔の見える関係」を消防団と地域が築いています。

また、地域防災指導員に任命された者は、その任務を理解し日々知識や技能等の向上に努め、結果、消防団員全体の資質の向上にも繋がっている。

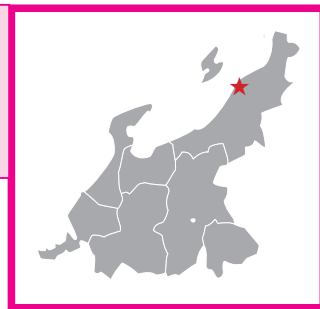


地域防災指導員養成研修



地域防災指導員訓練指導

新潟県「にいがた消防団員サポート制度」 を活用した「全国消防団応援の店」 登録店舗の拡大



協会概要

- ①都道府県名 新潟県
- ②協会事務局 (公財)新潟県消防協会
電話番号 025-285-8767
- ③実員数 38,111名〔うち女性団員676名〕(平成28年10月1日現在)
- ④HPアドレス <http://www.niigata-syoukyou.or.jp>

活動内容

新潟県では、平成28年12月1日から「にいがた消防団員サポート制度」を開始しました。この制度は、地域防災力の中核として、重要な役割を担う消防団員を地域全体で応援することを目的に作られました。まさに「全国消防団応援の店」と同じ趣旨です。

県では制度開始に向け、制度の趣旨に賛同し、応援をいただける事業者（「サポートショップ」）の登録を開始、当協会もこの県の動きと連動して、「全国消防団応援の店」への登録を進めました。

「サポートショップ」、「全国消防団応援の店」の登録依頼は、県内全域で営業している事業者は県及び協会、地元根ざした事業者は市町村との役割分担のもとで進めました。

事業者に対しては、登録のメリットとして、①店舗PRのチャンス、②新たな顧客の拡大、③地域貢献店舗としてのイメージアップなどを説明しましたが、訪ねた事業者からは概ね前向きな回答を得ることができました。

また、市町村でも、協力事業者の登録拡大を進めており、これまでの県、市町村及び協会一体となった取り組みにより、「全国消防団応援の店」の登録自治体を県内30市町村のうち26市町村にまで広げることができました。（平成29年1月時点）

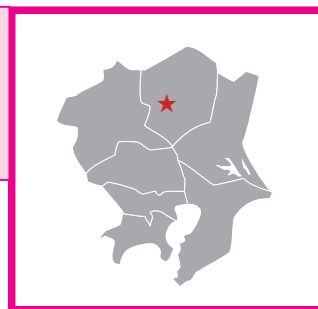
特記事項

平成29年1月17日現在、「にいがた消防団員サポート制度」に登録した店舗数は555店、このうち「全国消防団応援の店」に参加した店舗は316店となっており、6割近くの店舗に協力をいただきました。

今後とも県と連携して、両制度の周知に務めながら、「全国消防団応援の店」の登録拡大を進めますが、未だ登録のない自治体もあるので、県内全市町村に広がるよう取り組んでいきます。



「消防団サポート店」と「全国消防団応援の店」2事業を展開



消防団概要

- ①都道府県名 栃木県
- ②消防団名 鹿沼市消防団
- ③実員数 824名〔うち女性団員13名〕
- ④消防団事務局 鹿沼市消防本部 地域消防課
電話番号 0289-63-1156
- ⑤HPアドレス <https://www.city.kanuma.tochigi.jp/0232/genre2-0-001.html>

活動内容

鹿沼市では、消防団員とその家族に着眼した優遇制度の導入と団員確保対策として、消防団サポート店事業を平成26年4月に開始しました。

現在、登録数は113事業所で、対象者は消防団員とその家族としており、サポートカードも団員本人と家族が携行できるよう団員1人に2枚を配布しています。

また、この消防団サポート店事業の全国版とも言える「全国消防団応援の店」への登録を平成28年9月より開始しました。本市サポート店に協力依頼したところ、45店舗に賛同していただき、登録時には全国消防団応援の店登録数が日本一となりました。消防団活動への理解と協力体制の推進が着実に実を結んでいると感じました。



サポートカード



特記事項

周知方法として、登録事業所に表示証の掲示とのぼり旗の設置をお願いしており、鹿沼市ホームページやFacebookを活用し広く周知するとともに、消防団員には消防団幹部の会議等で登録店舗の資料の配布なども定期的に行っています。

これら2つの事業の効果は、地域のコミュニケーション増加による防災意識の向上や、地域防災の連携強化、また地域での買い物などの回数が増加することによる地域発展、店舗側には地域防災を担う消防団のサポート店であるというイメージアップが期待できることです。この消防団サポート店と全国消防団応援の店の両事業をとおり、更に消防団活動を広く理解してもらい「安全安心なまち」づくりにこれからも努めていきます。



サポート店表示証

消防団の活動に協力する事業所等を 応援する県税の特例について



協会概要

- ①都道府県名 静岡県
 ②協会名 (公財)静岡県消防協会
 電話番号 054-221-4119
 ③HPアドレス <http://www.shizuoka-shoboukyokai.or.jp/>

活動内容

平成28年3月17日、静岡県議会2月定例会では議員提出議案第1号「消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例の一部を改正する条例」が原案どおり可決成立し、同年4月1日から施行されました。

この条例は、円滑かつ安定的な消防団の活動の確保を図るため、一定の要件を満たした事業所等の法人事業税や個人事業税を軽減するもので、最初の条例は平成24年4月から導入されました。

今回の条例改正の変更点の第一は、「資本金若しくは出資金の額が1億円以下の法人又は個人」に加えて、「出資金の額が1億円を超える特別法人」を対象にしたことです。

対象となる事業所等は、

- (1) 県内に事業所等を有し、かつ当該事業所等のすべてが県内市町の「消防団協力事業所表示制度」の認定を受けていること。
- (2) 県内の事業所等における使用人等のうち、消防団員が1人以上いること。
- (3) 消防団活動に配慮した就業規則等を整備していること。

の3つの要件を満たしていることでしたが、これに、出資金額が1億円を超える特別法人にあっては3人以上の消防団員がいることを要件としました。

変更点の第二は、事業税の2分の1に相当する額を控除する際の限度額を10万円から100万円に引き上げたことです。

今回の改正により、制度の利用が増え、事業所等の理解が深まることにより、消防団員の活動環境の改善や、消防団員の増加につながっていくことが期待されています。



問合せ先 静岡県危機管理部消防保安課
 電話番号 054-221-2074
 HPアドレス <http://www.pref.shizuoka.jp/bousai/event/syobodan.html>

色麻町女性消防団員結成



消防団概要

- ①都道府県名 宮城県
- ②消防団名 色麻町消防団
- ③実員数 210名〔うち女性団員9名〕
- ④消防団事務局 色麻町役場 総務課
電話番号 0229-65-2111
- ⑤HPアドレス <http://www.town.shikama.miyagi.jp>

色麻町では、消防団組織の活性化や地域のニーズに応える方策として、女性消防団員9名を採用して4月1日に任命式を行いました。

女性消防団員は、平成28年1月から色麻町が募集し、町内の消防団協力事業所表示制度に加盟する事業所と町役場の職員が募集趣旨に賛同し、自ら入団を申し出ていただき結成されました。

また、5月16日には加美消防署を会場に、初任団員訓練として、加美消防署員指導の下、消防団組織等の講義や規律訓練などを実施しました。

活動内容



消防団演習



規律訓練
(加美消防署)

特記事項

5月29日には色麻町消防団演習において、訓練成果の披露として規律訓練を実施し、会場からは大きな拍手が送られました。

また、今後の活躍として、住宅用火災警報器の普及促進、一人暮らしの高齢者宅の防火訪問、住民に対する防災教育及び応急手当等の普及指導等、女性の持つソフト面を活かしての活動と、災害発生時における後方支援活動が期待されています。



規律訓練
(消防団演習事前訓練)

女性消防団による 幼少期防災教育の普及活動



消防団概要

- ①都道府県名 山形県
- ②消防団名 山形市消防団
- ③実員数 1,742名〔うち女性団員21名〕
- ④消防団事務局 山形市消防本部 総務課 消防団係
電話番号 023-634-1199

活動内容

山形市女性消防団は、平成6年に発足しました。
活動としては、演習等消防行事への参加の他、応急手当指導員の資格を取得し、指導者として地域における講習に参加することが主な内容でありましたが、「女性ならではの」の内容で、他に何か出来る活動はないか」と考え、更なる活動の範囲を広げる事を目指して検討したところ、幼少期における防災教育を強化するため、新たに寸劇による啓発活動を行うこととしました。

平成28年秋頃の披露を目標として、約2年間、月2回開催している定例会議の際に練習を行ってきました。団員は仕事や家庭を持ちながらの活動のため、全員が一斉に集合することはなかなか難しい中、シナリオの検討、役割分担を自ら考え、衣装や小道具も自前で作成し、完成に至っております。

平成28年9月27日に山形グランドホテルにて開催された「山形県女性消防団員連絡会議」の事例発表の場が初披露となりました。「幼少期におけるリスクマネジメント～とまって！たおれて！ころがって！～」と題し、子どもが好奇心で誤った火の取扱いをしてしまった時の対応を劇形式で具体的に伝え、火や煙から身を守る方法を学ぶ内容です。

初披露ということもあり、台詞が抜ける場面もありましたが、アドリブも交えて、分かりやすく伝わり、あっという間の15分間となりました。

特記事項

11月末に行われた山形県保育協議会の研修会において寸劇を披露しました。保育園や幼稚園、地域の防災教室にも積極的に出向し、幼少期の防災教育の普及啓発に貢献できたと考えています。

今後、幼少期からの防災教育とともに、この時期から消防団の活動を記憶の中に植え付け、地域防災の後継者が育つ環境を作ることも女性消防団員の役目として、日々の活動に生かしていきたいと考えています。



全ては定例会から～



消防団概要

- ①都道府県名 神奈川県
- ②消防団名 伊勢原市消防団
- ③実員数 344名〔うち女性団員20名〕
- ④消防団事務局 伊勢原市消防本部 消防総務課 総務係
電話番号 0463-95-9143

現在、伊勢原市消防団の女性消防団員は、20人で活動しています。

伊勢原市は男性・女性共に団員数の減少が無く活発な活動が行われており、私たち女性消防団員は主に「救急救命講習の指導・地元自治会の防災訓練などでの消火器の取扱い説明・市内のおまつりの警備」などを担当しています。

また、春と秋の火災予防運動の時期には駅前にて園児と一緒に火災予防の呼びかけや、予防課の職員と一緒に独居老人宅へ訪問しての防火指導を行っています。訪問先の方々からは、「女性が来ていただけると安心する」と、好評をいただいています。そして何より私たちの活動で特徴的なのは毎月行う定例会です。定例会が始まる前には、消防署員の方々より礼式訓練などを行ってもらったりもします。

私達にとって月1回の定例会はとても大事な時間です。全員働いており、また、子育てや家族の介護をしている女性もいる中で貴重な時間を割いて集まっているわけですから大切に使うなくてはなりません。その話し合いの中で生まれたのが、心肺蘇生の手順を説明しながらの「いせはら救命体操」や、全員で手話を学び消火器の取扱い方の説明を替え歌と手話で伝える「消火器の歌」などです。

また、平成27年に行われた女性消防団員活性化佐賀大会では、女性消防団員として活動を始めてから5年が経過したので、ひとつの区切りとし、定例会で決めた展示内容でのPR展示も行いました。

軽可搬ポンプ基本操法の訓練を受けること、視察研修先や内容など、全てこの月1回の定例会から生まれ、全員で話し合っただけのものではないです。



定例会



火災予防運動と園児

活動内容



佐賀大会展示コーナー

伝統行事に「華」を添えて 加入促進PR



消防団概要

- ①都道府県名 福井県
- ②消防団名 大野市消防団
- ③実員数 477名〔うち女性団員100名〕
- ④消防団事務局 大野市消防本部 警防課 警防グループ
電話番号 0779-66-0119
- ⑤HPアドレス <http://www.city.ono.fukui.jp/kurashi/kyukyu-shobou/index.html>

活動内容

女性消防団員100名で構成される結の故郷女性分団が、消防団活動のPRと消防団への加入促進を目的として、当市のお盆イベントである「おおの城まつり」の「越前おおのおどり」に参加しました。

越前おおのおどりは8月15日の夜に行われ、多くの観光客や踊りに来られた方で賑わう中、女性消防団員は分団を挙げて参加し、特に若者や女性に対して大野市消防団への加入をアピールすることができました。



特記事項

会場では、分団員が揃いの浴衣に身を包み、壮麗で流れるような踊りを披露し、市民はもとより多くの観光客の注目を集め、伝統ある「おおの城まつり」を大いに盛り上げることとなりました。

「越前おおのおどり」への参加を通じて、結の故郷女性分団の結束力を高めるとともに、大野市消防団全体の活性化を図ることができ、消防団活動の啓発に対する市民の理解を深めることができました。

女性の特性を活かした消防団活動



消防団概要

- ①都道府県名 石川県
- ②消防団名 七尾鹿島消防団連合会
(七尾市・中能登町消防団)
- ③実員数 492名〔うち女性団員21名〕
- ④消防団事務局 七尾鹿島消防本部 庶務課
電話番号 0767-53-1015
- ⑤HPアドレス <http://www.nanaka-fd.jp/>

活動内容

- ・ 石川県女性消防団員連絡協議会研修会参加(年1回)
- ・ 全国女性団員活性化大会に参加(H25年より毎年参加)
- ・ 七尾鹿島消防団女性団員視察研修会の実施(年1回)
- ・ 紙芝居を交えて市内の幼稚園や保育園等の園児に火の怖さや対処法等を教える「防火教室の実施」。
- ・ 春と秋の火災予防週間中の防火訪問「高齢者住宅防火診断」
- ・ 春と秋の火災防ぎょ訓練、連合訓練大会(ポンプ車操法)、出初式のアナウンス等
- ・ 大災害時の後方支援対応に備え、2年ごとに上級救命講習の受講の実施



連合訓練大会(行進)

特記事項

- ・ 高齢者住宅防火診断を通して、地域の人と触れ合う機会を増やし、地域の安全・安心に努めています。女性ならではの柔軟い対応が住民から好評をいただいています。
- ・ 幼稚園や保育園等へ出向き、七尾鹿島消防本部のマスコット(あんしん君)と一緒に防火教室が園児から防火について心に残ると評判です。
- ・ 全国女性団員活性化大会や石川県女性消防団員連絡協議会研修会に参加し、他の消防団との情報交換を行い、より良い活動となるよう心掛けています。



防火教室



あんしん君

女性消防団員の活躍



消防団概要

- ①都道府県名 岐阜県
- ②消防団名 各務原市消防団
- ③実員数 725名〔うち女性団員17名〕
- ④消防団事務局 各務原市消防本部 総務課
電話番号 058-382-3136
- ⑤HPアドレス <http://www.city.kakamigahara.lg.jp>

各務原市消防団では、17名の女性団員が日々、様々な場面で活躍をしています。

【女性分団の活動】

13名で組織された女性分団は、救命講習の際には市民指導員の資格を取得している団員が受講者への指導を行っています。新人団員を対象とした救命講習でも指導員として活躍し、市内大型ショッピングモールでの救急救命講習の受講促進PRを行っています。



救急救命講習受講促進PR

また、カラーガード隊として定期訓練も実施していて、市消防操法大会での演技披露や音楽隊分団と連携して演技披露も行っています。平成28年度の消防操法大会では、市内中学校の吹奏楽部と合同で実施し、好評を得ました。

その他にも、火災予防運動期間中に一人暮らしの高齢者世帯宅を訪問しての住宅防火診断や、年末夜警での炊き出し訓練なども行っています。

【音楽隊分団での活動】

女性団員のうち4名は音楽隊分団で活動しています。消防本部の音楽隊員と定期的に訓練を行い、各地区及び市の消防操法大会や消防出初式で訓練成果を発揮しています。

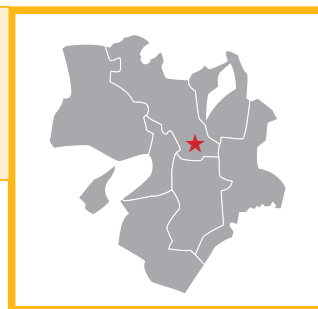
また、市内で開催される催事やフェスティバル等でも演奏を行い、市民から親しみを持たれる存在となっています。



火災予防啓発活動

活動内容

女性消防団員の 防災指導活動等について



消防団概要

- ①都道府県名 京都府
- ②消防団名 城陽市消防団
- ③実員数 275名〔うち女性団員10名〕
- ④消防団事務局 城陽市消防本部 総務課
電話番号 0774-54-0113
- ⑤HPアドレス <http://www.city.joyo.kyoto.jp/>

【平成28年度救急フェア】

日時：平成28年9月3日(土)

場所：文化パーク城陽

目的：市民の救急医療及び救急業務に対する正しい理解と認識を深め、かつ、救急医療関係者の意識の高揚を図ることにより、救急医療体制を一層充実させることを目的として、「救急の日」及び「救急医療週間」を中心に市民に対して救急普及活動を実施しました。

【平成27年度校区防災訓練】

校区防災訓練時、消火器の取扱説明や消火訓練等の防災啓発活動を行うとともに、消防団と自主防災組織との緊密な連携の強化と団員の確保に力を入れています。



実施日	校区
平成27年8月29日	富野
平成27年9月27日	今池
平成27年11月1日	寺田南
平成27年11月15日	寺田西
平成27年12月5日	久世
平成28年1月16日	青谷
平成28年1月17日	寺田
平成28年1月24日	古川
平成28年2月7日	久津川

活動内容

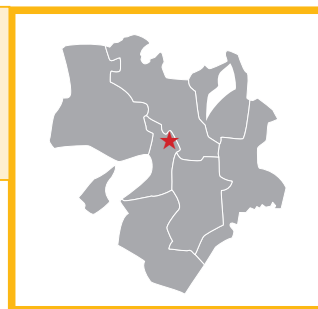
女性団員による女性ならではのソフトな面を活かした防災訓練での防火指導や救急フェアへの参加は、市民からも好評で、防火・防災思想の普及を効果的に進めています。

今後も、女性団員の活動を通じて防火・防災の普及を促進していきます。



特記事項

枚方市消防団女性分団の積極的な 支援活動が安心・安全な 地域社会に結びつく



消防団概要

- ①都道府県名 大阪府
- ②消防団名 枚方市消防団
- ③実員数 478名〔うち女性団員17名〕
- ④消防団事務局 枚方市役所 危機管理室 消防・地域防災グループ
電話番号 072-841-1270
- ⑤HPアドレス <http://www.city.hirakata.osaka.jp/>

活動内容

枚方市消防団女性分団は、平成14年4月に本部付けで活動を開始しました。

10年の節目となる平成24年4月に女性分団が新設され、11番目の分団となり、活動の幅を徐々にではありますが広げていきました。

女性分団の活動内容としては、予防啓発活動の一環として枚方市内の小・中学校や老人福祉施設等を訪問し、消火器の取扱いや防火防災についての講演、また、子どもたちに自分の身の守り方を伝える安全教室の実施や救命啓発劇及び応急手当講習を実施し、防火安全対策や応急手当の普及啓発活動の推進に寄与しています。特に全女性団員が応急手当普及員の資格を持ち、普通救命講習の実施等積極的な応急手当の普及啓発に取り組んでいます。申込者より「応急講習」、「安全教室」、「防災講演会」等、講習種別の講習要望を受け、出来る限り希望内容に沿って実施するもので、要望件数は平成27年度で107件、総受講者数は約6,400人でした。

また、地域コミュニティ協議会や自主防災会が主催される防災訓練やハグ訓練にも年間を通じて積極的に参加し、枚方市内に45校区ある自主防災会と協力関係を築いています。

特記事項

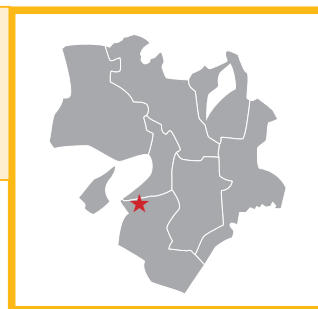
地域との繋がりが深く、各種事情に精通しているため、非常に多くの好意的な意見を市民から頂いています。今後も地域に根差した活動を実施していきます。枚方市消防団女性分団は、今後も豊富な知識を生かし、その役割を明確にすることで、非常に要望を多く受け喜びの声を市民から頂いています。



啓発・キャンペーン活動



女性消防団員の活動



消防団概要

- ①都道府県名 和歌山県
- ②消防団名 紀の川市消防団
- ③実員数 1,395名〔うち女性団員19名〕
- ④消防団事務局 紀の川市役所 消防防災課
電話番号 0736-77-1300
- ⑤HPアドレス <http://www.city.kinokawa.lg.jp/shoubou/shouboudan/>

紀の川市消防団本部には、平成27年度時点で2名の女性消防団員がおり、男性団員と同様に火災出動や災害対応等を行っていましたが、仕事と家事を両立しながら、消防団として災害出動するのは非常に難しく、「やりがいを感じられない…」、「自分は役に立っているのだろうか…」という気持ちで活動していたそうです。せっかく入団してくれた2名のやる気を無駄にせず、「女性ならではの」、「女性が活動しやすい」組織づくりを行うため、平成27年度から女性消防団員の入団促進に向けた取り組みを決定し、副方面隊長以上の幹部に現役女性消防団員2名を加えた「女性消防団員入団促進に向けての検討会議」を立ち上げました。

団本部では、女性の入団を促進したい気持ちは非常に強かったのですが、どう進めて良いものか見当がつかず、まず県内先進市町の組織体制や活動状況を調査、比較した結果、本市と同規模の「田辺市消防団」の本部付け女性分団の方法を参考とすることとなりました。田辺市消防団へ協力依頼し、設置準備段階の資料提供や女性分団が参加するイベントの視察研修を実施しました。田辺市消防団女性分団の活動を見学し、女性分団や事務局の方が、市民の皆様と楽しそうに講習会や紙芝居等を行っている姿が、まさに本団の目指すところでした。

検討会議では、5つの方面隊に割り当てられている団員定数を、5名分女性分団用に削減することで合計25名の女性分団定数を確保し、消防団本部に新たな女性だけのグループ(現女性分団)を設置し、男性団員だけでは取り組むことができなかった、「予防広報活動」「一般住宅訪問」「救命講習指導」「防火指導」を主として行う女性新入団員20名を、平成28年4月から8月までの間で募集することとしました。本団が最も重視し、注意したところは募集活動(P R活動)の方法です。県内外の先進地消防団から、市広報誌に掲載しても申し込みが3~4名だったとか、ほとんどが団員や関係者の家族の女性だったという募集活動に苦労した話を教えて



活動内容

いただき、どうしたら「女性消防団員」募集に目を向けていただけるかを議論しました。

本団が工夫した点はいくつかあり、まず1つは、市広報誌の「4月号表紙」の確保です。市広報広聴課も事情を察し、なんとかスペースは確保してくれたものの、現役女性消防団員2名で表紙を飾るにはあまりにも寂しいので、市役所女性職員4名にお願いし活動服を着てもらい6名整列した写真を撮影しました。現役2名が甲種制服で広報活動の服装、2名がキャップ・活動服・運動靴で講習指導の服装、2名がヘルメット・活動服・長靴で災害時後方支援の服装で整列し、新たな女性消防団グループの活動イメージを掲載していただきました。

次に、チラシの作成です。どうしたら手に取ってもらえるか、どうしたらチラシに気づいてもらえるかを考え、チラシのイラストは現女性分団長の友人がコンピューターグラフィックで作成してくれ、役所らしくなく、女性の手がチラシに伸びる手作り感を出していただきました。



募集チラシ

次に、募集活動です。婦人防火クラブをはじめ、市役所に事務局を置く各種団体の定例総会(約20件)で団長・副団長自ら出席し、女性消防団員が必要とされている理由や、本団女性グループの今後の活動を説明したほか、本部役員と現役女性消防団員2名は、地域の積極性ある女性に口コミで募集活動を続けました。

次に、目を引く看板の作成です。看板は現役女性消防団員2名が所属する那賀方面隊長が引き受けてくれました。奥さんがトールペイントでイラストを描写、方面隊長が木材をカット、娘さんがタイトルを毛筆で書いてくれました。出来上がった看板は、普段、市役所本庁舎正面玄関に設置し、PR活動には毎回同行してもらいました。

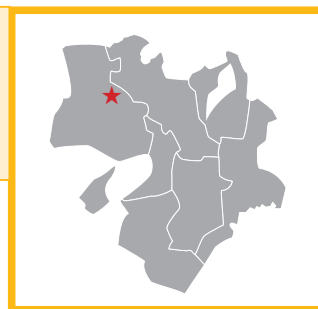
募集結果は、旧町域からまんべんなく、20歳代から60歳代までの非常に積極的な女性17名が申し込みし、本団の手づくりの募集活動はまずまずの成果を収め、平成28年10月1日付けで、現役女性消防団員2名を分団長、副分団長に、17名の申込者に団員の辞令を発令し「紀の川市消防団本部女性分団」が誕生しました。当初10月初旬に入団式を行う予定でしたが、設立早々女性消防団員の都合が合わず、ひと月遅れの11月6日ようやく辞令交付を行うことができました。

11月20日に開催された市防災総合訓練では、訓練内容の「応急手当訓練」「初期消火訓練」を受講し、女性消防団員としての第1歩を踏み出すことができました。

今年度も、防火パレード、出初式、救命講習の受講のほか先進地視察等も計画しており、好調なスタートを切れたように感じています。

仕事のほかに家事もこなす女性消防団員の都合を合わせるのは大変ですが、色々な地域から集まった色々な年代の女性の知識や私生活での経験・人脈を生かして、今までの紀の川市消防団では対応できなかった、きめ細かな消防団活動を展開してくれることを大いに期待しています。

踊って学ぼう～丹波市音頭で救急法♪



消防団概要

- ①都道府県名 兵庫県
- ②消防団名 丹波市消防団
- ③実員数 1,693名〔うち女性団員8名〕
- ④消防団事務局 丹波市役所 生活環境部 暮らしの安全課
電話番号 0795-82-1001
- ⑤HPアドレス <http://www.city.tamba.hyogo.jp/>

活動内容

現在の団員総数は1,693名で平均年齢は39.4歳、そのうち女性消防団員は現在8名で編成しております。女性団員増員という課題がある中で“少人数でもできる活動を！”と話し合い、応急手当普及員の資格を取得し、消防署員と一緒に年間30回近い救命講習会に参加しています。

また、初出式、操法大会、夏季訓練大会のアナウンスや毎月一日の広報車による夜間火災予防の呼びかけ、春秋の全国火災予防週間には市内のショッピングセンターの店頭に立ち、手作りのチラシを配布し、火災予防の呼びかけを行うなど広報活動にも力を入れています。

他の団体との活動では、防災会と連携を図り、市内自治会の防災訓練にも参加しています。丹波防犯協会と丹波警察署主催で開催する「みんなで作ろう 安全・安心のまち 丹波市」をテーマにした『地域安全丹波のつどい』では、自作の寸劇や、「丹波市音頭」にAEDの振付を行い、一緒に踊りながら、心肺蘇生法をわかりやすく伝えています。

特記事項

今後は、火災時・災害時に男性消防団員の活動をサポートし、女性ならではの気づかいで地域の方々に女性消防分団を身近に感じて頂き、団員加入につながればと思います。



地域でのAED救急救命講習



地域安全丹波のつどい～丹波市音頭で救急法♪

鳥取・島根女性消防団員研修交流会



協会概要

- ①都道府県名 鳥取県・島根県
- ②協会名 (公財)鳥取県消防協会
電話番号 0859-27-0825
(公財)島根県消防協会
電話番号 0852-21-2166
- ③実員数 鳥取県 5,071名〔うち女性団員172名〕
島根県 12,155名〔うち女性団員259名〕
- ④HPアドレス (公財)鳥取県消防協会 <http://www.t-kyo.sakura.ne.jp/>
(公財)島根県消防協会 <http://fish.miracle.ne.jp/mukasai/>

活動内容

平成28年11月13日(日)に鳥取県消防学校において、約150名の鳥取県・島根県両県の女性消防団員等が集い、研修によって幅広い知識を養い、互いに情報交換することで防火防災思想の普及促進及び消防団活動の一層の充実強化に繋げ、更に女性消防団員の加入促進を図ることを目的として開催しました。

平成26年に続いて2回目の開催となり、日本消防協会の出前講座を利用し、リスクウオッチ代表の長谷川祐子氏を講師に迎え、「地域で輝く女性消防団員～学ぶ災害時救助・避難所運営～」と題した講演を実施しました。

また、両県から各一団ずつ活動事例発表を行いました。

活動事例発表

- 防火ダンス「たのしんじゃー」 米子市消防団女性分団
- 「安来市消防団女性隊の発足」 安来市消防団 班長 中西美香



活動発表や交流会では互いに刺激を受け、今後の団活動に生かせるという意見が多く聞かれ、有意義な研修交流会となりました。

デジタル紙芝居で防火防災を学ぼう！



消防団概要

- ①都道府県名 福岡県
- ②消防団名 大牟田市消防団
- ③実員数 665名〔うち女性団員24名〕
- ④消防団事務局 大牟田市消防本部 総務課 消防団係
電話番号 0944-53-3522

活動内容

子供たちの興味を引くため、従来の紙芝居に動きや音を加えた紙芝居「デジタル紙芝居」を「女性や若者をはじめとした消防団加入促進モデル事業」（平成27年度消防庁支援事業）を活用して作成しました。作品は消防庁の防災紙芝居及び女性消防団員が独自で作成した紙芝居の2作品です。作成したデジタル紙芝居は学童保育所（小学生）を中心に披露しています。デジタル紙芝居は動きや音があり小学生に好評で、2作品で1時間程度ですが、飽きずに聞き入ってくれています。内容については、防火、防災に関するもので、幼少期から防火、防災、家庭や外出時の危険等を楽しく学ぶことができます。



また、小学生の両親宛に消防団の活動や女性分団の存在をPRするため、子供たちにお土産として、消防団のPRグッズ（ポケットティッシュ、絆創膏等）を持って帰ってもらいます。防火、防災の意識を高揚させ、数十年後には消防団に入団してもらうことを願って、活動を行っています。

特記事項

女性消防団の活動が若い子育て世代に少しずつ認知されるようになりました。

今後は、より対象を広げて防火防災教育を図るとともに、女性消防団のアピールをしていきたいと思えます。



女性消防団員による高齢者宅防火訪問



消防団概要

- ①都道府県名 鹿児島県
- ②消防団名 瀬戸内町消防団
- ③実員数 112名〔うち女性団員7名〕
- ④消防団事務局 大島地区消防組合 瀬戸内消防分署 警防非常備係
電話番号 0997-72-1190

活動内容

女性消防団員による65歳以上の高齢者を対象にした地域住民への防火広報活動

- ・ 実施日時
平成28年7月24日(日) 9時00分～17時00分
- ・ 場 所
瀬戸内町内 請島・与路島
- ・ 経 緯

瀬戸内町は離島であり、その他に3島(加計呂麻島・与路島・請島)を抱えており、その中で与路島・請島で火災等の出場があった際には、古仁屋市街地から到着まで1時間程度かかり、一度火災が発生すると拡大延焼するため消火活動が困難になります。また、集落住民の大半が高齢者ということもあり、逃げ遅れの危険性も高まります。そういった消防活動困難地域に、女性消防団員がこういった活動が出来るのかを考えながら、離島地域(与路集落・池地集落・請阿室集落の3集落)を対象に防火訪問を行い、火災発生未然防止を目的として活動を行いました。



訪問した際には、手作りの風鈴及び住宅用火災警報器設置のチラシを各世帯に配布し、熱中症予防も話しながら、地域住民との相互協力体制の確認と集落に在住している消防団員との連携も強化しました。

特記事項

今回実施して明らかになった課題を改善して、平成29年の夏に加計呂麻島の高齢者宅を対象にした防火訪問を実施し、火災発生未然防止効果・熱中症による救急出場予防効果に努めていきます。その際には今回同様に手作りの風鈴も渡す予定です。

その他の活動事例

分類	都道府県	団体・消防団	活動内容
訓練災害活動	北海道	檜山広域行政組合 今金町消防団	全国的な水害の多発・被害の甚大化に鑑み、災害時の水防活動を円滑に実施できるよう、水防技術の向上を図った。特に技術面に主眼をおいた講習会を受講し、水害時の技術的なリーダーを組織的に育成している。
訓練災害活動	北海道	紋別地区消防組合 雄武消防団	雄武町総合防災訓練を平成22年から毎年実施。幌内地区を主会場に町内津波浸水区域全域を訓練地域とし、平成28年度は消防団29名、支署職員14名により避難広報、避難誘導、避難所付近の交通誘導を実施した。
訓練災害活動	北海道	佐呂間町消防団	前線の停滞と台風11号による影響で道路の一部が冠水し、付近住宅への浸水害が懸念されたが、消防団が早期から巡回を開始し、速やかに水防活動に従事できたことで住宅の浸水を未然に防ぐことができた。
訓練災害活動	宮城県	宮城県消防協会 塩釜地区支部	消防協会塩釜地区支部主催による2市3町（塩竈市<2団>・多賀城市・松島町・七ヶ浜町・利府町）6消防団員461名（女性団員30名）参加による連合演習を実施した。
訓練災害活動	石川県	輪島市消防団	防災関係機関及び市民の参加のもと、輪島市総合防災訓練を実施した。参加団体21団体、約980名が参加し、関係機関の組織体制及び機能の確認とその実効性について検証した。併せて住民一人一人が災害発生時に「自らが何をすべきか」、防災意識と知識の向上を図った。
訓練災害活動	岐阜県	各務原市消防団	各務原市消防団では、毎年7月に夏季連合演習を実施している。平成28年度は、山林火災消火訓練を消防団が主体となり実施した。参加人数は、約600名。有事の際には円滑に活動できるように、その他各種訓練を年間通じて実施している。
訓練災害活動	長崎県	長与町消防団	自主防災組織より依頼があり、長崎県消防学校から起震車を借用し、長与町消防団第9分団と共同して地震体験（訓練）を実施した。参加人数は、約100名（うち消防団員15名）で、社会福祉協議会と共同で災害時の炊き出し訓練、警察署員による講話も実施した。
防災教育	広島県	福山市消防団	福山市立御野小学校において、敬老会で集まる地域の方々を対象に、災害発生時における行動等を、手作りの道具を用いて寸劇として紹介した。
広報・PR活動	北海道	岩内・寿都地方消防組合 寿都消防団	火災予防運動期間中、寿都町民に対して防災意識を高めるために防火チラシを配布し、また、終了後には各分団車両等の機器取扱訓練・放水訓練を実施し、団員の資質向上に努めている。

分類	都道府県	団体・消防団	活動内容
広報・PR活動	北海道	富良野広域連合 上富良野消防団	上富良野消防団ラッパ隊は、平成16年に消防団の活性化及び魅力ある消防団づくりを目的に発足した。現在では、地域住民へ消防団をPRする役割を担っている。
広報・PR活動	北海道	共和消防団	春・秋の全道火災予防期間中、各分団が管轄する地域の一般家庭防火査察を実施し、住警器の設置状況、消火器の有無、火気の取扱い状況などを確認し防火防災の啓発を行っている。
広報・PR活動	北海道	岩内・寿都地方消防組合 泊消防団	火災予防の喚起を促すため、消防車両6台により泊村村内で防火パレードを実施し、火災予防啓発を行うとともに村内各家庭を訪問し防火指導を実施した。
広報・PR活動	青森県	十和田市消防団	多くの市民が集う十和田市秋祭りに毎年参加し、消防活動のPR、団員募集活動を実施している。市庁舎前で、救急法の実演、車両の展示、資機材の展示等を行い、女性団員を中心に女性団員の活動内容の理解や女性団員の募集も行っている。
広報・PR活動	愛知県	一宮市消防団	愛知県消防団加入促進事業費補助金を活用し、消防団普及啓発用物品を購入し、地域の行事で物品配布をすることにより、入団促進や消防団活動への市民理解を深めている。
確保対策	北海道	斜里地区消防組合 清里消防団	独自にデザインしたポスターを作成し、火災予防運動期間中に町内各事業所へ配布及び掲示を依頼し、新規入団者の確保に努めている。
確保対策	福島県	南相馬市消防団	消防活動への豊富な経験・知識を有する消防団員OBによる機能別団員制度を導入し、即戦力として初動体制、消防力等の強化を図った。
確保対策	埼玉県	所沢市消防団	大学生等の入団を促進し、地域防災力の充実強化を図ることを目的に、学生消防団員の就職活動を支援する「所沢市学生消防団活動認証制度」を平成28年10月1日からスタートしている。
確保対策	岐阜県	各務原市消防団	毎年10月に、市役所採用職員（1～3年目）に対する研修の一部として、団長又は副団長による消防団の活動等の講義を行っている。 ・1年目：規律訓練等・消防団の身分の説明 ・2年目：署にて結索訓練の実施 ・3年目：小型ポンプ操法の実施 平成28年度は、約30名が受講した。
確保対策	岐阜県	関市消防団	T-SELF（企業別女性団員）を平成28年度発足。市内の事業所から選出された女性団員を中心に、火災の予防・啓発に努め、大規模災害時には後方支援を行うこと、消防団組織の活性化を目的に活動している。
確保対策	愛媛県	西予市消防団	消防団員の不足状態の解消、団組織の活性化をめざし、本市の消防団の現状（団員数減少等）と消防団活動、女性消防団員の活動事例紹介などを内容とする女性消防団員加入促進説明会を実施した。

分類	都道府県	団体・消防団	活動内容
確保対策	福岡県	北九州市 小倉南消防団	消防団員が減少し、若者の消防団活動への参加が強く期待されているため、大学生等の消防団員の確保を目的として、学生が多く集まる学園祭の機会を捉えて入団促進PRに努めた。
組織装備の強化	北海道	岩内・寿都地方消防組合 泊消防団	平成27年度に消防団員服制基準に基づく消防団員用活動服を全団員について更新した。また、平成28年度は安全帽を全団員へ付与するよう事業を進めている。
組織装備の強化	石川県	輪島市消防団	全消防団員の活動服を整備することにより、消防団員の士気向上や夜間の現場活動の安全確保を図ることはもちろんのこと、新入団員の勧誘にも役立っている。
教育訓練	北海道	増毛町消防団	全団員に対し、安全管理・現場指揮講習を行い、災害発生時に二次災害の防止と効率的な現場活動を行うため、座学による講習を実施した。また、町民の救命率の向上を目的に救命講習や応急手当の指導や講義を行った。
教育訓練	北海道	岩内・寿都地方消防組合 神恵内消防団	春季総合訓練において、出火場所を事前に周知せず非常招集から出火想定場所へ出動し、分団長の指揮のもと火災想定訓練を実施した。
教育訓練	岐阜県	各務原市消防団	毎年4月に消防団員に対する教育訓練を実施している。 ・幹部：交通法規聴講、報酬、費用弁償について ・班長：交通法規聴講、市消防メール登録状況、活動上の確認事項、消防団員の福利厚生、費用弁償等 ・機関員：交通法規聴講、小型動力ポンプ取扱い訓練 今年度は180名が参加。年間通じてその他の教育訓練を実施している。
教育訓練	愛媛県	西条市消防団	今後発生が予想される南海トラフ巨大地震に対して、西条市消防団災害活動マニュアルを基本とした迅速で確実な活動体制の構築、団員相互の情報共有や活動方針の再徹底のため、防災対策訓練を実施した。
教育訓練	長崎県	長崎市消防団	消防団員として必要な消防防災に関する知識、技術、指導技術の習得に努め、地域防災の中心的な役割を担うことができる消防団員を養成することを目的に「指導消防団員」養成研修を実施した。
消防団協力事業所 サポーター事業	北海道	石狩消防団	平成28年8月1日付で、災害時等に事業所が保有する重機等の資機材を消防団活動のために提供可能な2事業所を新たに認定し、表示証の交付が行われた。
消防団協力事業所 サポーター事業	青森県	弘前市消防団	消防団員の確保及び活動環境を整備するため、「弘前市消防団協力事業所表示制度」を平成21年4月1日に制定。平成28年は、前年同期と比較して34事業所が新たに協力事業所に認定された。
消防団協力事業所 サポーター事業	福島県	南相馬市消防団	平成29年4月より消防団サポート事業を開始。消防団員の活動を支援し、消防団と市内事業所等の活性化を図ることで、地域の消防防災力の充実強化を推進することを目的としている。
消防団協力事業所 サポーター事業	埼玉県	熊谷市消防団	平成27年7月1日より熊谷市消防団サポート事業を開始。平成28年2月3日現在の登録店舗等数54となっている。

分類	都道府県	団体・消防団	活動内容
消防団協力事業所 サポーター事業	愛知県	豊田市消防団	「豊田市消防団応援の店」事業を平成28年10月から開始。消防団員を地域ぐるみで応援する機運を高め、消防団活動への理解の促進と活動しやすい環境づくりを進め、消防団員の確保及び地域防災力の向上を図ることを目的としている。
女性消防団員の活動	北海道	夕張市消防団	消防訓練場で行われた夕張市消防団総合訓練において、女性消防分団によるAEDを用いた心肺蘇生法及び担架を用いた傷病者の搬送法を展示した。
女性消防団員の活動	北海道	岩内・寿都地方消防組合 岩内消防団	園児に対する火災予防教育・危機管理教育及び防火思想を普及させるとともに、女性消防団員による広報活動と地域住民へのPR活動を目的に、幼稚園年長組の園児を対象に防火啓発活動を実施した。
女性消防団員の活動	北海道	岩内・寿都地方消防組合 島牧消防団	春秋の全道火災予防運動期間中、65歳以上の独居老人世帯を女性消防団員が回り、火災予防啓発とともに独居老人の把握を行っている。
女性消防団員の活動	北海道	黒松内消防団	女性団員の行っている訓練、広報等のこれまでの活動の幅を広げ、ソフト面での更なる活動の場を模索し、単身高齢者世帯への防火啓発訪問を実施した。
女性消防団員の活動	北海道	上川北部消防事務組合 美深消防団	女性消防団員による、65歳以上又は単身高齢者宅を訪問しての安否の確認及び住宅防火に対する指導、学校施設の避難訓練指導時における消火器の使用方法的指導を行っている。
女性消防団員の活動	北海道	遠軽町消防団	幼稚園、保育所の避難訓練や地域イベントに合わせて、着ぐるみを着用した女性団員が子供たちに火災の危険性や避難の重要性を知ってもらうための広報活動を実施している。
女性消防団員の活動	北海道	湧別町消防団	普段は幼稚園や保育所の避難訓練で寸劇による啓発を行っているが、遠軽地区広域組合湧別町消防団秋季消防演習において実演披露した。
女性消防団員の活動	北海道	網走地区消防組合 女満別消防団 網走地区消防組合 東藻琴消防団	女満別消防団と東藻琴消防団では、平成27年に地域住民の救命率向上や救急手当普及活動を目的とし、女性団員全員が応急手当普及員の資格を取得した。
女性消防団員の活動	愛知県	江南市消防団	正しい花火の使用方法和火災予防の普及啓発を図るため、園児を対象とした花火教室へ女性消防団員が出向き親しみやすい指導を行っている。
女性消防団員の活動	愛媛県	大洲市消防団	「えひめYOSAKOI祭り」で、女性消防団員30名がチームで参加し、大洲市内を踊りながら消防団を大いにアピールした。
女性消防団員の活動	大分県	豊後高田市消防団	全女性消防団員が救急救命のスキルを身につけ、地域で住民に対し指導できるよう、知識と技術の習得機会を設けている。



北海道
富良野広域連合 上富良野消防団



宮城県
宮城県消防協会塩釜地区支部



石川県
輪島市消防団



愛知県
一宮市消防団



愛知県
江南市消防団



岐阜県
各務原市消防団



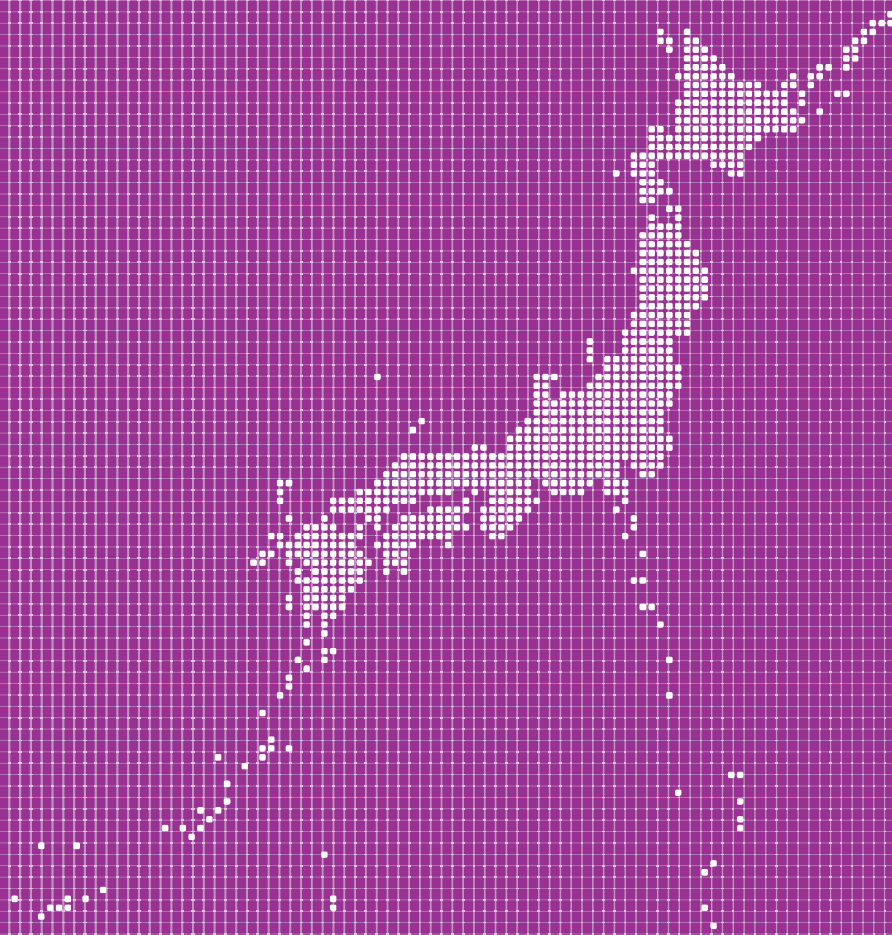
長崎県
長崎市消防団



大分県
豊後高田市消防団

第 IV 章

新時代に対応した消防団
運営方策の普及に係る講座



平成28年度 新時代に対応した 消防団運営方策の普及に係る講座

日本消防協会では、消防団員の確保や消防団組織の充実強化、活性化を一層促進していくことを目的に、全国各地へ講師を派遣し、団員確保対策、組織運営、住民への啓発指導、災害対応に関する具体的な方策について講座を開催し、今年度は、計20回実施いたしました。

また、最前線で活動する消防団員や防災関係者と講師が意見を交換する場を設けることにより、今後の消防団運営の一層の活性化に役立てたいと考えています。



リスクウォッチ
代表 長谷川祐子



東北福祉大学
兼任講師 後藤一蔵



赤羽消防団
副団長 小澤浩子



安佐南消防団
女性消防隊長 西部美千代



(一財) 消防防災科学センター
防災図上訓練指導員
中村敏一



元東京消防庁丸の内消防署長
谷口由美子



(公財)長野県消防協会
参与 五十嵐幸男



講座の様子



講座の様子



講座の様子



講座の様子

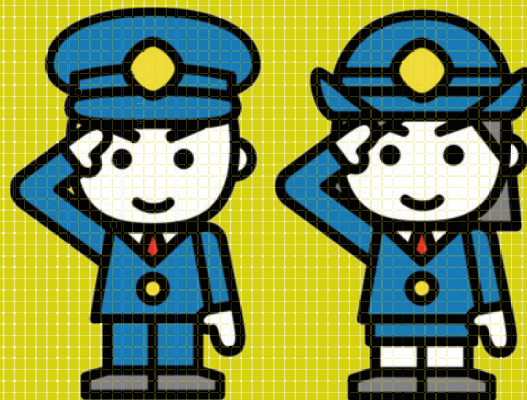


各講座実施状況

回	実施日・場所	演題・講師	参加人数
1	平成 28 年 6 月 9 日 (木) 熊本県熊本市	熊本の消防団へ アメリカ式生き抜く知恵と技術 リスクウォッチ 代表 長谷川祐子	120
2	平成 28 年 6 月 29 日 (水) 栃木県日光市	消防団と自主防災組織の連携における今日的課題 東北福祉大学 兼任講師 後藤一蔵	163
3	平成 28 年 7 月 3 日 (日) 奈良県奈良市	奈良県消防団ネクストステージへ リスクウォッチ 代表 長谷川祐子	100
4	平成 28 年 7 月 12 日 (火) 岐阜県岐阜市	共につくる！安全なまち ～地域防災の中核としての消防団活動～ 東京都 赤羽消防団 副団長 小澤浩子	70
5	平成 28 年 7 月 30 日 (土) 島根県出雲市	今こそ！消防団 ～消防団活動の充実と活性化～ 東京都 赤羽消防団 副団長 小澤浩子	265
6	平成 28 年 8 月 8 日 (月) 大分県大分市	その時女性消防隊にできることは！！ 広島市安佐南消防団 分団長 西部美千代	68
7	平成 28 年 9 月 24 日 (土) 愛知県尾張旭市	図上訓練D I Gの実施について (一財) 消防防災科学センター 防災図上訓練指導員 中村敏一	39
8	平成 28 年 10 月 30 日 (日) 福岡県志免町	消防団新法制定とこれからの課題 元東京消防庁 丸の内消防署長 谷口由美子	120
9	平成 28 年 11 月 6 日 (日) 山口県山口市	図上訓練D I Gの実施について (一財) 消防防災科学センター 防災図上訓練指導員 中村敏一	53
10	平成 28 年 11 月 13 日 (日) 鳥取県米子市	地域で輝く女性消防団員 ～学ぶ災害時救助・避難所運営～ リスクウォッチ 代表 長谷川祐子	143
11	平成 28 年 11 月 13 日 (日) 石川県金沢市	消防団新法制定とこれからの課題 元東京消防庁 丸の内消防署長 谷口由美子	12
12	平成 28 年 11 月 19 日 (土) 岡山県津山市	消防団員の活性化について (公財) 長野県消防協会 参与 五十嵐幸男	278
13	平成 28 年 11 月 26 日 (土) 宮城県仙台市	ふるさとを守る女性の力！ ～女性消防団員の効果的な活動～ 東京都 赤羽消防団 副団長 小澤浩子	37
14	平成 28 年 11 月 27 日 (日) 三重県松阪市	実践的災害時訓練、災害時地域の力となる リスクウォッチ 代表 長谷川祐子	106

回	実施日・場所	演題・講師	参加人数
15	平成 28 年 12 月 8 日 (木) 秋田県秋田市	消防団新法制定とこれからの課題 元東京消防庁 丸の内消防署長 谷口由美子	65
16	平成 29 年 1 月 17 日 (火) 青森県青森市	消防団と自主防災組織との連携のあり方について 東北福祉大学 兼任講師 後藤一蔵	89
17	平成 29 年 1 月 19 日 (木) 岩手県花巻市	消防団員の確保対策・地域住民への消防団の P R (公財)長野県消防協会 参与 五十嵐幸男	137
18	平成 29 年 2 月 5 日 (日) 滋賀県近江八幡市	その時女性消防隊にできることは・・・ 広島市安佐南消防団 分団長 西部美千代	166
19	平成 29 年 2 月 5 日 (日) 広島県広島市	女性消防団員 災害時、地域の力になる リスクウォッチ 代表 長谷川祐子	210
20	平成 29 年 2 月 23 日 (木) 福島県郡山市	消防団新法制定とこれからの課題 元東京消防庁 丸の内消防署長 谷口由美子	138

日本消防協会からの
お知らせ



消防団活動事例ページのご案内

閲覧場所へのアクセス方法①

日本消防協会ホームページに
アクセスしてください。
<http://www.nissho.or.jp>

右側メニュー内
【消防団活動事例】を
クリックしてください。



閲覧場所へのアクセス方法②

ご覧になりたい年度の画像を
クリックしてください。
※【PDF】データが開きます。



各消防団の記事がご覧いただけます。

全国消防団PRページへの登録方法

無料で、各消防団の情報を掲載し、消防団の活動内容等をPRすることができます。
(登録は消防団単位とします)

登録手順 ①

日本消防協会ホームページに
アクセスします。
<http://www.nissho.or.jp>

画面右下の【全国消防団PR】を
クリックします。



登録手順 ②

右図のページが表示されましたら
画面中央の【PRページ申請画面】
をクリックします。



登録手順 ③

右図の項目欄に入力してください。
※尚、添付する画像のサイズは
80KBまでとします。

入力が終了しましたら、画面下部の
【次へ】をクリックします。



登録が完了されました。

後日、【全国消防団PR】ページ内に情報が公開されます。

地域防災力の 充実強化と消防団

